

平成16(2004)年版

環境白書



三重県

表紙：松本峠（熊野古道）からの眺望

詳細なデータを含む資料編はインターネットで公開しています。
なお、環境白書本文もあわせて提供しています。

ホームページ <http://www.eco.pref.mie.jp/>

◆三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品◆

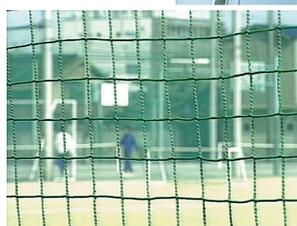
〈使用事例〉



リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13年3月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。平成16年4月1日現在、74製品をリサイクル製品として認定しています。



再生プラスチック嵩上げ材使用ダクトイルグレーチング
「リサイクルグレーチング」(主要地方道四日市朝日線)



ペタールネット
「多目的ネット」(県立四日市高等学校)



ジュリプラ (ベンチ)
「再生プラスチック製のベンチ」(三重県営サンアリーナ)



ウッドブロック
「間伐材の木製ブロック」(飯南町大字向粥見)



アースソイル
「緑化基盤材」(芸濃町大字忍田字城山)



ハイブリック (KY)
「インターロッキングブロック」(三重県庁)

※三重県リサイクル製品利用推進条例の内容及び認定リサイクル製品の概要・認定状況等は、ホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp/>)でもご覧いただけます。

三重県指定希少野生動植物種一覧（平成16年5月11日指定告示）



ツキノワグマ

飯高町、宮川村、海山町、尾鷲市、熊野市、紀和町などで生息情報があります。紀伊半島の個体群は孤立しており、個体数は3県で約180頭と推定されています。



カンムリウミスズメ

紀伊長島町の沖合や離島で生息、繁殖記録があります。1970年頃の個体数は数百羽と推定されていますが、カラスや人による繁殖阻害が原因で、激減しています。



カラスバト

紀伊長島町の離島で生息記録があります。温暖な照葉樹林に生息し、果実や堅果を採餌します。かつては、尾鷲市や紀伊長島町付近にも生息していました。



ウチャマセンニュー

日本へは夏鳥として渡来し、県内では紀伊長島町と志摩町の離島で生息、繁殖記録があります。人の活動による繁殖地への悪影響が懸念されます。



カワバタモロコ

津市と度会町のため池で生息記録があります。生息環境の悪化や競合種、捕食種の移入、さらに捕獲圧等により減少しています。



ウシモツゴ

岐阜、愛知、三重県に分布し、県内では伊勢市と度会町で生息記録があります。捕獲圧による減少や土砂の堆積による生息環境の悪化がみられます。



カワラハンミョウ

津市と河芸町で生息記録があります。川原や砂浜に生息しますが、砂地の減少や生息地への車の乗り入れなどにより激減しています。



ハクセンシオマネキ

県内では松阪市と伊勢市に生息します。個体数はいずれの生息地でもきわめて少なく、その生息地面積も縮小しています。



シオマネキ

県内では南勢町に生息し、本種の国内の分布北限地として貴重です。しかし、面積も狭く、土地の利用が人と重なるため安心できる状況ではありません。



カナマルマイマイ

いなべ市の鈴鹿山脈藤原岳の石灰岩地域にのみ生息する三重県特産種です。



ヒモヅル

近畿地方以西の山地に分布する常緑性のシダです。県内では御浜町で生育します。この生育地は1961年に発見され、国内の分布北限地です。



ヘゴ

亜熱帯性の木性シダです。県内では、尾鷲市と紀宝町で生育が確認されています。かつては尾鷲市の数地点でも生育していましたが、現在は確認できません。



オオタニワタリ

紀伊半島を分布北限とする暖地性のシダです。県内では紀伊長島町の離島で生育します。かつては熊野灘沿岸部にも生育しましたが、現在は確認できません。



オニバス

1 m以上の水上葉をつける一年草です。多度町の水田地帯の水路で生育します。昭和のはじめ頃には、隣接の長島町、桑名市などでも点々と生育していました。



ジュロウカンアオイ

尾鷲市の山中にのみ生育します。本種は、1976年に新種記載された三重県特産種です。園芸用採取により減少しています。



マメナシ

丘陵地の湿地周辺に生育します。県内では、四日市市や多度町、玉城町で見られます。かつては、明和町、鳥羽市でも記録されていますが、現在は確認できません。



ハマナツメ

海岸近くの湿地に分布し、県内では南島町、紀勢町、海山町、尾鷲市、熊野市及び御浜町で確認されています。全国で1万株程度、県内では約6千株が生育しています。



ムシトリスミレ

湿り気のある岩壁に生える多年草の食虫植物です。県内では飯高町の山中で生育し、変種イタカムシトリスミレと分類されています。園芸用の盗掘がみられます。



トダスゲ

水辺に生える多年草です。全国的にも珍しく、数地点で200株程度が確認されているだけです。県内では海山町で生育します。この生育地は全国最大規模です。



ツクシナルコ

平地の湿地に生える多年草です。紀伊半島と四国、九州に分布し、全国の生育個体数は、約800株であると推定されています。県内では尾鷲市、紀伊長島町、海山町で生育します。

みんなで作るホームページ！

しぜんがっこう

みえの自然楽校

<http://www.eco.pref.mie.jp/shizen/gakkou/>

しぜんがっこう
「みえの自然楽校」は、三重県の自然を「楽しく」学ぶホームページです！

私たちの周りにあるすばらしい自然！それらに気づき、守っていくために何ができるのかな？ということと一緒に考えていきませんか。

自然のとおき情報、自然を守るためにがんばっている仲間、みなさんから寄せられた季節の情報などを掲載します！

シーズンウォッチャー

みなさんから寄せられた写真とメッセージを紹介します！四季折々の情報を送ってね！

イベントカレンダー

自然にふれあうことができるイベント情報などをお届けします！

がんばる仲間

自然を守るためにがんばっている仲間を紹介します！

私たちにできること

大切な宝物である自然を守るため、私たちにできることを一緒に考えていきましょう！

リレーコラム

今まで知らなかった自然の不思議や面白い動植物の話など、新発見があるかも！
*自然に詳しい人によるリレー形式のコラムです！

私たちの宝物

三重県のすばらしい自然の数々を紹介いたします！これらはみんな私たちの宝物です！

困ったときの連絡先

自然や野生動植物とのつきあい方で困ったときの連絡先を紹介いたします！



●お問い合わせ先●

三重県環境森林部 自然環境室

*TEL 059-224-2627

*FAX 059-224-2070

*メール shizenk@pref.mie.jp



「環境白書」の発刊にあたって

三重県知事 聖名昭彦

今日の、私達を取り巻く環境問題は、廃棄物問題や自動車公害など地域的な問題から、地球温暖化や生物多様性の喪失など空間的、時間的広がりを持つ問題にまで拡大し、深刻化しています。

このような環境問題を解決していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変えていくことが必要です。

三重県では、これまで平成9年6月に本県における環境政策のマスタープランとなる「三重県環境基本計画」を策定し、計画に掲げました基本目標の実現に向けて、さまざまな環境保全施策に取り組んできました。

しかし、環境問題を取り巻く状況は急激なテンポで変化しており、また、こうした環境問題への対応には、県民や事業者の皆様の環境への自主的な取組がますます重要となってきております。

こうした状況変化に的確に対応するため、三重県環境審議会をはじめ多くの方々のご意見、ご提言をいただきながら本年6月に環境基本計画を改定したところです。

今後も、「環境の世紀」といわれる21世紀を、豊かで安心して暮らしていくことができるよりよい環境づくりに全力で取り組んでまいります。

この白書は、平成15（2003）年度における三重県の環境の状況と、環境保全に関して講じた施策を中心に取りまとめました。本書を通じて今日の環境問題に対する理解を一層深めていただくとともに、さらに一人ひとりの環境行動の高まりにつながれば幸いです。

平成16年9月

目次

総説

- 1 県勢の概要
- 2 環境問題の動向
- 3 環境政策の指針
 - (1) 三重県環境基本条例
 - (2) 三重県環境基本計画
- 4 三重県の環境森林政策の方向
 - I 三重県の環境森林政策の方向
 - II “しあわせ創造県”を築く環境森林施策

1 最優先課題として取り組む重点プログラム

- (1) ごみゼロ社会実現に向けた取組の推進
- (2) 不法投棄を断固許さない産業廃棄物の監視体制と県民の不安解消
- (3) 生活排水処理の緊急対策
- (4) 地球温暖化対策の推進
- (5) 小規模事業所向けEMS（環境マネジメントシステム）の導入
- (6) 安全・安心なきのこを提供する取組
- (7) 沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業

2 三重県庁の率先実行取組

- (1) 多様な県機関へのISO14001の導入
- (2) 継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組
- (3) 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入
- (4) 計画段階から環境に配慮された公共事業を推進する「環境調整システム」
- (5) 28℃の適正冷房を推進する「夏のエコスタイル」
- (6) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動

3 持続可能な資源循環型社会の構築

- (1) 「新しい時代の公」を推進する環境連携「三重の環事業」
- (2) 産業廃棄物税の導入
- (3) 廃棄物広域処理システムの構築
- (4) 産業廃棄物の自主情報公開
- (5) リサイクル製品の利用推進
- (6) ダイオキシン類、環境ホルモンに関するきめ細やかな継続的監視と公表
- (7) 自動車交通公害への取組の強化
- (8) 多様な環境政策を取り入れた「三重県生活環境の保全に関する条例」

4 自然との共生の確保

- (1) 新しい三重県自然環境保全条例の施行
- (2) 環境公益性を高める新たな森林づくり・環境林整備
- (3) 地球温暖化防止に貢献する森林整備と森林GISの活用
- (4) 野生鳥獣との共存のための取組
- (5) レッドデータブックの作成

5 環境保全活動の推進

- (1) 広域な県民参加で進める環境県民運動の展開
- (2) 地域で活躍する環境NPO等への支援
- (3) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入
- (4) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化
- (5) 市町村・事業所に於けるISO14001認証取得の支援
- (6) 日本環境経営大賞による環境経営の普及
- (7) LCA手法を応用した環境経営のまちづくりの推進
- (8) 全国一位のこどもエコクラブ会員数
- (9) 「こどもかんきょう体感フェア2004」の開催
- (10) 全国に発信・公開する三重の環境情報

6 安心を支える力強い林業の振興

- (1) 顔の見える三重の家づくりの取組
- (2) 松阪木材コンビナートの整備
- (3) FSC認証木材の流通体制の整備
- (4) 間伐材の有効活用

第1章

循環を基調とした持続的
発展が可能な社会の構築

第1節 エネルギー・資源の適正利用

- 1 エネルギー・資源の利用状況 (p.15) / 2 エネルギーの適正利用 (p.16) / 3 資源の適正利用 (p.18)

第2節 廃棄物の適正な管理

- 1 廃棄物の発生と処理の状況 (p.19) / 2 三重県廃棄物処理計画の推進 (p.21) / 3 発生抑制とリサイクルの推進 (p.21) / 4 適正処理の推進 (p.23) / 5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進 (p.25) / 6 し尿処理体制の整備の推進 (p.27)

第3節 大気環境の保全

- 1 大気汚染の防止 (p.28) / 2 騒音・振動の防止 (p.39) / 3 悪臭の防止 (p.40)

第4節 水環境の保全

- 1 水質汚濁の防止 (p.41) / 2 浄化機能の確保 (p.48)

第5節 土壌・地盤環境の保全

- 1 土壌汚染の防止 (p.50) / 2 地盤沈下の防止 (p.50)

第2章

人と自然が
共にある環
境の保全

第1節 多様な自然環境の保全

- 1 自然環境の概況 (p.53) / 2 すぐれた自然環境の保全 (p.55) / 3 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全 (p.55) / 4 沿岸域の自然環境の保全 (p.60)

第2節 生物の多様性の確保

- 1 貴重・希少な野生生物の保護 (p.61) / 2 生態系の多様性の確保 (p.62)

第3節 良好な自然環境の活用

- 1 自然公園等の整備・活用 (p.63) / 2 森林の整備・活用 (p.63)

第1節 身近な自然環境の保全・創出

- 1 快適環境の現況 (p.67) / 2 身近な緑の保全・創出 (p.68) / 3 身近な水辺・海辺の整備・創出 (p.70) / 4 身近な生物生息地の保全・創出 (p.71)

第2節 良好な景観の形成

- 1 都市景観の保全・創出 (p.72) / 2 体系的な郷土景観の形成 (p.73)

第3節 歴史的・文化的環境の保全

- 1 文化財等の保護・活用 (p.74) / 2 歴史的・文化的景観の保存・活用 (p.74)

第3章

やさらぎと
おののこ
な環境の創
造

第1節 環境教育・学習の推進

- 1 環境教育・学習の拠点整備 (p.77) / 2 環境教育・学習の充実 (p.77)

第2節 地域における環境保全活動の推進

- 1 消費者・事業者としての県の取組 (p.80) / 2 市町村による環境保全施策の促進 (p.81) / 3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進 (p.81) / 4 事業者の環境保全活動の促進 (p.82)

第3節 国際的な環境保全活動への協力

- 1 国際的な環境保全活動の基盤整備 (p.85) / 2 国際環境協力の推進 (p.86)

第4章

環境保全活
動への参加
と協働

第1節 環境保全の総合的取組の推進

- 1 基盤的施策の推進 (p.87) / 2 環境汚染等の未然防止 (p.89) / 3 健康の被害の救済・予防 (p.92) / 4 公害紛争への対応 (p.94)

第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

- 1 監視・観測等の体制の整備 (p.96) / 2 環境情報の提供・整備 (p.97)

第3節 環境保全に関する調査研究等の推進

- 1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 (p.98) / 2 地球規模の環境保全等に関する調査研究 (p.100)

第5章

共通施策

第1節 環境への負担が少ない資源循環型社会の構築

- 1 資源循環の推進 (p.101) / 2 地球温暖化の防止 (p.103) / 3 大気環境の保全 (p.105) / 4 水環境の保全 (p.107) / 5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進 (p.109)

第2節 人と自然が共にある環境の保全

- 1 多様な自然環境の保全 (p.110) / 2 生物の多様性の確保 (p.110) / 3 自然とのふれあいの確保 (p.112) / 4 森林・農地・沿岸海域の環境の保全 (p.113)

第3節 やすらぎとのおののこある快適な環境の創造

- 1 身近な自然環境の保全・再生 (p.115) / 2 良好な景観の形成 (p.115) / 3 歴史的・文化的環境の保全 (p.116)

第4節 自主・協働による環境保全活動の促進

- 1 環境経営の推進 (p.118) / 2 環境教育・環境学習の推進 (p.119) / 3 地域における環境保全活動の促進 (p.120) / 4 国際的な環境保全活動への協力・貢献 (p.121)

第5節 共通施策

- 1 環境保全の総合取組の推進 (p.122) / 2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供 (p.123) / 3 環境保全に関する調査・研究等の推進 (p.123)

第6章

今後の取組

1章1節

1章2節

1章3節

1章4節

1章5節

2章1節

2章2節

2章3節

3章1節

3章2節

3章3節

4章1節

4章2節

4章3節

5章1節

5章2節

5章3節

6章1節

6章2節

6章3節

6章4節

6章5節

総説

1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,776.56km²（平成15（2003）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成15（2003）年10月1日現在、1,864,185人（男904,212人、女959,973人）となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

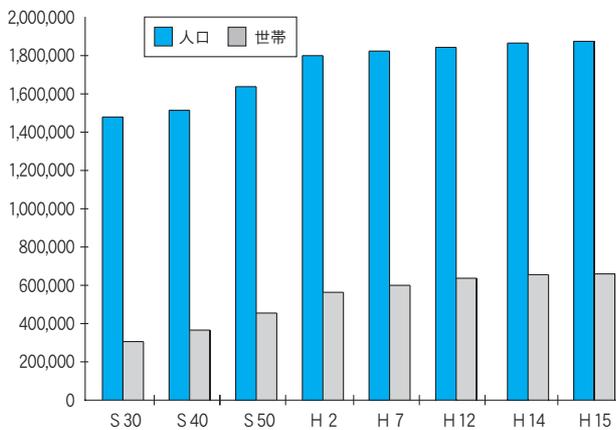
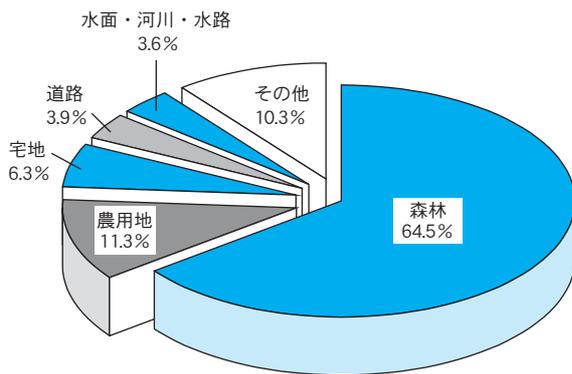


図1-2 土地利用状況



注) 計は四捨五入の関係で合わない

また、県土の利用状況は、森林が総面積の64.5%を占め、以下農用地11.3%、宅地6.3%（平成13（2001）年）となっています。

2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地に公害都市が誕生しました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年は、自動車排ガスによる大気汚染や生活排水等による水質汚染などの都市生活型公害や廃棄物の不法投棄等による水質や土壌等への環境影響、また、その除去等に係る経済的損失の大きさが問題となってきています。

また、里山や水辺の消失、農用地や山林の荒廃などの身近な環境問題から、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題まで広範囲かつ複雑化・多様化してきています。

これらの環境問題は、つきつめると私たちの日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷が、自然界が本来有する再生可能な許容範囲を超過したことから引き起こされており、私たち自身の生活を根本から問い直すとともに、社会経済活動のあり方そのものを見直し、豊かな環境を維持しながら、環境への負荷の少ない社会へと変えていかなければなりません。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた制度的取組の整備がなされました。

また、平成14（2002）年には、新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、自然環境分野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14（2002）年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定されるとともに、同年6月には我が国も京都議定書を締結するなど、地球規模の環境問題へ

の取組も着実に進められています。

本県では、平成13（2001）年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」を定め、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化するとともに、平成16（2004）年3月には、三重県の健全な土壌・地下水環境を保全するため、土壌汚染に関する取組を新たに加えました。

また、平成15（2003）年3月に「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

これらの条例を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を一層進めていきます。

3 環境政策の指針

(1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町村との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・持続的発展が可能な社会の構築
- ・生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのあ

る快適な環境の確保

- ・国際的協調による地球環境の保全

(2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、三重県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定され、三重県の環境保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランです。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした計画であり、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与えている県、市町村、事業者や県民を計画の推進主体と位置づけ、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明らかにしています。

計画の目標年度は、平成22（2010）年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて4項目の基本目標を設置するとともに、具体的目標として、目指すべき環境の状態を言葉で表した目標と48項目の数値目標を設定しています。

〈計画の基本目標〉

- I 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築
- II 人と自然が共にある環境の保全
- III やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造
- IV 環境保全活動への参加と協働

表 1-1 環境基本計画進行管理表

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値 (2010年度) ①	現 状 値 (1995年度他) ②	2003年度	
				事 業 量 ・ 状 況 ③	2003年度達成率 (③-②/①-②)
1 化石燃料エネルギー消費量	kl/人・年	1997年度レベル (4.74)	4.44	4.70(2001年度)	A
2 ごみ固形燃料化施設導入市町村割合	%	40	0	26	B2 (65%)
3 県施設における太陽光発電施設発電能力	kW	1,500	0.2	496	C (33%)
4 上水使用量増加率(年平均増加率)	%	0.36	0.72	-0.82(2002年度)	A (428%)
5 工業用水回収水利用率	%	90	85.4	85.0	C (-9%)
6 ごみ排出量	g/人・日	1,100	1,195	1,155(2002年度)	C (42%)
7 産業廃棄物年間最終処分量	千 t/年	1,179	1,179	231(2002年度)	A
8 ごみ資源化率	%	30	6.6	19(2002年度)	B2 (53%)
9 産業廃棄物資源化率	%	40	30	41(2001年度)	A (110%)
10 し尿海洋投入量	kl/年	全廃	226,726	180,000(2002年度)	③
11 美化推進モデル地域指定数	ヶ所	69	0	35	D(根拠条例廃止)
12 大気汚染に係る環境基準	(%)	達成維持	77~100	おおむね達成維持	②
二酸化硫黄	%		100	100	
二酸化窒素	%		100	96	
一酸化炭素	%		100	100	
浮遊粒子状物質	%		77	90	
光化学オキシダント	%		87~98	86~97	
13 大気の汚染に係る県環境保全目標	(%)	達成維持	77~100	おおむね達成維持	②
二酸化硫黄	%		100	100	
二酸化窒素	%		77	75	
14 低公害車導入台数	台	10,000	372	116,590	A (1207%)
15 二酸化炭素排出量	C-t/人・年	1990年レベル (3.41)	3.41(1990年)	3.95(2001年)	③
16 フロン回収の実施率	%	100	3	-	D(制度が変更)
17 騒音に係る環境基準	(%)	達成維持	42	79	②
18 振動に係る閾値(地表値55dB以下)	(%)	達成維持	99	100	①
19 悪臭に係る臭気強度(臭気強度2以下)	-	達成維持	2.5	1.9	①
20 水質汚濁に係る環境基準		達成維持	23~100	河川おおむね達成、海域一部未達成	②
(河川)	(%)			28~97	
健康項目	%		100	97	
pH	%		96	99	
BOD	%		65	69	
SS	%		96	99	
DO	%		94	99	
大腸菌群数	%		23	28	
(海域)	(%)			25~100	
健康項目	%		100	100	
pH	%		70	74	
COD	%		65	25	
DO	%		85	89	
大腸菌群数	%		92	96	
油分等	%		100	100	
21 地下水の水質の汚濁に係る環境基準	(%)	達成維持	-	85	①
22 生活排水処理施設の整備率	%	70	30	63.2	②

総説

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値 (2010年度) ①	現 状 値 (1995年度他) ②	2003年度	
				事 業 量 ・ 状 況③	2003年度達成率 (③-②/①-②)
23 化学肥料・農薬投入量					
化学肥料	N-t/年	5,680	7,624	5,296	A (120%)
農薬投入量	t/年	3,200	4,447	3,032	A (113%)
24 土壌汚染に係る環境基準	(%)	達成維持	96	—	①
25 地盤沈下量(年間1cm以上)	km ²	0	0	0	A
26 自然環境保全地域指定箇所数	ヶ所	11	4	4	C (0%)
27 県立自然公園の特別地域指定箇所数	ヶ所	5	1	1	C (0%)
28 原生的自然地域等公有地化面積	ha	250	147	147	D (保全の手法変更)
29 自然海岸の延長距離	km	754	759	754	A (100%)
30 多自然型護岸延長	河川数	45	15	40	B1 (83%)
	km	50	7	36	B2 (67%)
31 レッドデータブック記載種数		1994年度レベル		1994年度レベル	
植物	種	322	322	1994年度レベル	D
動物	種	136	136	1994年度レベル	
32 野生生物保護地区等箇所数	ヶ所	111	90	100	C (48%)
33 ビオトープ整備箇所数	ヶ所	30	0	15	B2 (50%)
34 自然遊歩道延長	km	500	212	585	A (130%)
35 自然観察公園等箇所数	ヶ所	9	0	4	C (44%)
36 県民の森箇所数	ヶ所	4	1	2	C (33%)
37 都市公園面積	m ² /人	14	6.47	8.01	C (20%)
38 道路緑化率	%	40	6	5	C (-3%)
39 緑の基本計画策定市町村数	市町村	47	0	13	C (28%)
40 県施設緑化率	%	20	15.5	該当無	D
41 親水公園等整備箇所数	ヶ所	64	40	94	A (225%)
42 景観条例・景観形成基本計画策定市町村数	市町村	20	3	10	C (41%)
43 歴史的なまちなみ保全地区指定箇所数	ヶ所	7	1	1	C (0%)
44 環境教育パロト校指定数(累積)	校	200	28	61	D (事業廃止)
45 こどもエコクラブ数・会員数(累積)					
クラブ数	団体数	3,000	26	1,457	C (48%)
会員数	人	50,000	390	33,383	B2 (67%)
46 環境カレッジ講座数(累積)	講座	260	35	202	B2 (74%)
47 海外研修員等受入数(累積)	人	3,000	496	1,520	C (41%)
48 技術講師・専門家等の海外派遣数(累積)	人	1,000	140	349	C (24%)

※ 2003年度達成率の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

進捗区分の基準 数値目標

- A : 進捗率が100%以上のもの
- B1 : 進捗率が80%以上100%未満のもの
- B2 : 進捗率が50%以上80%未満のもの
- C : 進捗率が50%未満のもの
- D : その他

定性的目標

- ① : ほぼ所期の目標を達成したもの(数値目標のA、B1に相当)
- ② : ある程度所期の目標を達成したもの(数値目標のB2に相当)
- ③ : ほとんど目標が達成できていないもの(数値目標のC、Dに相当)

4 三重県の環境森林政策の方向

I 三重県の環境森林政策の方向

環境問題は、今や地球全体の課題となっています。地球環境を保護するために、私たちには、地球上で自然や他の生物と共生する人類の一員であるという意志をもって持続可能な社会を構築していくことが求められています。そして、私たちは、かけがえない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指さなければなりません。

こうしたことから、三重県に住む人、住みたい人、訪れる人及び三重県を生活拠点とする人に対して、安全の確保を第一に、限りある資源の循環利用を進め、環境への負荷を低減させるとともに、自然との共生を図り、環境を守り育てる活動を進めるなど、将来にわたって安心して暮らしを営める持続可能な循環型社会の創造に取り組みます。また、地球温暖化対策にも貢献する森林整備の促進と消費者ニーズに応じた安全・安心な林産物の安定的な供給により、力強い林業の実現に取り組みます。

三重県総合計画「県民しあわせプラン」の初年度である平成16（2004）年度は、“しあわせ創造県”を築くための最優先課題として、安全で安心な生活を確保するために不可欠な空気・土・水の改善及び、自立した経営体が活発に事業活動できる力強い林業の実現に重点的に取り組みます。

1 資源循環型社会の構築

- (1) ごみゼロ社会実現のため、住民、事業者、市町村等との協働のもとに、具体的な将来像と道筋を明らかにする取組を進めます。
 - ・ごみゼロ社会実現プランの策定
- (2) 廃棄物に対する県民の不安を払拭するため、過去の不法投棄等に対する安全性の確認を行うとともに、不法投棄等の未然防止対策を進めます。
 - ・不法投棄対策の推進
- (3) 健全で快適な水環境を確保するため、生活排水処理対策に取り組みます。
 - ・市町村が事業主体となって行う合併処理浄化槽の整備促進
 - ・生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の見直し
- (4) 安全で安心な大気環境を確保するため、省エネ対策や森林整備などを通じて、三重県地球温暖化防止対策推進計画を推進します。

- ・地球温暖化防止活動推進センターの設立
- ・健全な森林の整備による吸収源対策の推進

2 安心を支える力強い林業の振興

森林から生産される木材の持続的な利用と、森林の有する多面的機能の発揮を支える林業・木材産業の健全な発展を総合的に推進します。

- ・木材の良さについて県民の理解を深めながら、住宅や公共施設等への県産材の利用を促進
- ・松阪木材コンビナートを核とした県産材の安定供給体制の構築

II “しあわせ創造県”を築く環境森林施策

1 最優先課題として取り組む重点プログラム

重点プログラムは、県民の皆さんが不安や不満に感じている事象の中でも、特に、緊急に対処すべき課題を整理・分析した上で、効果的で必要性の高い事務事業を選択し、戦略的に取り組む、県民のみなさんへの約束です。

環境森林部では、三重県の元気と活力を取り戻すため人と産業の元気づくりを行い、また、県民の皆さんのくらしをとりまく不安や不満を緊急的に解消するため、特に優先して事業を推進します。

(1) ごみゼロ社会実現に向けた取組の推進

- ・資源循環型社会の推進については、これまでもごみの排出抑制・再使用・再生利用や広域処理システムの構築などに積極的に対処してきました。しかし、真の資源循環型社会を構築するためには、単に物の生産、消費、回収、再生利用というサイクルを回すだけでなく、さらに一步進めて、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減させなければなりません。このため、今後のごみ処理の体系を「どう処理するか」よりも「ごみを出さない」、「ごみをなくす」ことに重点を置いた持続可能な循環型のものに転換することとしました。
- ・平成15（2003）年11月に発表したごみゼロ社会実現に向けた基本方針では、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は最大限資源として有効活用されるごみゼロ社会の実現に向けて、概ね20年後を目標に、①発生抑制の推進、②環境教育と分別の徹底、③再資源化の推進を3つの柱として取り組んでいくこととしています。

- ・ 今後は、住民、事業者、市町村との協働のもとにごみゼロ社会実現プランを策定し、ごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにするとともに、モデル事業の実施などごみゼロ社会実現のための具体策を推進していきます。
- (2) 不法投棄を断固許さない産業廃棄物の監視体制と県民の不安解消
- ・ 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止を徹底するため、警察が設置する車両監視システムを活用するなど、県行政と警察が一体となった監視指導を行うとともに、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案等に対する告発を的確に行います。
 - ・ 県と市町村、森林組合との間で産業廃棄物の不法投棄等の監視、通報に関する協定を締結し、市町村等に対して監視に必要な器材を提供します。
 - ・ 過去の不適正処理事案に対する県民の不安を解消するため、生活環境保全上の支障等が懸念されている不適正処理事案の安全性の確認等調査を実施します。
- (3) 生活排水処理の緊急対策
- ・ 生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の見直しを行い、これに基づき、下水道、農業集落排水処理施設等の集合処理施設や合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。
 - ・ 環境基準が達成されていない河川や閉鎖性水域の流域であって、生活排水処理施設の整備が遅れている地域にあっては、平成16（2004）年度から平成18（2006）年度までの3年間、浄化槽や農業集落排水処理施設の整備を集中的、重点的に進めるとともに、市町村が設置主体となって浄化槽を整備し、維持管理も行う浄化槽市町村整備事業の一層の推進を図ります。
 - ・ また、生活排水処理に係る啓発や浄化槽の適正管理の推進を図ります。
- (4) 地球温暖化対策の推進
- ・ 地球温暖化に対する地方レベルからの取組を進めるため、平成12（2000）年3月に「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」を策定するとともに、平成13（2001）年3月には県自らが行うべき内容を「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」としてとりまとめ、取組を進めてきました。
 - ・ 平成13（2001）年3月に改正した「三重県生活環境の保全に関する条例」において、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に規定する第1種エネルギー管理指定工場に対し、温室効果ガス削減に関する「地球温暖化対策計画書」の策定を義務づけ、公表しています。
 - ・ 温室効果ガス削減対策の一つである「排出量取引」について、国の制度設計に資するため、平成14（2002）年度に「三重県型CO₂排出量取引制度提案事業」を、平成15（2003）年度にはその内容をさらにバージョンアップさせる目的で「地域提案型CO₂排出量取引制度検討事業」に取り組み、国等へ提言しています。これらは、①環境と経済の両立、②地域特性の反映（森林吸収のクレジット化や、地域の企業の実情を踏まえた政策提案等）を目指したものです。
 - ・ 温室効果ガス排出量の伸びが著しい民生部門対策として、平成15（2003）年度には県民・事業者・NPO等と連携して検討会を設置し、CO₂削減のインセンティブが働き実効性を持って取り組めるシステムを地球温暖化対策「三重モデル」として構築するための検討を行うとともに、その成果をシンポジウムを開催し公表しました。その模様はテレビでも全国放映されました。
 - ・ 地球温暖化防止活動の拠点として「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、地域で活動する地球温暖化防止活動推進員の育成等を行います。また、地域に根ざした温暖化防止の活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」の設立を進めるとともに、事業者の温室効果ガス排出削減の実効性を確保するため、県民や事業者との協働のもと新たな制度を検討します。
- (5) 小規模事業所向けEMS（環境マネジメントシステム）の導入
- ・ ISO14001の基本的な考え方にに基づき第三者認証を前提にした費用負担が少なく小規模事業者が取り組みやすい簡易なEMSを導入するため、平成15（2003）年12月から他地域での先進取組をケーススタディーするために、モデル審査登録（5事業所）を支援しました。
 - ・ 平成16（2004）年度には幅広く県内事業者の環境経営の取り組みの促進を目指して、制度普及のための説明会・相談会、審査体制を充実するための審査員研修会を開催するとともに、平成16（2004）年9月を目途に小規模事業所向けEMS（環境マネジメントシステム）制度の導入を進め

ます。

(6) 安全・安心なきのこを提供する取組

- ・きのこ類の生産者の自主衛生管理を進め、消費者の食の安全に対する安心感を高めるため、HACCP手法の考え方に基づく「安全・安心なきのこ栽培マニュアル」を作成し、生産プロセス管理方式の導入を進めるとともに、こうした生産者の取組に関する情報を消費者へ提供します。
- ・また、安全・安心な栽培システムで生産された県内産きのこ類について、消費者へ普及する表示制度の充実を図ります。

(7) 沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業

- ・南海・東南海地震により津波・激震被害が予想される志摩半島以南の熊野灘沿岸地域において、山地災害危険地区や避難地、避難路の崩落・落石対策を緊急に実施し、安心・安全な生活環境を確保します。
- ・これらの地域は海岸まで切り立った山が迫るなど、避難地・避難路の安全も危惧されていることから、避難地・避難路の現況調査を実施し、山腹崩落や落石を防ぐ土留工・落石防止工・法面工等の崩落・落石対策を実施します。
- ・また、避難路の距離が長く、津波の到達時間内に避難地へ避難が困難と想定される箇所については、山腹崩壊危険地対策工事の仮設歩道、資材置き場、森林整備のための歩道などを利用し、簡易な避難路、避難地を新たに整備します。

2 三重県庁の率先実行取組

三重県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自身がまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

県庁の率先実行の取組や、県民・企業等との協働・連携による環境負荷低減に向けた取組が評価され、平成13(2001)年4月の「第10回地球環境大賞(優秀環境自治体賞)」(フジサンケイグループ及び日本工業新聞主催)に続き、平成14(2002)年4月には「第2回自治体環境グランプリ(エコライフスタイル推進部門賞)」(主催：(財)社会経済生産性本部)を受賞しました。

(1) 多様な県機関へのISO14001の導入

- ・平成12(2000)年2月に、三重県庁の本庁舎と

その周辺機関でISO14001の認証を取得し、オフィス活動を始め、イベントや公共工事、環境基本計画を含む全ての事務・事業活動での環境負荷低減の取組を進めています。

- ・平成13(2001)年3月には、認証範囲を全ての地域機関に拡大し、平成14(2002)年2月には医療機関や県立学校2校等において、また、3月には県立大学及び試験研究機関において、ISO14001を認証取得しました。さらに、平成14(2002)年度には県立学校6校が認証取得し、平成15(2003)年度には試験研究機関が一部拡大認証しています。

(2) 継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組

- ・三重県庁ISO14001の4年間(平成11(1999)年度～14(2002)年度)の取組では、オフィス活動における省資源、省エネルギーといった側面において大きな成果をあげることができました。
- ・全てのオフィスで個人のゴミ箱を撤去するなど、廃棄物の減量と分別を徹底しており、その結果、平成14(2002)年度の全県庁でのリサイクル率は81%でした。
- ・平成14(2002)年度の結果では、平成13(2001)年度に比較し炭素換算で約56トンの二酸化炭素を削減しました。
- ・経費節減効果については、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度までの3年間で約16億円でした。また、平成14(2002)年度は平成13(2001)年度に比較して約300万円でした。
- ・平成14(2002)年度には、こうした事業主体としての環境負荷低減の取組をとりまとめ、都道府県の一般行政レベルでは初めて「環境報告書」として発行しました。なお、この環境報告書は、県民や事業者との「次世代に誇れる三重の環境づくり」についてのコミュニケーションツールの一つとして活用しています。
- ・平成14(2002)年度は認証取得から3年目を迎え、システム的大幅な見直しを行い、平成15(2003)年2月に登録更新しました。特に更新システムでは、全ての部局において、「環境に有益な事業(64事業)」を環境目的・目標に定め、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進めて行くこととしました。平成15(2003)年度は、さらに環境会計の導入など一層の内容充実を目指します。

- (3) 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入
- ・平成13（2001）年10月1日に「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定し、平成13（2001）年度に日常的に購入する全ての消耗品（単価契約物品）を環境配慮型商品にしました。平成14（2002）年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。また、関係部局の横断的なメンバーで構成するワーキンググループで毎年、検討見直しを行いながら推進を図っています。
 - ・公用車については、「三重県低公害車等技術指針」を平成16（2004）年4月に改正し、低燃費かつ低排出ガス車については平成12（2000）年基準排出ガス75%低減レベル以上とするなど、より一層の低公害車の導入を進めています。
 - ・県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部署で不要になった物品の情報交換と有効利用を行っています。
 - ・なお、平成12（2000）年5月には、グリーン購入ネットワークから「第3回グリーン購入大賞」をいただきました。
- (4) 計画段階から環境に配慮された公共事業を推進する「環境調整システム」
- ・「環境調整システム」は、三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する仕組みで、平成10（1998）年度から運用しています。
 - ・平成13（2001）年度には、それまでの3年間の実績を踏まえて制度の見直しを行い、対象事業の範囲の拡大や事業の複数案について環境への影響等を比較検討するなど、制度の改正を行いました。
 - ・平成15（2003）年度までに、ほ場整備事業、道路事業、河川事業、砂防事業など25件について環境に対する配慮の検討を行っています。
- (5) 28℃の適正冷房を推進する「夏のエコスタイル」
- ・平成11（1999）年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に取り組んでいます。
 - ・県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏のエコスタイルが徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。
 - ・平成16（2004）年度は、6月21日（夏至）～9

月23日（秋分の日）を「夏のエコスタイルキャンペーン」期間として、取組を行います。

- (6) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動
- ・勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
 - ・平成15（2003）年度は、約3,700人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

3 持続可能な資源循環型社会の構築

- (1) 「新しい時代の公」を推進する環境連携「三重の環事業」
- ・県、市町村、事業者、県民の適切な役割分担と連携による循環型社会づくりを進めるため、平成15（2003）年度から環境連携「三重の環事業」として、従来の一般廃棄物・産業廃棄物の枠を越えた取り組みによる不法投棄対策や、地域における廃棄物の循環的利用システムの構築を進めています。
 - ・現在、住民、民間事業者等との協働により、廃食用油をバイオディーゼル燃料として再利用する実証事業を進めています。
- (2) 産業廃棄物税の導入
- ・産業廃棄物の最終処分場における残存容量の逼迫などの状況を踏まえ、従来の枠を越えた積極的な産業廃棄物行政を展開する財源を確保するため、平成13（2001）年6月、全国初の「産業廃棄物税条例」を制定し、都道府県レベルでは全国初の法定外目的税として、平成14（2002）年4月1日から施行しています。
 - ・産業廃棄物税を財源として、業種の枠を越えた企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行うことにより、今後長年にわたる円滑で活力ある企業活動、産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル等を推進していきます。
 - ・平成14（2002）年度実績に基づく、平成15（2003）年度の税収は約1億3千万円でした。
- (3) 廃棄物広域処理システムの構築
- ① ごみを資源に変えるRDF化の推進
- ・ごみの持つ未利用エネルギーの活用と全県的な広域処理システムを構築するため、ごみ処理のRD

F化を進め、市町村等のRDF化施設の整備を支援しました。(平成16(2004)年3月末現在:市町村のRDF化施設 7施設(26市町村))

- ・三重県及び県企業庁では、市町村等で製造されたRDFの安定的受け皿となる焼却発電施設を整備し、平成14(2002)年12月から運転を開始しました。しかしながら、平成15(2003)年8月にRDF貯蔵槽の爆発事故が発生したことから、事故原因を究明し、再発防止対策を講じた上で平成16(2004)年3月17日から試運転を行っており、今後も安全対策に万全を期していきます。
- ② 公共関与による廃棄物処理センター事業の推進
- ・市町村等のごみ焼却施設で発生する焼却残さや産業廃棄物の広域的な処理体制を構築するため、廃棄物処理センター事業としてガス化溶融処理施設を整備し、平成14(2002)年12月から(財)三重県環境保全事業団の運営のもとで稼働を開始しました。(平成16(2004)年3月末現在:県内37市町村及び企業約80社が参画)
- ・本施設の稼働により、県全体のダイオキシン類の総量を大幅に削減し、廃棄物の減容化を図ります。また、発生するスラグについても、土木資材などへの有効活用を進めています。

(4) 産業廃棄物の自主情報公開

- ・平成11(1999)年度に、産業廃棄物の年間排出量が1,000トン以上の排出事業者や年間処理量10,000トン以上の処理業者を対象に、産業廃棄物に関する適正管理計画を策定し、廃棄物の発生抑制に取り組むとともに、廃棄物に関する情報等を自主的に公開し、誰もが閲覧できる全国で初めてのシステムを導入しました。
- ・平成14(2002)年度には、排出事業者に対する産業廃棄物の年間排出量を1,000トンから500トンに引き下げ、対象となる事業者を拡大しました。平成16(2004)年3月31日現在で自主情報公開を実施している事業者は、対象384社中367社(実施率96%)となっています。
- ・事業者の取組を促進するため、環境技術指導員(民間企業等の実践経験者)が企業を訪問し、廃棄物の発生抑制、リサイクル技術等に関する支援を行っています。

(5) リサイクル製品の利用推進

- ・リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13(2001)年3

月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。

- ・平成16(2004)年3月31日現在、74製品をリサイクル製品として認定しており、今後もリサイクル製品の認定を進めるとともに、県が行う工事や物品の調達において認定リサイクル製品の優先的な使用・購入に努めていきます。
- ・市町村に対して技術的助言や情報提供を行うとともに、県民局等に設置した常設展示ブースでの認定リサイクル製品の展示や、認定リサイクル製品の生産者が実施する展示・広報等普及事業に対して支援を行うなど、県民や事業者に対しても認定リサイクル製品の利用を呼びかけていきます。

(6) ダイオキシン類、環境ホルモンに関するきめ細やかな継続的監視と公表

- ・ダイオキシン類による環境の汚染状況を把握するため、「三重県生活環境の保全に関する条例」で環境調査を県の責務として規定し、県内全域で調査を実施しています。
- ・平成15(2003)年度は、223の地点において大気や水質、土壌、水生生物のダイオキシン類の調査を行いました。また、廃棄物焼却炉等の発生源についても、54件のダイオキシン類の排出状況を調査しました。(ダイオキシン類環境基準達成率99%(環境基準適用206地点中204地点))
- ・環境ホルモン(ダイオキシン類を除く)については、平成15(2003)年度に42地点で水質、底質の調査を行い、県内で検出率が高い物質についてのデータ集積を行っています。
- ・今後とも調査を継続して行い、その結果はホームページ「三重の環境」などを通じて公表するとともに、ダイオキシン類の発生施設に対する適正な管理を指導していきます。

(7) 自動車交通公害への取組の強化

- ・国道23号等北勢地域における道路沿道の大気環境を改善するため、平成13(2001)年12月に北勢8市町(四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、楠町、朝日町、川越町)が自動車NOx・PM法(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)の対策地域に指定されました。
- ・対策地域内の大気環境を改善するため、平成15(2003)年8月に策定した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計

画」に基づき、国、県、市町、事業者、地域住民の協力の下で総合的な対策を進めます。

- ・特に、自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える事業者等に対しては、国等の優遇税制や低利融資に加え、平成14（2002）年度から県環境保全融資制度等による支援を行っています。さらに、対策地域内のSPM（浮遊粒子状物質）対策として、平成15（2003）年度に大型ディーゼル車の微粒子除去装置の装着経費に対する助成制度を創設しました。
- ・また、県が率先して公用車への低公害車導入に取り組むとともに、平成14（2002）年度から天然ガス自動車を導入する事業者に対し、経費の一部を助成しています。なお、平成13（2001）年度から継続して低公害車フェアを実施し、低公害車の普及・啓発に取り組んでいます。

(8) 多様な環境政策を取り入れた「三重県生活環境の保全に関する条例」

平成13（2001）年3月に従来の三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」として、平成13（2001）年10月1日から全面施行しています。また、土壤汚染対策法が施行されたことに伴い、条例に県独自の取り組みを盛り込む等、平成16（2004）年3月に一部改正しています。この条例の先進的な項目は以下のとおりです。

- ・一定規模以上の工場等に対して、地球温暖化対策計画書の作成と知事への提出を義務付けています。
- ・ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃プラスチック類の焼却を禁止するとともに、簡易な焼却施設における焼却をしないよう求めています。
- ・一定規模以上の土地の形質変更時や有害物質使用特定施設を設置する工場等での定期的な土壤又は地下水の調査の実施を定めています。
- ・土壤や地下水の汚染を発見した場合に知事へ届け出ることや土壤汚染対策法の施行を円滑にするため専門的知識を有する者の意見を聴く制度を定めています。
- ・放置自動車対策として、自動車の放置の禁止、所有者が判明しない放置自動車を廃物として認定し、処分するなどの手続き等について定めています。
- ・排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、処分業者が適正に処分する能力を有するかどうかの確認及び不適正処分されていることを知っ

たときは、その状況等の報告を義務づけています。

- ・県外の産業廃棄物を県内に搬入し、処分するときは、その廃棄物の種類、量、処分方法などの事前の届け出を義務付けています。
- ・県内において適正な処理が困難な産業廃棄物を生じる工場等を設置するときは、その産業廃棄物の発生工程や処理方法について、事前の届け出を義務付けています。

4 自然との共生の確保

(1) 新しい三重県自然環境保全条例の施行

昭和48（1973）年に制定された三重県自然環境保全条例を、農林地の公益的機能の低下、身近な自然の減少、生物多様性の確保などの今日的な課題に対応できるよう、平成15（2003）年3月に改正し、同年10月1日から全面施行しています。新しい条例は、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充し、県民・事業者・行政の協働での取り組みのもと、自然と人との共生の再構築を目指すものです。条例の主な項目は以下のとおりです。

- ・県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種を指定し、その動植物を捕獲、採取等しようとする場合は、事前に知事に届け出ることとします。
- ・指定希少野生動植物種の重要な生息地・生育地を監視地区として指定し、区域内において開発行為等しようとする場合は、事前に知事に届け出ることとします。
- ・国外などから導入された外来種などで、地域の在来種に著しく支障を及ぼすおそれのある動植物種をみだりに放ったり、種子をまいたりすることを禁止します。また、外来魚であるブラックバス及びブルーギルの個体数の低減及び生息域の縮小への取組を進めます。
- ・里地里山における自然環境を保全しようとする団体が定める保全計画を知事が認定するとともに、認定を受けた団体に対して、里地里山の保全活動を促進するために必要な支援をします。
- ・1haを超える宅地の造成などの開発行為をしようとする場合は、希少野生動植物などの自然環境保全上の配慮に関する事項、緑地の配置に関する事項等を、事前に知事に届け出ることとします。

(2) 環境公益性を高める新たな森林づくり・環境林整備

- ・県と市町村は森林GIS (Geographic Information System) を活用し、地域の森林所有者・住民などと協働のうえ、県内の森林を生産林 (持続的生産を重視する森林) と環境林 (公益的機能を重視する森林) にゾーニングし、それぞれの機能に応じた整備を進めています。
- ・平成13 (2001) 年度から、環境林を次世代を含む県民のための公共財と位置付け、その公益性を高度に発揮させる新たな森林管理事業「森林環境創造事業」を開始しました。(平成16 (2004) 年3月31日現在: 36市町村において4,141㍉の環境林整備を実施)
- ・この森林環境創造事業は、市町村・森林組合等と連携して、全額公費 (県8割、市町村2割) で広葉樹や針葉樹が混交する等多様な森林づくりを行うとともに、継続的な森林作業員雇用による山村の活性化に貢献し、効果的な県土利用にも寄与します。
- ・また、平成13 (2001) 年度から、「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用して、環境林整備に新規就業者を受け入れる「緑の雇用事業」を実施しています。(平成15 (2003) 年度の県内の新規雇用82人)

(3) 地球温暖化防止に貢献する森林整備と森林GISの活用

- ・森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を促進するため、平成15 (2003) 年度から「森林再生CO₂吸収量確保対策事業」を創設し、地球温暖化防止への貢献度の特に高い若齢林 (16~45年生) の整備や植林を進めています。また、事業の推進に当たっては、森林GISのデータを活用して効果的な森林整備を進めます。

(4) 野生鳥獣との共存のための取組

- ・野生鳥獣の地域個体群を長期的、安定的に維持し、人と野生鳥獣との共存を図るため、平成13 (2001) 年度から県内のサル群れに電波発信機を装着し、今まで約100群の行動域などを把握しました。この情報を活かして、市町村・地域住民との協働による山への追い上げなどの農林業被害防除手法の研修や普及啓発を関係機関と連携して進めています。
- ・ニホンジカについては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき特定鳥獣保護管理計画

を平成13 (2001) 年度に策定し、生息密度が著しく高い地域 (櫛田川より南側の地域) において、平成14 (2002) 年度の狩猟時期から、メスジカを狩猟鳥獣とするとともに、捕獲データの収集等により、生息状況をモニタリングしつつ、適正な生息密度調整を進めています。

(5) レッドデータブックの作成

- ・三重県内の野生生物の分布、生息・生育状況を調査し、県版レッドデータブックを作成します (平成17 (2005) 年度刊行予定)。県として、保全すべき対象を明確化するとともに、指定希少野生動植物種及び希少野生動植物監視地区の指定等の基礎資料とします。
- ・作成に際しては、県内の専門家のグループと連携した調査 (三重県生物多様性調査検討委員会: 専門家100名参画) を基礎に進めるとともに、県民への積極的な広報を進め、県民との協働によるレッドデータブック作成を目指します。
- ・また、調査過程で得られたデータを踏まえ、希少野生動植物の生息・生育状況について県ホームページで公表するなど、野生動植物に関する情報を県民と共有することにより、生物多様性の効果的な保全を図ります。

5 環境保全活動の推進

(1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

① 広範な県民運動を進めるためのしくみ「みえ環境県民運動協議会」

- ・全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し、平成16 (2004) 年度に「みえ環境県民運動協議会」を設立します。協議会では、それぞれの役割に応じて機能分担しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として広範な環境問題に対応するなど地域環境力を高めることを目的としています。
- ・また、環境保全活動をより確実に、継続的に、自主的に実践するための横断的な連携を図る場として、また、地域の活動を活性化させる人づくり・組織づくりの場として機能となります。

② 地球温暖化防止をめざす県民運動

- ・家庭においてCO₂排出量の削減を促進するためには、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを環境にやさしい形に変革していく必要があり、平成13 (2001) 年度から一般家庭における電気使

用量の節減量に応じて参加グループに活動支援金を交付する「夏のエコポイント事業」を展開しています。平成16（2004）年度からは、エコポイントの仕組みにレジ袋削減、廃食用油リサイクルの取組等を取り入れた仕組みを構築します。（平成15（2003）年度取組世帯数：17,831世帯）

③ 豊かな森林と水を考える県民運動

- 平成13（2001）年度から、市民団体、NPOと協働して、参加者が里山保全活動や自然観察などを通して、楽しみながら自然環境を学習するとともに清掃活動などを行う「身近な自然を体験する県民デー」を展開しています。（平成15（2003）年度：47会場で実施 参加者数3,129名）

(2) 地域で活躍する環境NPO等への支援

- 平成12（2000）年2月に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」を設立し、その運用を三重環境県民会議に委ねて、地域で活動する環境NPO等の活動を支援しています。三重環境県民会議では、県内各地で地域交流会を開催（平成15（2003）年度；15回）するとともに、県内各地で環境保全活動を展開する21団体を地域情報連絡団体とするネットワークを形成しました。また、平成16（2004）年2月22日には、環境NPOの活動発表会「エコリンピックみえ2004」を開催しました。

- 森林環境を保全するため、森林ボランティアの育成を進めており、その知識や技術を向上させるための研修会やリーダー養成を行っています。また、平成13（2001）年度からは、紀伊半島三県（三重県、奈良県、和歌山県）の森林ボランティアの交流とネットワーク化を図るため「紀伊半島三県森林ボランティア交流大会」を実施しています。平成16（2004）年度は奈良県で開催されます。

(3) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

- グリーン購入を県内に普及するため、平成15（2003）年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク組織「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立しました。（平成16（2004）年3月末現在：参加組織数100 うち企業環境ネットワーク・みえ会員41）

- 「みえ・グリーン購入倶楽部」との協働で、セミナー等の開催を始め、東海三県一市（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）の行政とチェーンストアなど企業と連携して広域的なキャンペーンを展

開しています。（キャンペーン：平成16（2004）年1月15日からの1ヶ月間、東海三県一市内約2,370店舗 うち三重県内約390店舗）

(4) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化

- 環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間連携や企業と行政の協働・連携により、活力ある経済・社会活動を展開していくため、平成12（2000）年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」が設立されました。（平成16（2004）年3月末現在：202社加盟）

- インターネット上の「廃棄物情報交換システム」を構築するとともに、「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」を立ち上げ、企業間の情報交換と連携を促進しています。（平成16（2004）年3月末現在廃棄物情報交換サイト登録状況：会員事業所数142、廃棄物提供情報件数25、廃棄物受入情報件数145）

- 会員相互の連携により、廃蛍光管・廃乾電池や木くず等のリサイクルの取組が定着しました。

- 平成15（2003）年度から、企業間のコーディネーターとして環境技術指導員を新たに設置し、「廃棄物情報交換システム」の円滑な運用を図るとともに、再資源化技術や廃棄物の受入状況の情報収集・発信を通して、環境に関わる企業間の連携促進に努めています。

(5) 市町村・事業所におけるISO14001認証取得の支援

- 地域住民の日常活動と直接的なつながりの強い市町村の認証取得の推進に積極的に取り組み、平成16（2004）年3月末現在で全市町村の85%に当たる56市町村（／66市町村）が認証取得しています。

- 自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、中小企業や市町村等にISO14001認証取得の支援を行っており、平成16（2004）年2月末現在で585事業所が認証取得しています。

(6) 日本環境経営大賞による環境経営の普及

- 環境経営の普及と定着を図るため、学界や経済界等との協働により、全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組を顕彰する「日本環境経営大賞」を創設しました。

（第1回目（平成14（2002）年度） 応募件数：149 受賞者数：14）

(第2回目(平成15(2003)年度) 応募件数:121 受賞者数:17)

- ・この表彰を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」の理念を普及するとともに、環境に関する人材・技術のネットワークを構築し、企業経営者等を対象にした「全国の優れた環境取組を学ぶ環境経営サロン」を開催するなど、県内企業等の環境経営レベルの向上を促進します。(平成16(2004)年3月末現在 開催回数:4回 参加者数:293名 参加企業:241社)

(7) LCA手法を応用した環境経営のまちづくりの推進

- ・21世紀においては、環境と経済を同軸で捉え、環境配慮が経済的価値の創造へ、経済価値の追求が環境配慮へと、お互いが相乗効果を発揮する「環境経営」の推進が必要です。
- ・LCA(Life Cycle Assessment)は、製品やサービスの環境負荷を資源採取の段階から原料素材化、生産及び製品の使用・廃棄段階まで製品の生涯(ライフサイクル)全体に渡って、資源及びエネルギーの使用量や環境に影響を及ぼす排出物を定量的に把握し、評価する手法です。
- ・本県では、液晶(フラットパネルディスプレイ)産業の県内進出を契機に、このLCA手法を応用し、県民、企業、行政の協働によって、環境負荷低減と経済の活性化を目指した「環境経営のまちづくり」を推進するため、平成15(2003)年度から、多気町を対象にモデル的な取組を行っています。

(8) 全国一位のこどもエコクラブ会員数

- ・こどもエコクラブは、「次世代の三重の環境づくり」を担う子供たちが、地域で自主的に環境にやさしい取組を行うクラブで、環境省と地方自治体が連携してその活動を推進しています。県では、「こどもかんきょう体感フェア」、「Mie ちびっこエコ王国大会」、「こどもエコクラブ県内交流会」、「こどもエコクラブサポーター研修会」を開催し、活動の活性化に努めています。
- ・県内の「こどもエコクラブ」の会員数は、平成15(2003)年度1年間で7,035人となり、会員数、加入率ともに3年連続で日本一となりました。

(9) 「こどもかんきょう体感フェア2004」の開催

- ・次世代を担う子供たちが環境問題を考え、自ら進

んで環境保全活動へ参加するよう、NPO、関連団体、企業及び行政などの協働・連携による学習・体験の場を設け、環境教育・学習を進めています。

- ・平成16(2004)年度は、8月26日・27日の2日間にわたり、環境負荷低減の新しい技術(太陽光発電・燃料電池など)とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験を行う「こどもかんきょう体感フェア2004」を開催します。(平成15(2003)年度の「こどもかんきょう体感フェア2003」来場者数:約6,300人 参加団体(出展)数:71)

(10) 全国に発信・公開する三重の環境情報

協働・連携の実現には情報公開・情報発信が最重要であるとの考えのもと、三重の環境が何でもわかるホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp>)を毎日更新(全国初)し、月101万ページビュー(平成15(2003)年実績)のアクセスがありました。(平成15(2003)年12月:環境g o o大賞2003行政機関部門優秀賞受賞、平成15(2003)年5月:みんなで選ぶエコWeb大賞特別奨励賞受賞)

ホームページ「三重の環境」の主な取組内容は次のとおりであり、今後とも情報公開・情報発信機能の一層の充実に努めていきます。

- ・県の取り組みはもちろん、県民、企業等の活動報告は情報提供があれば即日情報を発信しています。
- ・三重の環境に関連する条例・規則・計画、審議会委員・職員名簿等すべて公開しています。
- ・大気環境は「リアルタイム」で常時監視データを公開しています。
- ・質問、意見などへの回答をすべてホームページ上で公開し、双方向の対話を実現しました。
- ・知事が講演会・雑誌寄稿などで語る「環境への考え方や取組」をすべて掲載しています。
- ・地域との協働で県内9ヶ所にライブカメラを設置し、地域からの情報発信を支援します。
- ・平成16(2004)年3月に開設した「みえの自然楽校」に自然環境に関する様々な情報を掲載していきます。

6 安心を支える力強い林業の振興

(1) 顔の見える三重の家づくりの取組

- ・消費者、農林水産物の生産者等で構成された「地

産地消ネットワークみえ」が行う林業版産地消の取組を支援するため、ネットワーク会員自身が提案する県産材の需要拡大等の取組を対象としたネットワーク活動支援事業を平成14（2002）年度から実施しています。

- ・県産材を利用した家づくりを進めるため、三重県木材組合連合会等で構成する「顔の見える三重の家づくり支援協議会」に、消費者からの県産材及び木造住宅の建築に関する相談や要請等に答えられるコーディネーターを平成15（2003）年度設置しました。

(2) 松阪木材コンビナートの整備

- ・松阪木材コンビナートは、中・南勢地域及び東紀州地域の林業・木材産業の活性化を図るため、木材製品の生産や流通体制の抜本的な構造改革を目指して、平成9（1997）年度の用地整備を皮切りとして整備を進めてきました。平成13（2001）年度に原木市場、製品市場、大型製材工場、内装材加工工場、流通検査センター、プレカット加工工場が稼働し、平成14（2002）年度には、集材材加工工場が完成するなど、その基本的機能が整いました。
- ・松阪木材コンビナートは、①価格、供給量の安定性（外材、代替品に対抗できる価格、量、供給体制）、②工場製品並の一定した品質・性能と保証、③豊富な品揃を基本に、住宅産業等の新たなニーズにあわせた国産材の産地を形成するため、各種機能を連結させた、先進的な木材の総合流通加工拠点施設です。

(3) F S C 認証木材の流通体制の整備

- ・F S C の森林認証は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な森林管理を推進している森林を認証して、その認証された森林から産出される木材、木材製品に特定の「環境ラベル（ロゴマーク）」を付けて流通させるものです。
- ・環境に配慮した持続可能な森林管理を推進するため、平成13（2001）年度よりF S C の森林認証取得の支援を行なっています。平成16（2004）年3月末現在、5事業体、認証総面積約10,000haで認証を取得し、日本一の取得件数となっています。
- ・F S C 認証森林の増加とグリーンコンシューマリズムの高まりから、環境貢献度を木材製品の競争力のひとつとしてとらえ、ロゴマークの付いた木

材製品の加工・流通体制の確立と市場の拡大に取り組んでいきます。

(4) 間伐材の有効活用

- ・間伐材の有効活用を進めるため、公共工事を中心として、その利用拡大に取り組んできており、平成15（2003）年度には、平成14（2002）年度に実施した間伐材型枠利用パイロット事業の成果をもとに、工事用型枠としての強度の検証や簡易に利用できる製品の開発などに取り組みました。
- ・間伐材の利用量の増加は、森林整備の促進にもつながることから、今後とも、間伐材型枠の実証に取り組むとともに、現在、三重県のホームページで提供している、公共工事での間伐材の需給情報をさらに充実していきます。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

大気環境、水環境、土壌・地盤環境は、良好な生活環境を確保する基盤となるものであり、その保全のためには、社会経済活動の全ての段階において、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制・再使用・再利用や適正処理を進め、人の活動による環境への負荷が自然の物質循環を損なうことのないよう配慮する必要があります。

第1節 エネルギー・資源の適正利用

1 エネルギー・資源の利用状況

1-1 電気

平成14（2002）年度における県内総発電量は $33,281 \times 10^6 \text{kWh}$ で前年度に比べ2.0%増加しました。その内訳は図1-1-1のとおりです。

一方、平成14（2002）年度の県内総需要量は対前年比11.2%減の $15,128 \times 10^6 \text{kWh}$ であり、三重県は電力供給県となっています。需要量の内訳は、一般家庭などの電灯使用量が26.0%、業務用などの電力使用量が74.0%の割合となっています。

電灯・電力使用量の推移は図1-1-2のとおりです。

1-2 ガス

平成14（2002）年度における県内ガス販売量は $407,515 \text{千m}^3$ であり、その内訳は家庭用が30.2%、工業用が53.9%、商業用が8.9%、その他が7.0%となっています。一方、県内ガス生産量は $64,257 \text{千m}^3$ であり、三重県はガス需要県となっています。

ガス販売量の推移は図1-1-3のとおりです。

1-3 化石燃料エネルギー消費量

平成13（2001）年度における化石燃料エネルギー消費量は、 $8,923 \text{千kl}$ （原油換算）であり、その内訳は図1-1-4のとおりで、産業部門61.1%、家庭部門10.0%、業務部門8.3%、運輸部門20.6%の割合になっています。人口1人あたりに換算すると 4.79kl となります。

図1-1-1 三重県の総発電量（平成13年度）

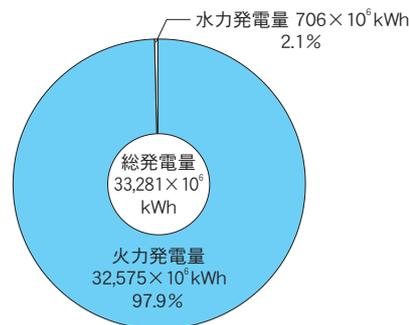


図1-1-2 電灯・電力使用量の推移

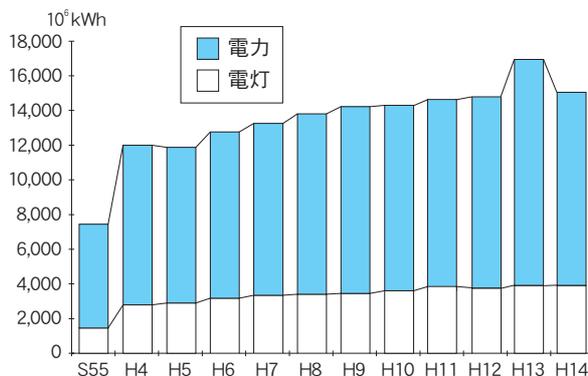


図1-1-3 ガス販売量の推移

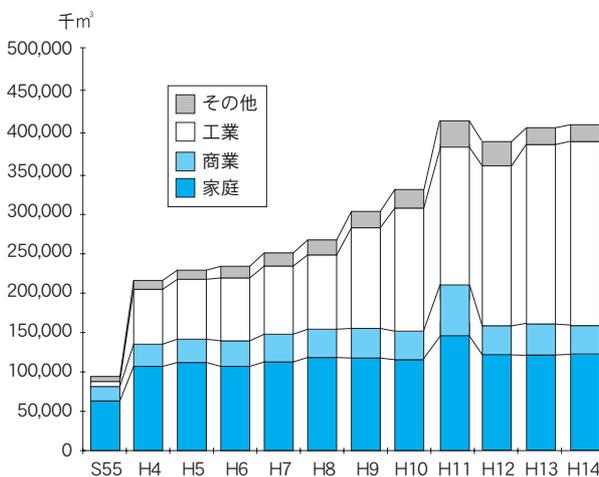
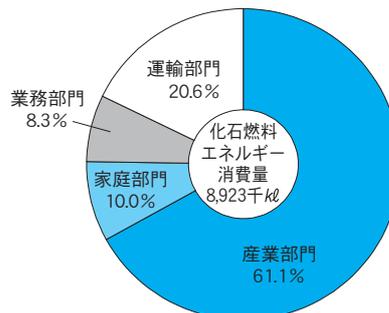


図1-1-4 化石燃料エネルギー消費量

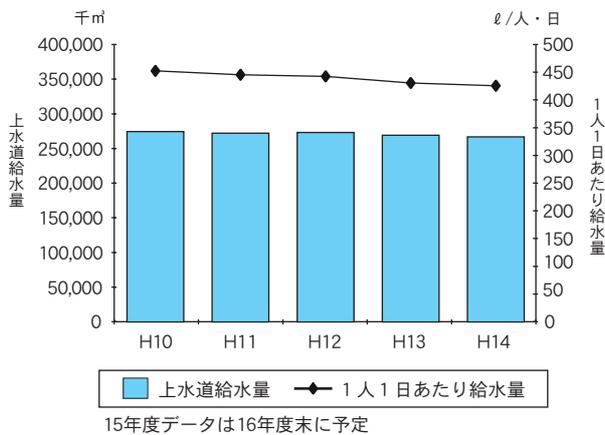


1-4 上水道

平成14（2002）年度における上水道供給量は268,947千 m^3 、給水人口は1,716,280人であり、1人1日あたりの給水量は429 l です。上水給水量及び1人1日あたりの給水量推移は図1-1-5のとおりです。

（注）簡易水道・専用水道を除く。

図1-1-5 上水道給水量及び1人1日あたりの上水道給水量の推移



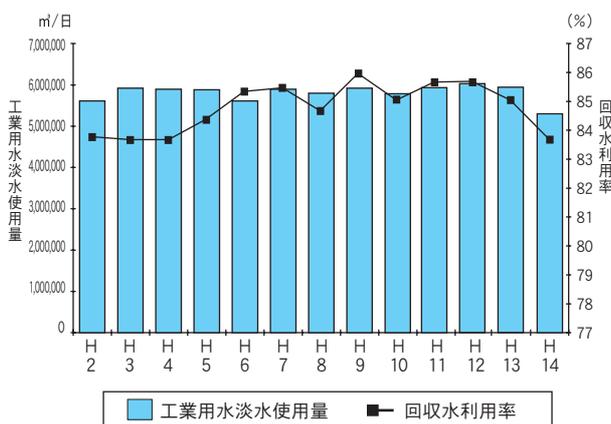
1-5 工業用水

平成14（2002）年度における工業用水使用量の合計は6,073千 m^3 /日であり、その内訳は淡水が87%、海水が13.0%で、淡水使用量のうち回収水が占める割合は83.7%です。

また、回収水を除く淡水供給量のうち約57.5%を工業用水道が給水しています。

工業用水の淡水使用量及び回収水使用率の推移は図1-1-6のとおりです。

図1-1-6 工業用水淡水使用量及び回収使用量の推移



2 エネルギーの適正利用

2-1 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

省資源・省エネルギーに対する関心は昭和48年のオイルショックを契機に高まってきたものの、エネルギー消費量は、国民の「ゆとりと豊かさ」を求めるライフスタイルを背景として、民生・運輸部門を中心に依然高い伸び率を示しています。

こうした中で、県民一人ひとりの資源・エネルギーの有効利用に関する正しい理解と実践を促進するため、県内の各種団体で構成する「資源とエネルギーを大切にする県民運動推進会議」を母体として、普及啓発活動を中心とした県民運動を推進しました。

また、平成12（2000）年3月に策定した「三重県地球温暖化対策推進計画 チャレンジ6」の一環として、地球温暖化防止の観点からも省エネルギーによる温室効果ガスの削減は不可欠であることから、県民、事業者、行政が一体となって地域レベルで省エネルギーを推進しています。

平成15（2003）年度も、「環境創造活動を進める三重県民の会」と協働で、「地球温暖化防止を目指す環境県民運動」として、オフィス等の適正冷房（28℃）の徹底と夏季の軽装を呼びかける「夏のエコスタイルキャンペーン」と、夏季の電気使用量節減を呼びかける「夏のエコポイント事業」に取り組みました。また、「企業環境ネットワーク・みえ」では、廃棄物の削減と省資源を図るため、個別の企業では処理困難な廃棄物について企業間連携により再資源化を図るリサイクルシステムの構築に取り組みました。

県庁においても、平成11（1999）年度に導入したISO14001システムに基づき、引き続き電気使用量や廃棄物の削減など環境負荷の低減に取り組んでいます。

(2) 環境共生住宅の建設促進

地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的にかかわりながら健康で快適に生活できるよう工夫された環境共生住宅の建設促進を図っています。

平成13（2001）年度には、住宅マスタープランの策定を契機に、住宅金融公庫融資における地

方公共団体施策住宅として、三重県雨水等有効活用型住宅を創設することにより優遇措置を活用した市場の誘導を行いました。また、建設リサイクル法が、平成14（2002）年5月30日に施行されたことに伴い「環境と共生した住宅の普及」「住宅のリサイクル化などの推進」等について検討を行いました。

2-2 自然エネルギーの利用の推進

(1) 新エネルギーの導入促進

石油依存度の高いわが国のエネルギー事情や地球温暖化等の環境問題に対応するため、新エネルギーの導入促進が強く求められています。

新エネルギーは、地域に密着したエネルギーであることから、地域の特性に応じた導入を図ることが効果的であり、県・市町村、民間企業、住民等が主体的かつ協働して取り組む必要があります。

このため、三重県では、平成11（1999）年度に策定した「三重県新エネルギービジョン」（表1-1-1）に基づき、その具体化のために次のことに取り組みました。

ア 「公共施設等への新エネルギーの導入指針」による率先導入

この指針は、県の政策方針として新エネルギーを県の施設へ率先導入するため、各部局が取り組むべき具体的内容を示したものです。

この結果、平成15（2003）年度に県の公共施設等へ175kWの太陽光発電施設が導入され、累計出力671kWとなりました。

イ 新エネルギーの普及支援事業の実施

県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助制度を平成13（2001）年度から実施しています。この結果、平成15（2003）年度は当事業により296件の住宅で計1,031kW、7校の学校で計120kWの太陽光発電設備が設置されました。

ウ 新エネルギーの普及啓発

クリーンエネルギーフェアを開催（こどもかんきょう体感フェアと同時開催）するとともに、民間事業者を対象とした新エネルギーセミナーや市町村新エネルギー担当者を対象とした研修会の開催により、新エネルギーの普及啓発を行いました。

エ 「三重県バイオマスエネルギー利用ビジョン」の策定

平成15（2003）年度に、県内の木質系や畜

産系のバイオマス資源に加え、下水汚泥などの廃棄物もバイオマス資源として捉え、これらを効果的にエネルギー利用するとともに導入を促進するため、利用可能な資源量の把握とあわせ、その効率的な利用の方向、2010年度の導入イメージ、利用普及の戦略などを明らかにした「三重県バイオマスエネルギー利用ビジョン」を策定しました。

(2) 水力発電の推進

洪水調整や都市用水供給等を目的として建設されるダムに従属して、放流水のエネルギーを有効利用する。自然循環によるクリーンなエネルギーの開発を進めています。

平成15（2003）年度は、前年度に引き続き川上発電所（最大出力1,200kW）建設の一部として、川上ダムにかかる建設費を負担しました。

また、宮川ダムから宮川の維持流量として常時放流する水を利用する宮川維持流量発電設備（最大出力220kW）の建設について関係機関への許認可手続きを行い、工事に着手しました。

なお、平成15（2003）年度末現在稼働している水力発電所は、10発電所97,800kWです。

2-3 未利用エネルギーの利用促進

(1) R D F 焼却・発電施設の整備

可燃性ごみを固形燃料（R D F）化することでサーマルリサイクルと環境負荷の低減を図り、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムに転換するR D F化構想を、市町村と一体になって進めました。

この取り組みの中で、県は市町村で製造されたR D Fの安定的な受け皿として、R D F焼却・発電施設の整備を進めました。

三重ごみ固形燃料発電所は平成14（2002）年12月から運転を開始しましたが、平成15（2003）年8月に発生したR D F貯蔵槽爆発事故のため運転を停止し、安全対策を講じた上で試運転を行いました。

施設規模

(ア) R D F 処理能力

240 t / 日

(イ) 発電能力

12,050 kW

表 1-1-1 導入イメージ及び2003年度末の導入量

	新エネルギービジョン策定時	2003年度末導入量	三重県における2010年度の導入イメージ	導入イメージの考え方
太陽光発電	1,046kW (53kW)	11,457kW (671kW)	75,000kW	新築着工住宅の約10%に3kWの太陽光発電を設置()は県施設への導入量
風力発電	3,000kW	18,000kW	27,000kW	市町村等の構想及び風況調査等を勘案
廃棄物発電	30,000kW	28,780kW	54,000kW	県のRDF焼却・発電施設及び市町村の一般廃棄物焼却施設更新計画を勘案
クリーンエネルギー自動車	378台	1,532台 [※]	22,000台	国の供給目標から算出した三重県の目安を勘案
コージェネレーション	186,438kW	297,519kW	314,000kW	既に導入が進んでいるため、今後は小規模設備及び燃料電池による設備について、年間5,000kW程度設置
うち燃料電池 (実験プラント)	1,000kW	301kW	50,000kW	2006年度以降、既設のコージェネレーションの代替等により、年間10,000kW程度設置
従来型一次エネルギーの削減量 (原油換算)	102,379kℓ	146,057kℓ	223,813kℓ	注) 参照
CO ₂ 排出削減量 (参考)	43,146t-C	61,998t-C	97,888t-C	注) 参照

※クリーンエネルギー自動車については2002年度末の台数

注) 国の長期エネルギー需給見通し及び新エネルギー利用等の促進に関する基本方針にあげられている新エネルギーのうち、太陽熱利用は、技術的に実用化され採算性も確保できることから、市場原理のなかで自主的な導入が充分期待できるという理由で、また逆に、廃棄物熱利用、温度差エネルギー及び黒液・廃材等は、エネルギーの賦存場所やエネルギー利用形態などによって導入があまり期待できないため、導入イメージ設定の対象から除外した。

また、燃料電池はコージェネレーションとして活用されることが大部分であると想定されるため、コージェネレーションの内数として整理する。燃料電池自動車についてはクリーンエネルギー自動車として整理する。

合計欄のkℓは、原油換算kℓを意味し、1kℓ=9,250×10³kcalである。

参考) 「三重県における2010年度の導入イメージ」における従来型一次エネルギーの削減量223,813kℓは、ドラム缶約110万本分に相当する。

3 資源の適正利用

3-1 廃棄物の再資源化の推進

(1) 廃棄物の再資源化に関する調査研究

(第5章-第3節-1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進を参照)

3-2 森林の公益的機能の向上

森林は、水資源のかん養、土砂災害の防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化、高齢化等による担い手不足のため、放置される森林が増加するなど、林業経済活動による森林の公益的機能の発揮は困難になり、森林の機能低下が進み、県民生活への重大な影響が危惧されています。

このため、平成15(2003)年度には、緊急の

課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な森林管理を行うため、森林GIS(地理情報システム)を活用し、市町村や関係者と協働し、森林を生産林(持続生産を重視する森林)と環境林(公益的機能を重視する森林)に区分(ゾーニング)しました。

第2節

廃棄物の適正な管理

1 廃棄物の発生と処理の状況

1-1 一般廃棄物（ごみ）の状況

平成13（2001）年度におけるごみの総排出量は786,340 tで1人当たり換算すると1,157 g／人・日となっています。処理の内訳は図1-2-1のとおりであり、焼却処理が全体の約70%を占め、埋立処理が全体の約12%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は18.0%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-2-2のとおりであり、ここ数年は漸減傾向にあります。

図1-2-1 ごみ処理内訳（平成13年度）

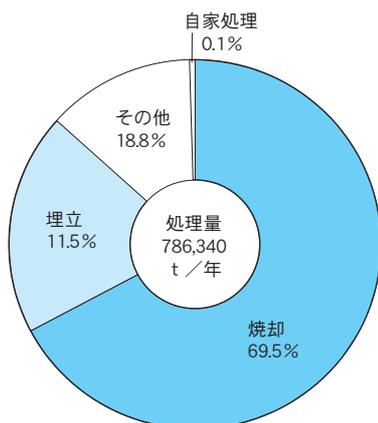
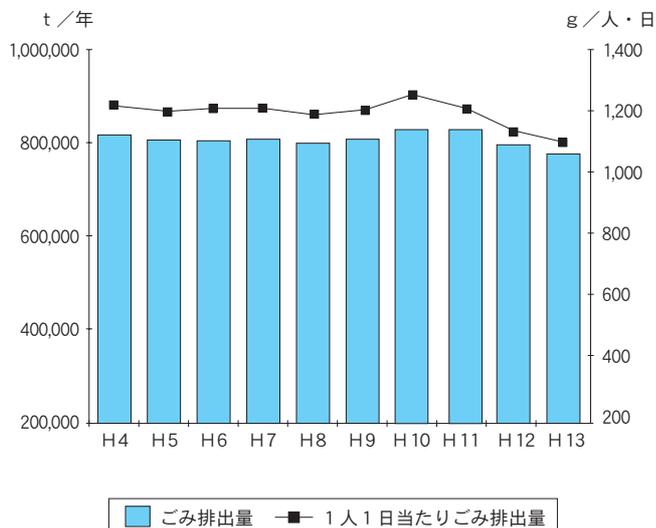


図1-2-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



1-2 一般廃棄物（し尿）の状況

平成13（2001）年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む。以下同じ）の総量は745,530 kℓです。また処理の内訳は図1-2-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約73%を占め、次いで海洋投棄が全体の約25%を占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は減少傾向にあります。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合76.8%は、全国水準（平成13（2003）年度全国平均：84.7%）に比べると低くなっています。

図1-2-3 くみ取りし尿処理内訳（平成13年度）

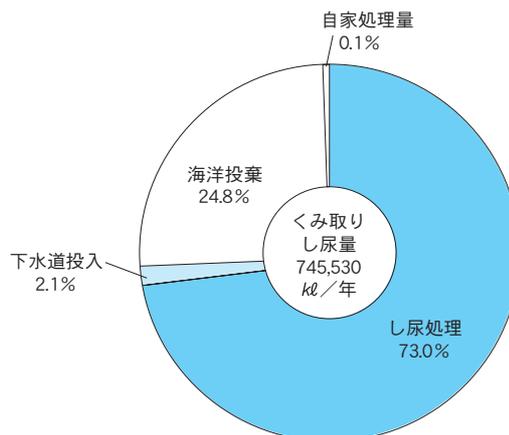
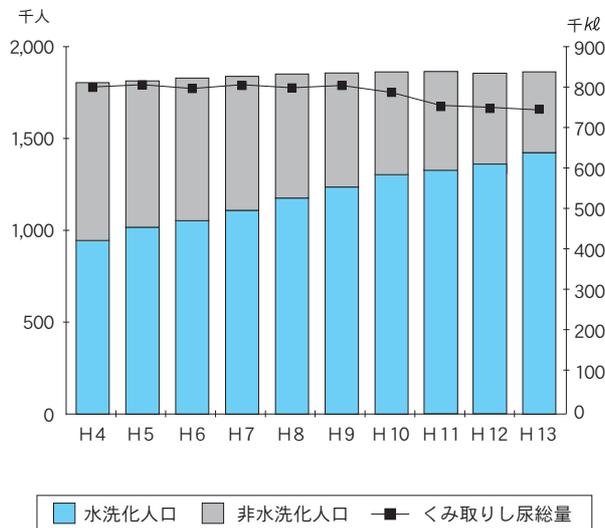


図1-2-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移

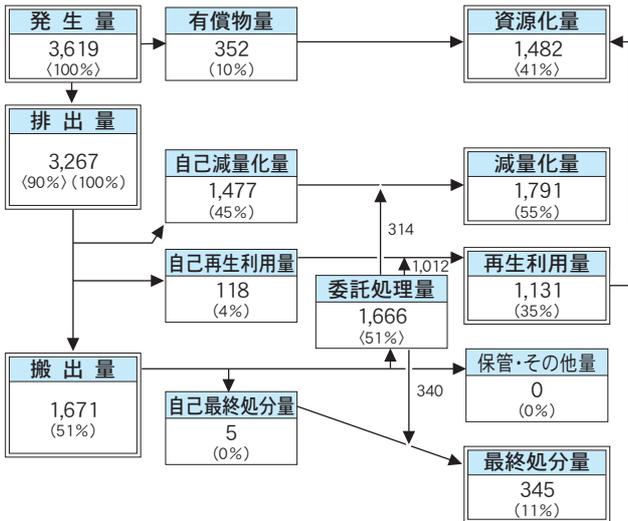


1-3 産業廃棄物の状況

県では、おおむね5年毎に産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成12（2000）年度の1年間に三重県内で発生した産業廃棄物は3,619千トンで、その処理状況の概要は図1-2-5のとおりとなっています。

図1-2-5 発生及び処理状況の概要（平成12年度）

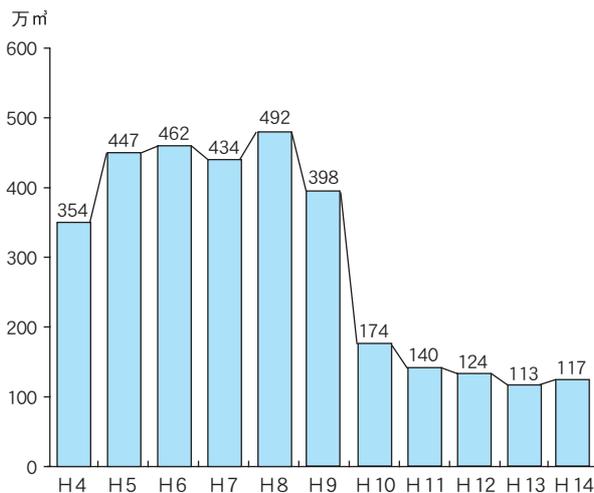


（単位：千t／年）

（注）千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-2-6のとおりです。

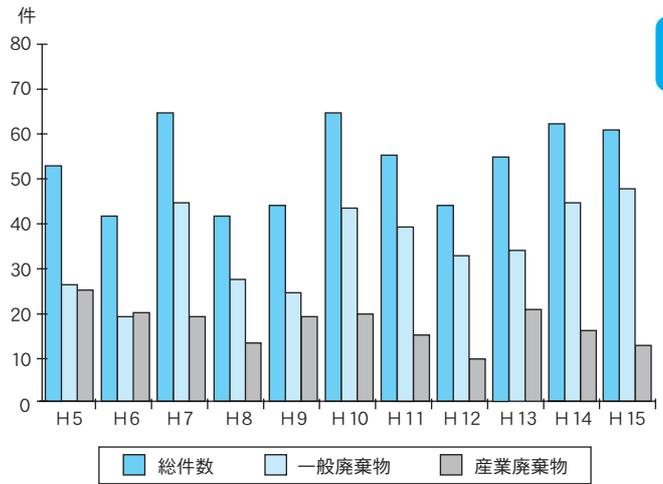
図1-2-6 最終処分場の残余容量の推移



不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-2-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は10~30件の間で推移しています。

なお、平成15（2003）年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は13件でした。

図1-2-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

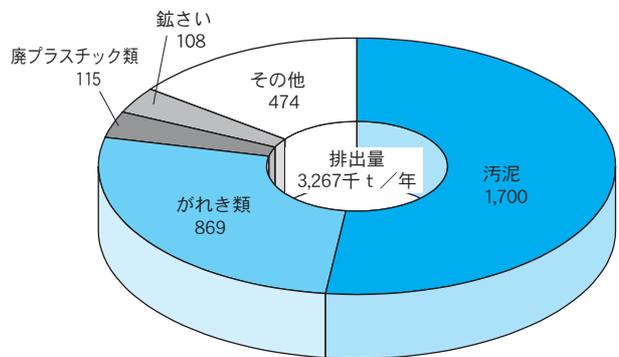


(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（52%）が最も多く、次いでがれき類（27%）となっており、この2種類で全体の79%を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図1-2-8 種類別の排出量（平成12年度）



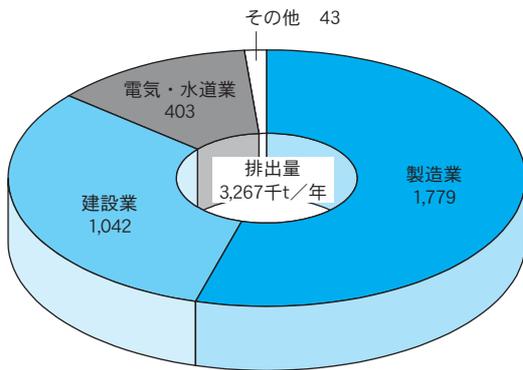
(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（54%）が最も多く、次いで建設業（32%）、電気・水道業（12%）となっており、この3業種で全体の99%を占めています。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量で見ると建設業が最も多い業種となります。

また、同様に電気・水道業（特に下水道業）は、排出される汚泥のほとんどが脱水等により減量されるため、排出量では全体の12%を占めますが、搬出量で見ると全体の3%となります。

図 1-2-9 業種別の排出量（平成12年度）



2 三重県廃棄物処理計画の推進

2-1 廃棄物処理計画の策定

平成12（2000）年の廃棄物処理法の改正で、一般廃棄物と産業廃棄物を通じた廃棄物全体の減量その他適正な処理を推進するため、都道府県が「廃棄物処理計画」を定めることとされました。

県では、既に平成9（1997）年に「廃棄物総合対策」を策定し、一般廃棄物と産業廃棄物を通じた適正処理のための施策を推進してきましたが、その後の廃棄物を取り巻く実態の変化や廃棄物処理法改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の排出抑制、再生利用など減量化を促進し、また、不適正な処理を防止することにより循環型社会を構築するとともに、社会経済情勢の変化に適切に対応し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を確保するため、平成16（2004）年3月30日に「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画では、計画の基本目標として、

- 1 環境経営の推進による社会基盤の充実
- 2 持続可能な資源循環の実現
- 3 安全・安心な廃棄物処理の確立

の3つを掲げるとともに、廃棄物の減量・適正処理に関する数値目標を定め、この目標達成のために県民、事業者、市町村、県それぞれが自己の責任と役割を自覚し、主体的にあるいは互いに連携、協働して取り組みを行うこととしています。

計画の目標値（平成22年度）

一般廃棄物

- ・1人1日当たり排出量 910g
（平成12年度 1,150g比 21%減量）
- ・総排出量 610千トン
（平成12年度 779千トン比 22%減量）

・資源化率 40%（平成12年度 16.9%）

・最終処分量 95千t
（平成12年度 193千t比 51%減量）

産業廃棄物

・排出量 3,650千t
（平成12年度3,267千tに対して増加を12%に抑制）

・再生利用率 42%（平成12年度35%）

・最終処分量 170千t
（平成12年度345千tに対して半減）

3 発生抑制とリサイクルの推進

3-1 リサイクルの状況

(1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物のリサイクルは、全国的に産業廃棄物と比較して大幅に遅れています。三重県においても、資源化率は近年、徐々に伸びてはいるものの、平成13（2001）年度で14.8%（県内全市町村のごみ資源化量116,696t／処理施設で行うごみ総排出量786,340t）に過ぎず、集団回収による資源化量（29,904t）を加えたリサイクル率でみても18.0%にとどまっています。

また、平成9（1997）年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12（2000）年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町村の分別収集促進計画の策定状況は表1-2-1のとおりです。

表 1-2-1 分別収集促進計画による年度別取組予定市町村数

項目	第1期		第2期		第3期		
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
無色ガラス	49	56	64	65	68	68	68
茶色ガラス	54	58	64	65	68	68	68
その他ガラス	49	56	64	65	67	67	67
ペットボトル	33	57	65	67	69	69	69
その他の紙型容器包装	—	34	39	44	63	64	66
その他プラスチック製容器包装類	—	41	46	57	60	62	69
うち白色トレイ	—	32	36	47	54	54	61
鋼製の容器包装	57	67	68	68	69	69	69
アルミニウム製の容器包装	57	68	69	69	69	69	69
紙パック	32	57	58	64	67	67	68
段ボール類	—	57	58	63	69	69	69

表 1-2-2 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

品 目	平成13(2001)年度		平成14(2002)年度	
	市町村数	収集量(t)	市町村数	収集量(t)
無色ガラスびん	60	4,634	62	4,795
茶色ガラスびん	59	4,719	62	4,690
その他ガラスびん	61	3,228	61	3,453
ペットボトル	63	2,155	65	2,399
スチール缶	58	7,820	64	8,513
アルミ缶	59	1,742	64	1,729
飲料用紙パック	36	238	41	239
その他プラスチック製容器包装	26	1,409	28	1,819
白色トレイ	16	85	18	94
その他の紙製容器包装	11	2,828	12	3,325
段ボール	44	9,531	48	19,402

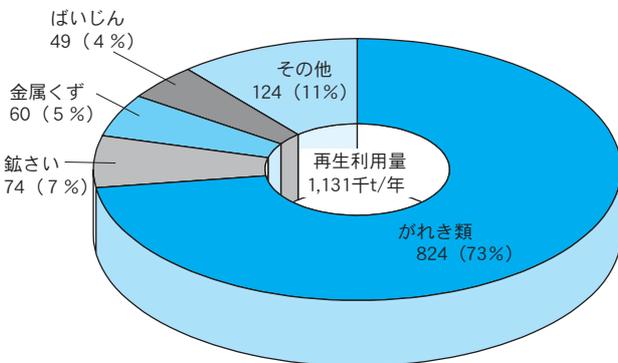
(2) 産業廃棄物の状況

再生利用量は1,131千トン／年となっており、総排出量の35%を占めています。

種類別にみると、がれき類（73%）が最も多く、以下、鋳さい（7%）、金属くず（5%）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量29千トン／年、委託中間処理後再生利用量1,012千トン／年、自己未処理自己再生利用量89千トン／年に区分されます。

図 1-2-11 種類別の再生利用量（平成12年度）



3-2 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

ア 民間において実践経験のある環境技術専門員を配置し、産業廃棄物適正管理推進マニュアル・自主情報公開ガイドラインに基づき、産業廃棄物多量排出事業者に対して適正管理計画書の策定や自主的情報公開について指導しました。対象となる事業者の拡大を図った結果、平成14(2002)年度末現在で、自主公開事業者数は32増え2,351社(公開率は91%)となりました。

イ 容器包装リサイクル法に基づく市町村の第3期分別収集計画(計画期間:平成15(2003)年度から19(2007)年度)の推進を行いました。

ウ 生ごみの減量化及び廃食用油の再生利用を促進し、地域循環社会の構築を図るため、生ごみ堆肥化システム及び廃食用油リサイクルシステムを導入した8市町村に対し補助を行いました。

エ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき製品認定を進め、平成16(2004)年3月末までに74製品を認定しました。

(2) RDF化の推進

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るため、可燃性ごみを固形燃料(RDF)化して有効利用するRDF化を市町村と連携して進めました。

表 1-2-3 RDF化施設整備状況

市町村等	規模	整備期間	稼働年度
海山町	20 t / 日	9~10年度	11年度
香肌奥伊勢資源化広域連合	44 t / 日	11~12年度	13年度
桑名広域清掃事業組合	230 t / 日	11~14年度	14年度
上野市ほか4か町村環境衛生組合	135 t / 日	12~14年度	14年度
南牟婁清掃施設組合	23 t / 日	12~14年度	14年度
浜島町	12 t / 日	13~14年度	14年度
紀伊長島町	21 t / 日	13~14年度	14年度

(3) 産業廃棄物の再資源化に関する調査研究

(第5章-第3節-1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進を参照)

(4) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

また、地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るための基礎調査として「環境保全型畜産確立指導事業実態調査」を実施しました。

(5) 公共事業における再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では生活創造圏単位に建設副産物対策地区連絡協議会を設置し、啓発、情報交

表1-2-5 環境保全型畜産確立指導事業実態調査（畜産に起因する環境問題発生件数）（平成15年度）（単位：戸数）

区分 畜産	畜産環境問題の種類								計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁 と 悪臭発生	水質汚濁 と 害虫発生	悪臭発生 と 害虫発生	水質汚濁 悪臭発生 害虫発生	その他	
豚	6	4	0	3	0	0	0	0	13
採卵鶏	2	6	3	2	0	2	0	0	15
ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳用牛	6	11	2	3	0	0	1	1	24
肉用牛	0	0	1	1	0	0	0	0	2
計	14	21	6	9	0	2	1	1	54

表1-2-6 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成15年度）（単位：地域数）

事業名	総事業費(千円)	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化処理	畜舎	その他	備考
資源循環型畜産確立対策事業	139,486	1					4	

表1-2-7 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

事業名	内容	実施年月	概要
環境保全型畜産確立指導事業	環境保全型畜産確立対策資料の配付	平成16年3月	実態調査結果、処理技術等の資料

換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

4 適正処理の推進

4-1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ処理施設

平成13（2001）年度末におけるごみ処理施設は、8市13町1村9事務組合・広域連合に36施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,694.1 t / 日です。

イ 粗大ごみ処理施設

平成13（2001）年度末における粗大ごみ処理施設は、5市4町5事務組合に14施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は479 t / 日です。

ウ 埋立処分地施設

平成13（2001）年度末における埋立処分地施設は、9市25町1村4事務組合に40施設（残余容量のない施設を除く）が設置されており、埋立地面積1,063,284㎡、全体容量6,988,843㎡です。残余容量は2,529,235㎡となっており、その残余年数は、年間埋立量257,640㎡から推定すると約10年分となっています。

(2) ごみの収集及び処理の状況

ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町村（事務組合を含む。）の直営または委託が510,816 t / 年と収集量全体の74.1%を占め、残りの178,791 t / 年が許可業者となっています。

イ 処理形態

平成13（2001）年度のごみ排出量は785,344 t / 年で、平成12（2000）年度に比べて5,925 t / 年（1.7%）増加しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が546,602 t / 年（69.5%）、直接埋立が90,705 t / 年（11.5%）、直接資源化が79,592 t / 年（10.1%）などとなっています。

第1章

循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

表 1-2-8 ごみ処理施設数等（平成13年度末）

施設種別	焼却処理施設			高 速 堆肥化 施設	ご み 燃料化 施設	合 計
	全連続	准連続	バッチ			
施設数	8	3	22	1	2	36
処理能力 (t/日)	1,770	360	500	0.1	64	2,694.1

表 1-2-9 粗大ごみ処理施設数等（平成13年度末）

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	6	2	6	14
施設能力(t/日)	265	45	169	479

表 1-2-10 埋立処分地施設数（平成13年度末）

施設種別	山間	平地	計
施設数	29	11	40
全体容量(m ³)	6,349,717	639,126	6,988,843
残余容量(m ³)	2,434,849	94,386	2,529,235

表 1-2-11 ごみの収集形態（平成13年度末）

区分		収集量	比率(%)
市町村・組合 による収集	直営	330,860 t/年	48.0
	委託	179,956 t/年	26.1
	小計	510,816 t/年	74.1
許可業者による集計		178,791 t/年	25.9
合計		689,607 t/年	

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

県では、市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設のダイオキシン対策等の整備を促進するとともに、一般廃棄物処理計画の策定を奨め、処理計画に基づく廃棄物処理事業の運営、管理に向けての助言を行い、適正な処理を推進しました。

4-2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は550施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて24施設となっています。

表 1-2-12 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

(平成16年3月31日現在)

県 民 局 名	設 置 数	
	中間処理施設	最終処分場
北 勢 (桑名)	83 (78)	2
北 勢 (四日市)	126 (125)	8
北 勢 (鈴鹿)	61 (61)	3
津	69 (62)	2
松 阪	35 (31)	3
南 勢 志 摩	58 (55)	1
伊 賀	62 (54)	5
紀 北	18 (12)	0
紀 南	14 (14)	0
計	526 (492)	24

注1) 設置数欄の()内は、現在稼働中の施設を示します。

2) 最終処分場の設置数は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表 1-2-13 産業廃棄物処理施設の種別設置状況

・中間処理施設 (平成16年3月31日現在)

		種 類	設 置 数
中 間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	汚泥の脱水施設	257 (253)
		汚泥の乾燥施設	19 (18)
		廃油の油水分離施設	12 (11)
		廃酸・廃アルカリの中和施設	6 (6)
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	31 (25)
		がれき類等の破碎施設	141 (138)
		混合破碎施設	8 (7)
		小 計	180 (170)
	焼却施設	汚泥の焼却施設	1 (1)
		廃油の焼却施設	2 (2)
廃プラスチック類の焼却施設		15 (6)	
木くず等の焼却施設		10 (5)	
混合焼却施設		23 (19)	
小 計	51 (33)		
		廃 P C B の分解施設	1 (1)
		計	526 (492)

注1) 混合(破碎・焼却)施設とは、複数の種類の産業廃棄物を処理できる施設をいいます。

2) 設置数欄の()内は、現在稼働中の施設を示します。

・最終処分場 (平成16年3月31日現在)

種 類	設 置 数
遮断型最終処分場	—
安定型最終処分場	15
管理型最終処分場	9
計	24

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた最終処分場のうち、埋め立て中の施設を示します。

12章

● 廃棄物の適正な管理

(2) 下水道汚泥処理システムの整備

平成15（2003）年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の4処理場を含めて34処理場があり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで約45千t／年です。その内、66％にあたる29.6千t／年は緑農地への利用、土壌改良材、セメント原料に有効利用しました。

(3) 浄水場の汚泥の有効利用

平成15（2003）年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は、約3,200㎡であり、その内700㎡を園芸用培土として、1,100㎡をグランド改良材の原材料として売却し有効利用しました。

(4) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

また、不法投棄のおよそ70％は建設廃棄物であるといわれています。

このため、県や市町村などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

(5) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成15（2003）年度には784事業場から届出がありました。

表1-2-14 PCB廃棄物保管届出状況
(平成15年度届出分)

PCB廃棄物の種類	事業場数	数	量
高圧コンデンサ	659	6,786台	
低圧コンデンサ	54	6,833台	
高圧トランス	41	333台	
低圧トランス	7	42台	
安定器	207	61,591台	15㎡ 790kg 85缶・箱
上記以外	60	廃油 72㎡、989 t 汚染布 0.4㎡、13缶・箱 その他機器 804台、12缶・箱 その他 103.6㎡、2.3 t、30点	

※事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。
 ※「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。
 ※「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノーカーボン紙などが含まれています。
 ※上記以外に、中部電力㈱が絶縁油を除去した柱上トランス30,860台を保管しています。

4-3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

(1) 廃棄物処理センターの整備

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を推進し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに産業廃棄物を公共関与で処理する施設の整備に努めました。

平成14（2002）年度には、ガス化熔融処理施設の建設工事を進め、12月に施設の本格稼働に至り、最終処分場についても諸手続きを進めました。

5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

5-1 監視・指導の強化

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されていますが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があつとを絶ちません。なお、三重県における平成15（2003）年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は13件となっています。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で発生しています。

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-2-15及び表1-2-16に示すとおりであり、苦情の内容については野外焼却行為をはじめとする大気汚染及び悪臭に関するものが多くなっています。

表1-2-15 廃棄物に係る苦情発生件数
(平成11～15年度)

発生源 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H11	3	—	297	300
H12	—	—	267	267
H13	1	—	328	329
H14	3	—	245	248
H15	—	—	238	238

表 1-2-16 平成15年度における廃棄物に係る苦情発生内容（計のカッコ内は平成14年度）

発生源原因	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ、昆虫	騒音	その他	計
ごみ処理場	— (1)	— (1)	—	—	—	— (1)	— (3)
し尿処理場	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物	104 (108)	9 (13)	16 (22)	—	— (1)	109 (92)	238 (236)
計	104 (109)	9 (14)	16 (22)	—	— (1)	109 (93)	238 (239)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成15（2003）年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-2-17に示すとおりであり、違反発生件数は1,255件で、前年度よりやや減少しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,255件あり、その違反内容の大部分は、処理基準違反、保管基準違反、処理施設の維持管理基準違反、不法投棄、野外焼却行為等です。

表 1-2-17 平成15年度の立入検査実施状況（計のカッコ内は平成14年度）

検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置					その他
			改善命令措置命令	停止命令取消処分	始末書提出	告発	文書指導	
一般廃棄物処理施設	57							
産業廃棄物排出事業所	1,530	627	—	—	13	—	35	579
産業廃棄物処理業者	940	360	2	2	3	—	12	341
その他	958	268			1		5	262
計	3,485 (3,558)	1,255 (1,405)	2 (2)	2 (3)	17 (31)		52 (42)	1,182 (1,325)

(4) 監視・指導の強化

ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立ち入り検査及び監視、指導を強化しました。

イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設しており、不法投棄等の通報を受け付けています。平成15（2003）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-2-12のとおりであり、通報件数は191件で、野外焼却、不法投棄に関するものが58%を占めていま

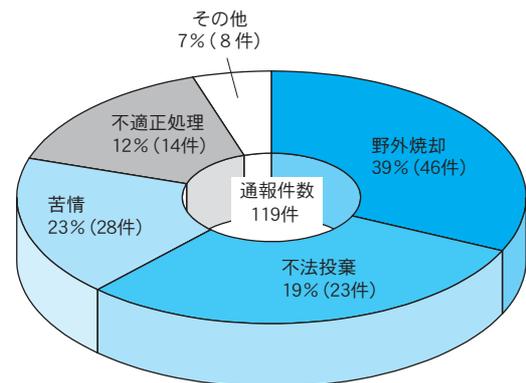
た。

ウ 排出事業者、処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。

エ 県境付近で岐阜県、滋賀県等との共同によるほか、愛知、岐阜、三重、名古屋市の三県一市でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

オ 桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、生活環境保全上の支障を除去するため、平成13（2001）年6月8日、行政代執行に着手し、環境汚染の修復を行っています。

図 1-2-12 廃棄物ダイヤル110番通報内訳（平成15年4月～平成16年3月）



5-2 清潔で美しい三重づくりの推進

(1) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成15（2003）年度の実績は、道路関係で158団体、河川関係で120団体、海岸等の関係で53団体となっています。

平成11（1999）年度からは、地域住民に道路の一定区間の除草、ゴミ拾い等の世話を願う「ふれあいの道事業」を実施しており、37団体（平成15（2003）年度実績）の団体が活動を行いました。

6 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入処分は縮小又は禁止に向っていることを踏まえ、わが国においても、平成14年1月に廃棄物処理法施行令の一部改正がなされ、平成14（2002）年2月1日からし尿等の海洋投入処分が禁止となり、現在、し尿等の海洋投入処分を行っている者については、施行日から5年間の猶予が設けられました。

平成15（2003）年度は、し尿を海洋投入処分している1市4事務組合2広域連合に対して、し尿の海洋投入の解消に向けた指導を行いました。

また、下水道整備、生活排水処理施設の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、市町村における合理化事業計画の策定等について市町村に対する助言を行いました。

第3節

大気環境の保全

1 大気汚染の防止

1-1 大気汚染の現況

(1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護することが望ましい基準として示されたものです。平成15（2003）年度の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局34局（県測定16局、四日市市測定10局、尾鷲市測定8局）全てで環境基準を達成しました。

二酸化窒素は、測定局36局（県測定19局、四日市市測定9局、尾鷲市測定8局）のうち、自動車排出ガス測定局1局で環境基準を達成しませんでした。

浮遊粒子状物質は、測定局33局（県測定19局、四日市市測定10局、尾鷲市測定4局）のうち、一般環境測定局2局、自動車排出ガス測定局1局で環境基準を達成しませんでした。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します。（注1）

注1）一般環境測定局：県民が居住する地域に大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在27（県設置15局、四日市市設置6局、尾鷲市設置6局）の測定局が設けられています。

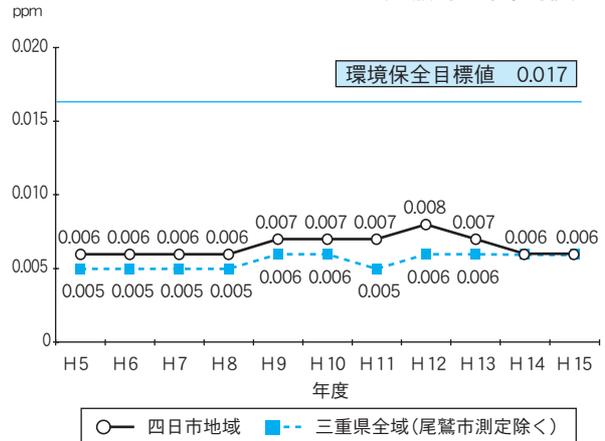
自動車排出ガス測定局：道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在6（県設置4局、四日市市設置2局）の測定局が設けられています。

(2) 大気汚染の測定結果

ア 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

一般局31局、自排局3局で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.04ppm以下で、環境基準を達成しました。（注2）また、年平均値でも県の環境保全目標（年平均値で0.017ppm以下）を達成しました。年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。（資料編2-2～2-4参照）

図1-3-1 二酸化硫黄の経年変化
（一般局の年平均値）



注2）二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

イ 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局30局、自排局6局で測定を実施しました。一般局では日平均値の98%値が0.06ppmを超える局はなく、全ての局で環境基準を達成しました。（注3）自排局では、納屋局を除き環境基準を達成しましたが、納屋局の日平均値の98%値は0.069ppmと、昨年度に引き続き高濃度を記録しました。また、年平均値では、一般局の三浜小学校局、自排局の全測定局で県の環境保全目標（年平均値で0.020ppm以下）を達成しませんでした。年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。（資料編2-5～2-8参照）

図1-3-2 二酸化窒素の経年変化
（一般局の年平均値）



1章3節

大気環境の保全

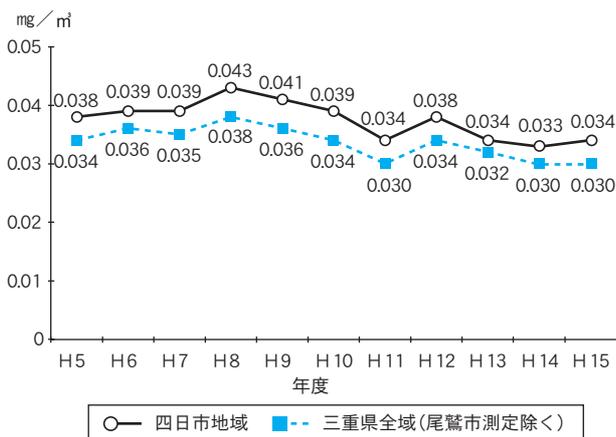
注3) 二酸化窒素の環境基準の長期的評価では、年間における日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合、環境基準が達成されたと評価します。

ウ 浮遊粒子状物質

一般局27局、自排局6局で測定を実施しました。一般局2局、自排局1局で日平均値が基準値を超えた日が2日以上連続したことから環境基準を達成しませんでした。(注4) 年平均値の経年変化は図1-3-3のとおりです。(資料編2-9参照)

注4) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

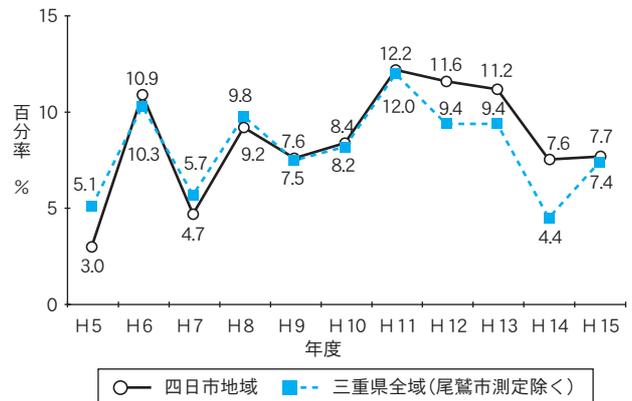
図1-3-3 浮遊粒子状物質の経年変化 (一般局の年平均値)



エ 光化学オキシダント

一般局23局(県測定15局、四日市市測定5局、尾鷲市測定3局)で測定を実施したところ、全ての測定値で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値(5時から20時までの測定値)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-4のとおりです。(資料編2-10参照)

図1-3-4 光化学オキシダント昼間値(5~20時)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化



オ 一酸化炭素

一般局1局(尾鷲市測定)、自排局2局(県測定2局)で測定を実施しました。いずれの局も日平均値の2%除外値は10ppm以下で環境基準を達成しました。(注5)(資料編2-12参照)

注5) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、10ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

カ 非メタン炭化水素

一般局18局(県測定12局、四日市市測定5局、尾鷲市測定1局)、自排局3局(県測定2局、四日市市測定1局)で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppmC(6~9時の3時間の平均値)の範囲となっており、一般局17局、自排局全てが指針値を超えていました。(資料編2-13参照)

キ 有害大気汚染物質

平成9年(1997)4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、環境省が示す22の優先取組物質(有害性の程度やわが国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質)のうち、測定法が示されているトリクロロエチレン、ベンゼン等の19物質(ダイオキシン類を除く)の大気環境調査を四日市市と共同で行いました。(資料編2-14~15参照)

(7) 調査地点等

一般環境4地点(四日市市×2、津市、名

張市)、道路沿道1地点(三雲町)、発生源周辺1地点(四日市市)で、毎月1回調査を実施しました。

(イ) 調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、及びベンゼンの4物質は6地点とも環境基準を達成していました。(資料編2-16参照)

表1-3-1 優先取組物質

○アクリロニトリル	○テトラクロロエチレン
○アセトアルデヒド	○トリクロロエチレン
○塩化ビニルモノマー	○ニッケル化合物
○クロロホルム	○ヒ素及びその化合物
クロロメチルエーテル	○1,3-ブタジエン
○酸化エチレン	○ベリリウム及びその化合物
○1,2-ジクロロエタン	○ベンゼン
○ジクロロメタン	○ベンゾ(a)ピレン
○水銀及びその化合物	○ホルムアルデヒド
タルク(アスベスト様繊維を含むもの)	○マンガン及びその化合物
○ダイオキシン類	○クロム及びその化合物

○印は平成15年度環境調査物質

ク ダイオキシン類

平成12(2000)年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法(平成11(1999)年7月公布)に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

(ア) 調査地点

一般環境調査地点は、常時監視地点として13地点、常時監視補完地点(5年間で全町村を測定予定)として11地点の計24地点を選定し、調査を実施しました。

(イ) 調査方法

年4回、連続7日間の試料採取を行い、分析しました。

(ウ) 調査結果の概要

平成15(2003)年度の結果は、すべて環境基準を達成していました。

1-2 大気環境保全対策

環境省が毎年行っている星空継続観察を県内の10団体が実施し、星空観察を通じ大気環境に関する意識を深めました。実施団体は、表1-3-2のとおりです。

表1-3-2 平成15年度星空継続観察実施団体

団体名	調査時期
松阪市天文台実行委員会	夏・冬
尾鷲市立天文科学館	冬
木本高等学校 天文気象部	夏・冬
名張桔梗丘高等学校 科学部天文班	冬
にしきうら星空友の会	夏
宮川中学校 宮川星の会	夏
いなべ総合学園高等学校 自然科学部	冬
宇治山田高等学校 天文部	夏・冬
城山エコえもん	冬
三重県立熊野少年自然の家	冬

1-3 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

平成16(2004)年3月31日現在、1,528工場・事業場に4,285のばい煙発生施設、151工場に1,495の一般粉じん発生施設、4工場に9の特定粉じん発生施設(石綿発生施設)が設置されています。

また、平成8(1996)年5月に改正された大気汚染防止法では、吹付け石綿を特定建築材料として指定し、それらを使用する建築物の解体等の作業について作業基準が設定され、工事を施工する前に特定粉じん排出等作業の届出が課せられています。平成15(2003)年度中の届出数は、解体作業が4件、改造・補修作業が8件でした。(以上、四日市市管轄分を除く)

(ウ) 硫黄酸化物の規制

硫黄酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制(K値規制)が実施されています。その規制値は四日市地域(四日市市の一部、楠町、朝日町、川越町)が1.17、四日市市(前述以外の地域)が3.0、桑名市及び鈴鹿市が14.5、その他の市町村が17.5となっています。

さらに、四日市地域(四日市市は全域)については、昭和47(1972)年4月から三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和51(1976)

年に大気汚染防止法による総量規制に移行しています。

(イ) ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種別及び規模毎に濃度規制が実施されています。平成10（1998）年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

(ウ) 窒素酸化物の規制

昭和48（1973）年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に排出基準が適用されています。

イ ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準対象施設として16種類の特定施設を規制対象としています。

平成16（2004）年3月31日現在の県内における大気基準適用施設は301施設、水質基準対象施設は70施設です。

図1-3-5 大気基準適用施設の種別別内訳

(平成16年3月31日現在)

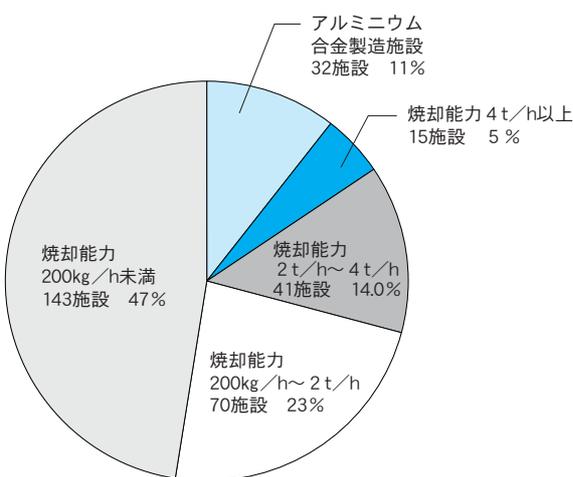
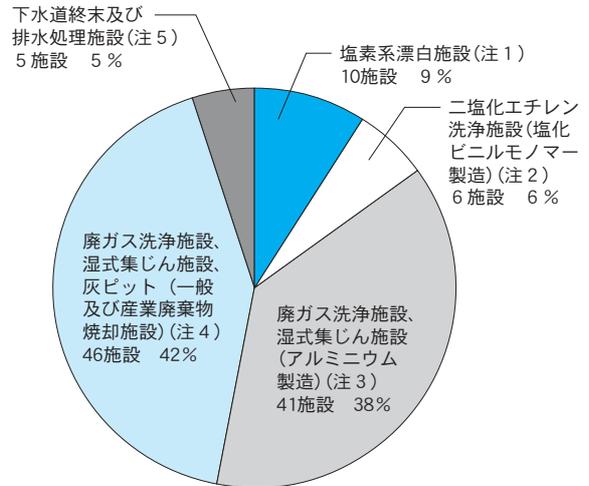


図1-3-6 水質基準対象施設の種別別内訳

(平成16年3月31日現在)



(注1) 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設(令別表第2-1)

(注2) 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン製造施設(令別表第2-5)

(注3) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設(令別表第2-11)

(注4) 廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの(令別表第2-13)

(注5) 下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設(令別表第2-15及び2-16)

ウ 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設(指定施設)及び有害物質について規制しています。さらに四日市地域については、一定基準以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、上乗せ条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

平成16（2004）年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は545工場・事業場に3,519施設、粉じんに係る指定施設は726工場・事業場に4,200施設、炭化水素に係る指定施設は26工場・事業場に445施設が設置されています。

(以上、四日市市管轄分を除く)

(7) 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49（1974）年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和53（1978）年に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことに伴い総排出量規制の見直しを行いました。さらに、平成4

(1992)年に窒素酸化物排出係数を改訂し、規制を強化しました。

(イ) 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設（原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が5,000kl以上の貯蔵施設等）について、構造・使用管理基準を設け、規制を行っています。

エ 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダント（第1章-第3節-1-5光化学スモッグ対策の推進を参照）について、緊急時における措置を講じています。平成15（2003）年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、予報等の発令による緊急時の措置はありませんでした。

オ 立入検査（四日市市管轄分を除く）

平成15（2003）年度は、延べ284工場・事業場に立入検査を行い、ばいじん、窒素酸化物等の延べ72項目について、排出ガス検査を実施しました。その結果、2項目（2工場）が排出基準に不適合であったため、改善を指導しました。

1-4 自動車交通公害対策の推進

(1) 現状

近年、産業経済の発展や都市化の進展を背景として大型車やディーゼル自動車等の交通量が増加し、都市部や主要幹線道路沿道においては、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が顕在化しています。

県内6ヶ所の自排局の平成15（2003）年度の二酸化窒素の濃度（年平均値）は、全ての局で環境保全目標（年平均値0.020ppm）を超過しており、県内の一般環境測定局に比べ高い状況となっています。特に納屋測定局（国道23号、四日市市）は、環境基準を達成しておらず、98%値で0.069ppm（環境基準0.06ppm）となっています。

(2) 自動車NOx・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

ア 背景

都市地域における窒素酸化物による大気汚染については、自動車NOx法（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）（平成4（1992）年）に基づき、特別の排出基準を定めた規制（車種規制）を初めとする施策を実施してきましたが、自動車交通量の増大などにより、環境基準を達成するには至っていません。

一方、近年ディーゼル自動車から排出される粒子状物質（PM）について、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されており、窒素酸化物とともに自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図る施策を新たに講ずることが強く求められています。

イ 法律の概要

平成13（2001）年の通常国会に自動車NOx法の改正法案が提出され、同年6月に自動車NOx・PM法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- ・対象物質に粒子状物質を追加
- ・対策地域の拡大

愛知県の61市町村とともに、三重県の北勢地域の8市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曽岬町、楠町、朝日町、川越町）を追加

- ・粒子状物質について車種規制を導入
- ・窒素酸化物について車種規制の強化
- ・一定規模以上（30台以上保有）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務づけ

ウ 車種規制

- ・排出規制

ガソリン車への代替が可能な乗用車及びトラック・バス（車両総重量3.5t以下）については、ガソリン車並の排出基準。

ガソリン車への代替が可能でないトラック・バス（車両総重量3.5t超）については、最新のディーゼル車並の排出基準。

- ・経過措置

次に示すように、車種ごとに猶予期間を設定しています。加えて、法の施行により短期的に多数の自動車の買替えが必要となることから、さらに1～3年の準備期間が置かれています。

表 1-3-3 猶予期間

車 種	猶予期間	車 種	猶予期間
普通貨物自動車	9年	マイクロバス	10年
小型貨物自動車	8年	ディーゼル乗用車	9年
大型バス	12年	特種自動車	原則10年

エ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

(7) 経過

自動車NOx・PM法により、知事は対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を定めなければなりません。平成14年7月に関係市町、国の関係行政機関、学識経験者等で構成する総量削減計画策定協議会を立ち上げ、4回の幹事会を開催し、自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量を削減するための議論を重ねてきました。

同計画は、平成15年6月4日の協議会で承認をいただき、その後、7月25日に環境大臣の同意を得て、平成15年8月8日に公告しました。

(i) 計画の目標

平成22年度に環境基準を達成するために、排出量の削減について以下のように取り組みます。

総量の区分		窒素酸化物 排出量 (t/年)	粒子状物質 排出量 (t/年)
平成9年度 (現状)	① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量 [1号総量]	18,325	10,013
	② ①のうちの自動車排出総量 [2号総量]	5,199	770
平成17年度 (中間目標)	③ ⑤の達成に向け平成17年度までに達成すべき総量	15,214	9,193
	④ ③のうちの自動車排出総量	2,384	202
平成22年度 (目標年度)	⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量 [3号総量]	14,342	9,068
	⑥ ⑤のうちの自動車排出総量 [4号総量]	1,741	104

※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあっては特別措置法第7条第2項第1～4号、粒子状物質にあっては特別措置法第9条第2項第1～4号にそれぞれ規定される量を表します。

※2 粒子状物質の1号総量、3号総量については硫酸酸化物、窒素酸化物等のガス状物質を前駆物質として生成する二次生成粒子を含んだ量ですが、2号総量、4号総量については、自動車からの排出ガス分（一次粒子）です。

(ウ) 目標を達成するための施策

- a. 自動車単体対策の強化等
 - ・新短期規制、新長期規制の実施
 - ・排出基準適合車への早期代替の促進
 - ・車両の点検・整備の徹底及び過積載車両・整備不良車両等の指導、取締りの強化
 - ・重油混和燃料等の使用禁止への取組及び低硫黄軽油の供給体制の確立
- b. 車種規制の実施等
 - ・車種規制の適正かつ確実な実施
 - ・窒素酸化物排出基準適合車等への代替促進
 - ・国の機関及び地方公共団体による公用車の代替の促進
 - ・対策地域外の事業者に対する排出基準適合車への早期代替の啓発や、国道23号、国道1号における、排出規制不適合大型車に対する通行抑制措置の検討等、流入車対策の推進
 - ・特定事業者による、自動車使用管理計画の作成及び定期報告
- c. 低公害車の普及促進
 - ・低公害車の普及目標の設定（2010年で60万台、年間新車登録台数の80%を低公害車化）
 - ・燃料供給施設等の整備
 - ・国の機関及び地方公共団体による低公害車の率先導入
 - ・経費助成や優遇税制等の支援措置等、低公害車の導入のための支援措置の実施
 - ・自動車等販売者による情報提供の促進
- d. 交通需要の調整・低減
 - ・共同輸配送や積み合わせ配送等、事業者における貨物自動車等の使用合理化の推進
 - ・「モーダルシフト」・「モーダルミックス」など貨物輸送手段の転換の推進
 - ・パークアンドライド駐車場等の整備や、バス優先レーン等の指定によるバス運行の定時性の確保等、公共交通機関の整備及び利便性の向上
 - ・自家用乗用車の使用自粛等
- e. 交通流対策の推進
 - ・バイパス道路等の整備による交通の分散や、道路改良、交差点改良等による交通渋滞の解消

- ・総合的な駐車対策の推進
- ・高度交通管制システムや道路交通情報通信システム等の整備、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の整備等、交通管制システムの整備等による交通流の円滑化
- f. その他
 - ・アイドリング・ストップ運動の推進
 - ・グリーン配送等の推進

(3) 交通の円滑化対策の推進

- ア 交通情報提供システム（AMIS）の整備
中勢・南勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置33基を整備しました。
- イ 交通管制システムの拡充整備
国道1号（亀山市～関町）及び伊勢市内の信号機11基を集中制御化し、交通の円滑化を図りました。
- ウ 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の整備
幹線道路における交通の円滑を図るため、信号機の系統化（5基）、多現示化（32基）、閑散時半感応化（5基）、右折感応化（15基）等の信号機の高度化改良を行うとともに、主要交差点（約120箇所）において、LED式信号灯器（約800灯）の整備を進めることにより交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図りました。

1-5 光化学スモッグ対策の推進

(1) 光化学スモッグの緊急時の措置現状

県内14地域、32関係市町村を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としています。測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場への措置を要請します。

平成15（2003）年度の光化学スモッグの発令状況は、6月5日から9月2日までに5日間延べ7地域に予報を発令し、注意報の発令はありませんでした。

なお、光化学スモッグによる被害届出はありませんでした。

(2) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データ

から計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

ア 対象地域

桑名地域、大安地域、四日市地域及び鈴鹿地域の4地域としています。

イ 予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予測しています。「高濃度」とはオキシダント濃度の日最高値が0.120ppm以上となる場合をいいます。

1-6 化学物質対策の推進

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質といわれており、平成8（1996）年に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体の施策として、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9（1997）年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13（2001）年4月には、ジクロロメタンの環境基準が設定されました。

（平成15（2003）年度の大気環境調査の結果は、資料編2-16参照）

1-7 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化問題の経緯

地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することを言います。最新の研究成果によると、温室効果ガスの排出がこのまま続くと2100年には平均気温は最高5.8℃上昇、海面水位は最高88cm上昇すると予測されています。

地球温暖化を防止するため、国際的な取組が進められており、1988（昭和63）年に政府間の公式の場として「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）が設置されました。さらに1992（平成4）年5月に地球温暖化防止の枠組みとなる条約「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。

同条約に基づき毎年締約国会議が開催され、特に、1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、先進各国の温室効果ガスの削減目標を取り決めた「京都議定書」が

採択されました。この議定書により我が国は、温室効果ガスの排出量を2008～2012年の期間に1990（平成2）年レベルより6%削減することになりました。世界の国々が地球温暖化対策に取り組むためには、現在のところ「京都議定書」の発効が唯一の方法であり、2001（平成13）年7月に開催された第6回締約国会議（COP6）再開会合（ドイツ・ボン）において、森林のCO₂吸収量の基準など京都議定書の具体的な運用ルールについて各国の合意がなされました。2002年6月、日本も京都議定書を批准し、同議定書の発効（議定書の効力が発生すること。）に向けて大きく動き始めています。

(2) 国における取組

我が国の温室効果ガスの排出量は、1990年以降増加傾向で推移し、2001年の排出量は1990年に比べて約5.3%増加しています。

表1-3-4 日本の温室効果ガス排出量の推移

	1990年 (百万CO ₂ トン)	2001年 (百万CO ₂ トン)	伸び率 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,122.3	1,213.8	8.2
メタン (CH ₄)	24.7	20.2	-18.2
一酸化二窒素 (N ₂ O)	40.2	35.1	-12.7
代替フロン類	49.7	33.3	-33.0
計	1,236.9	1,302.3	5.3

※ただし、1990年の代替フロン類については1995年の値

京都議定書で定めた我が国の排出削減目標を達成するため、1998（平成10）年に2010（平成22）年に向けた地球温暖化対策などを定めた「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。

さらに、国民、事業者、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を1999（平成11）年に施行しました。2002年3月には、「地球温暖化対策推進大綱」を見直し、京都議定書の約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにするとともに、同年6月には、京都議定書批准に合わせ、地球温暖化対策推進法を改正しています。

2004年は「地球温暖化対策推進大綱」の進捗状況の評価・見直しの年となっており、自主的手法中心の対策に加え、経済的手法による対策等の導入も含めた対策を検討しています。

(3) 県における取組

三重県は、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民総参加により地球温暖化対

策に取り組むため、平成11（1999）年度に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定して、温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年のレベルから6%削減することを目標に各対策に取り組んでいます。三重県では、温室効果ガスの排出量のうち94%がCO₂であり、このCO₂排出源は、産業、運輸、民生の3部門が91%を占めています。県内における1990年以降のCO₂排出量の推移は次のとおりです。

表1-3-5 県内の二酸化炭素(CO₂)排出量の推移

(単位:千t-C)

部 門	1990	2000	2001
	排出量	排出量	排出量
産業部門	4,197	4,475	4,324
運輸部門	985	1,284	1,347
民生部門 (家 庭)	560	713	706
民生部門 (事務所)	273	502	462
その他	511	531	509
計	6,525	7,505	7,348

このことから、三重県の温暖化対策は、産業・運輸・民生の3部門におけるCO₂の排出削減を主体として進めています。

① 産業部門の対策

平成13（2001）年3月に公布した三重県生活環境の保全に関する条例において、エネルギー使用量の多い一定規模以上の工場等を対象として、温室効果ガスの排出削減などに関する計画（地球温暖化対策計画書）の作成と知事への提出・公表を規定し、平成14（2002）年5月には、「三重県地球温暖化対策作成指針」を作成し、対象事業所に対して、説明会を開催しました。平成15（2003）年5月にも対象事業に対して再度、説明会を開催し、平成15（2003）年9月30日の提出期限に向けて、計画策定を促しました。さらに、改正省エネ法施行に伴い新たに対象となった工場等を対象に10月に説明会を開催しました。

また、削減インセンティブを与えながら費用効果的に温室効果ガスの排出削減を実現するシステムとして「排出量取引」に注目し、県内企業やNPOなどとともに平成14（2002）年度は「三重県型CO₂排出量取引制度提案事業」を、平成15（2003）年度は「地域提案型CO₂排出量取引制度検討事業」を実施し、それらの結果を踏まえ、国に対して地域特性を反映した制度提案を行いました。

② 運輸部門の対策

三重県生活環境の保全に関する条例において、一定規模以上の駐車場の管理者等に対し、利用者へのアイドリングストップの周知を規定するとともに、自動車の使用者に対し、駐車時のアイドリングストップを規定し、自動車からのCO₂等の排出削減を進めています。

また、「こどもかんきょう体感フェア2003」の開催と併せ、公害健康被害予防協会との共催によって「こども低公害車体感フェア」を開催し、県民等への低公害車のPRに努めました。

③ 民生部門の対策

地球温暖化対策に率先して行政が取り組むため、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する市町村実行計画の策定の支援を行い、平成15(2003)年度末までに次表の市町村及び一部事務組合において実行計画が策定されました。

また、県民に対して、冷房温度の適正管理による電力使用量の節減などの実践行動を促す「エコポイント事業」を実施し、温暖化対策の普及・啓発に努めました。

表 1-3-6 市町村地球温暖化対策実行計画策定状況

(平成16年4月現在)

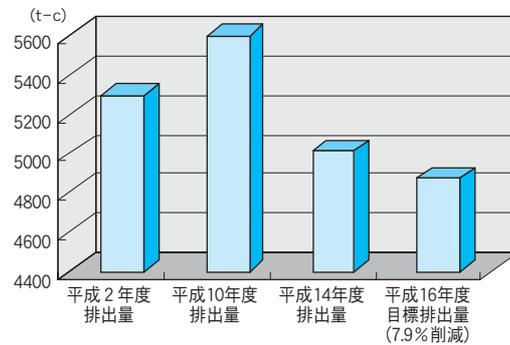
実行計画策定市町村	実行計画策定一部事務組合等
桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、久居市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、上野市、名張市、尾鷲市、熊野市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町、朝日町、菰野町、関町、河芸町、白山町、飯南町、多気町、明和町、大台町、大王町、伊賀町、大山田村、青山町、紀伊長島町、海山町、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村 (計41市町村)	松阪地方介護広域連合、松阪市ほか六か町村衛生協同組合、松阪地区広域行政事務組合、伊勢志摩市町村税等滞納整理組合、朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター、志摩広域消防組合、鳥羽志摩広域連合、久居地区広域衛生施設組合、紀北広域連合、香肌奥伊勢資源化広域連合、尾鷲地区広域行政事務組合、三重紀北消防組合、紀伊長島町海山町し尿共同処理組合、南牟婁清掃施設組合、紀宝町鵜殿村水道企業団、四日市港管理組合 (計16一部事務組合、広域連合)

また、県は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成11(1999)年度に認証取得したISO14001の取組との整合を図り、県自らの事務・事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組むため、平成13(2001)年3月に「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」を作成し、全庁的な取組の推進と進行管理を実行しています。この結果、平成14年度においては、平成16年度末までに平成2年度(1990年度)比で7.9%削減する目標に対して、6.9%まで削減することが出来ました。

さらに、ビル管理法に規定する一定規模以上の建築物を対象に、地球温暖化防止対策のためのセ

ミナーを開催し、省エネ対策の実施や地球温暖化対策計画書の策定等の普及、促進に努めました。

図 1-3-7 温室効果ガスの排出量



1-8 フロン対策の推進

(1) オゾン層の保護

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材の発泡剤、プリント基板の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロン(クロロフルオロカーボン等)が成層圏に達してから分解し、生じた塩素原子がオゾン分子を破壊するものです。オゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収しており、その破壊により、ガン発生率の増加など人体への影響の他、植物の成長抑制や水生生物への悪影響等、生態系全体への影響が懸念されています。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が締結され、これに基づくモントリオール議定書により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、平成7(1995)年末には先進国における特定フロンの生産及び輸出入が全廃されました。

わが国においても昭和63(1988)年にオゾン層保護法が制定され、その後、平成11(1999)年に家電リサイクル法、平成13(2001)年にフロン回収破壊法が制定されたことで、フロンの排出抑制、回収・破壊処理の取組が進められています。

(2) フロン回収・処理の促進

ア 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
家庭や事務所から排出される特定家庭用機器廃棄物について、消費者が収集・運搬及び再商品化等の料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等(リサイクル)する義務を果たすことを基本とした家電リサイクル法が平成11(1999)年度に制定され、平成13

(2001)年4月から施行されています。

イ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）

業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからフロンを放出することを禁止し、機器が廃棄される際にフロン回収等を義務づけたフロン回収破壊法が平成13（2001）年6月に制定され、平成14（2002）年4月に第1種特定製品部分が本格施行、同年10月に第2種特定製品部分が本格施行されました。

ウ フロン回収破壊法に基づく回収業者の登録 フロン回収破壊法では、業務用冷凍空調機器

からフロンを回収する業者（第1種フロン類回収業者）、カーエアコン（使用済み自動車）を引き取る業者（第2種特定製品引取業者）、及びカーエアコンからフロンを回収する業者（第2種フロン類回収業者）は、都道府県知事の登録が必要です。また、回収したフロンを破壊する業者（フロン破壊業者）は、主務大臣（経済産業大臣、環境大臣）の許可が必要です。

第1種フロン類回収業者登録 553件

第2種特定製品引取業者登録 678件

第2種フロン類回収業者登録 467件

（平成16年4月1日現在）

三重県地球温暖化対策計画作成指針

第1 趣旨

気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき、1997年12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が採択され、我が国は温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の間に1990年比6%削減する目標が定められた。

これを踏まえ、1999年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務に関する基本的事項を定めることにより、取組の推進が図られているところである。

本県では、全ての県民の参加によって地球温暖化対策に取り組むため、2000年3月に三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）を策定し、産業部門、運輸部門及び民生部門等から排出される温室効果ガスの県内総排出量を2010年までに1990年比6%削減することを目標としている。しかし、1990年以降、県内の温室効果ガスの排出量は増加し、特に県内の二酸化炭素排出量の約6割を占める産業部門の自主的な取組の促進が重要となっている。

このような状況から、2001年3月に改正した三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例7号。以下「条例」という。）において、一定規模以上の工場等を設置する者を対象として「地球温暖化対策計画書」の作成等を規定したところである。

本指針は、条例9条の規定に基づく地球温暖化対策計画書の作成等を行う場合に必要な基本的事項を定めるものである。

第2 定義

- 1 本指針において「温室効果ガス」とは、法第2条第3項に規定する物質をいう。
- 2 本指針において「事業者」とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成13年三重県規則第39号。以下「規則」という。）第9条に規定する工場等（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第6条第3項に規定される第1種エネルギー管理指定工場）を設置する者をいう。
- 3 本指針において「温室効果ガスの排出」とは、法第2条第4項に規定することをいう。
- 4 本指針において「温室効果ガスの総排出量」とは、法第2条第5項に規定するものをいう。
- 5 本指針において「基準年度」とは、規則第10条第1項第3号に規定する温室効果ガスの総排出量の目標を定めるにあたって基準となる年度をいう。

第3 地球温暖化対策計画書の作成及び公表

1 策定の時期等

- (1) 地球温暖化対策計画書の策定は、条例の施行の日（平成13年10月1日）から2年以内とする。ただし、条例の施行の日以後に規則第9条で定める工場等に指定された場合は、その日から起算して2年以内に作成するものとする。また、計画に変更が生じた場合は、その都度見直しができるものとする。

- (2) 知事は、提出のあった地球温暖化対策計画書を規則第10条第2項の規定に基づき公表するとともに、事業者は、地球温暖化対策計画書を事業所に備え置き、閲覧の求めに応じるよう努めるものとする。

2 構成

地球温暖化対策計画書の構成は、次によるものとする。

- (1) 事業の概要
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の基本的な方向
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組
- (7) 地球温暖化対策計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

3 計画内容に関する事項

- (1) 事業の概要
業種、主要生産品、従業員数、ISO14001取得の有無等を記載し、工場位置図を添付するものとする。
- (2) 計画の期間
2004年度を目標とする期間とし、計画期間終了後は3年ごとを期間とする新たな計画書を作成するものとする。
- (3) 計画の基本的な方向
地球温暖化対策計画に対する事業者の長期的な取組方針を記載するものとする。
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
ア 1990年度、基準年度及び排出量算定の可能な直近年度の温室効果ガスの総排出量を記載するものとする。なお、1990年度総排出量が実測値から算定不可能な場合は、推計により算出するものとする。
また、温室効果ガスの総排出量は、各温室効果ガスごとの排出量並びにそれらの合計を記載するものとする。
イ 温室効果ガスの排出量は、原則として地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条に基づき算定するものとする。
- (5) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標
基準年度の温室効果ガスの総排出量を基準として、削減目標を定めるものとする。なお、原単位等による削減目標を定める場合は、併せて目標年度における温室効果ガス総排出量見込みを記載するものとし、可能な限り、2010年度の温室効果ガス排出量見込みを記載するものとする。
また、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標は、各温室効果ガス毎の排出削減量及びそれらの合計を記載するものとする。
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組
ア 上記(5)の数量的な目標を達成するために重点的に取り組む措置と、その措置に関する数値目標を定めるものとする。ただし、数値として表せない場合は、定性的な目標を定めるとする。
イ また、具体的な取組は、上記アにおける目標を達成するための具体的な取組項目を記載するものとする。
- (7) 地球温暖化対策計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等
計画に基づく取組の推進体制、毎年の実施状況の点検及び評価の方法、計画の実効性の確保を図るための従業員等に対する研修、情報提供等を記載するものとする。
なお、毎年の実施状況の点検及び評価は、温室効果ガスの総排出量及び各温室効果ガス毎の排出量を算出し行うものとする。

第4 地球温暖化対策計画書の進行管理

第3、3、(7)により行った実施状況の点検及び評価の結果について、知事が必要と判断した場合に、県は事業者に対して報告を求めることができるものとする。

第5 書類の提出

- 1 地球温暖化対策計画書の提出先は、当該工場の所在する市町村を管轄する県民局生活環境部とする。
- 2 上記1により提出する書類の部数は2部とする。

2 騒音・振動の防止

2-1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展のなかで快適な住環境を求める声が強くなってきており、今後増加することが予想されます。

2-2 工場・事業場対策の推進

(1) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法及び振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設及び規制地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、これらの他、深夜営業騒音、作業騒音及び拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。

(3) 立入検査及び指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。

また、法・条例の指定地域を有する市町村が行う規制事務について助言を行いました。

2-3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないように自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

表1-3-7 工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況

(平成15年度)

		騒音関係	振動関係
立入検査件数		38	6
測定検査結果	適合	7	1
	不適合	5	0
行政指導件数		26	6

表1-3-8 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況

(平成15年度)

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	7	0
作業騒音に係るもの	3	0
拡声機の使用制限に係るもの	0	0

2-4 環境騒音及び道路交通振動の現状

(1) 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法の指定地域を有する24市町の協力を得て、87地点で騒音測定を実施しました。（資料編4-4参照）

表1-3-9 測定地点における環境基準適合状況

環境騒音（一般地域）

(平成15年度)

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
A	29	25	23	22
B	30	26	22	21
C	27	27	25	25
未指定	1			

(2) 自動車騒音及び道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、主要幹線道路沿道の30地点

で自動車交通騒音測定を実施しました。(資料編4-5参照)

また、道路交通振動の状況については、法に規制地域を有する市町村の協力を得て、38地点で道路交通振動測定を実施しました。(資料編4-6参照)

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音及び道路交通振動の限度(要請限度)を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会及び道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べるができることになっています。なお、平成15(2003)年度は法に基づく要請及び意見陳述はありませんでした。

表1-3-10 測定地点における環境基準適合状況
環境騒音(道路に面する地域) (平成15年度)

地域の区分	測定地点数	うち、環境基準が適用される地点数	適合地点数		
			昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
幹線交通区	30	24	8	7	5

(3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5(1993)年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

3 悪臭の防止

3-1 悪臭の現況

悪臭に関する苦情は、以前は畜産農業や化学工業が中心でしたが近年では、サービス業・その他、家庭生活等に係る苦情が多くなっています。

3-2 工場・事業場対策の推進

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

近年、規制地域外における悪臭苦情が増加しているため、平成12(2000)年10月27日に三重県

環境審議会に、「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定の改正等について」を諮問し、平成13(2001)年3月28日に同審議会から33市町村において規制地域を拡大する内容の答申がありました。

答申に基づき平成13(2001)年5月25日に、12市5町4村の全域または一部を規制地域とする告示改正を行い、同年8月1日から施行しました。また、特例市である四日市市は、平成13(2001)年9月3日に規制地域を都市計画区域に拡大する改正を行い、同年12月1日から施行しました。

規制地域を有する市町村は表1-3-11のとおりです。

表1-3-11 規制地域を有する市町村

市(13)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、久居市
町(25)	長島町、木曾岬町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、三雲町、明和町、玉城町、二見町、小俣町、紀伊長島町、御浜町、伊賀町、青山町、浜島町
村(4)	美里村、美杉村、御園村、鶯殿村

(2) 立入検査及び指導

平成15(2003)年度には、法の規制地域を有する市町村が行う規制事務について助言を行いました。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大(スプロール化)による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連の環境問題が発生しています。

平成15(2003)年度には、県、市町村、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を行いました。

第4節

水環境の保全

1 水質汚濁の防止

1-1 水質汚濁の現状

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されます。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

(1) 調査地点等

「平成15（2003）年度公共用水域水質測定計画（三重県）」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内48河川76地点及び4海域（伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾）24地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は三重県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局及び四日市市が分担して行っています。

(2) 結果概況

ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について、県内48河川76地点で水質調査を実施しました。

このうち河川に係る有機汚濁の代表的な指標であるBODでみると、環境基準の類型が指定されている46河川61水域62地点のうち、42水域で環境基準を達成しており（19水域で未達成）、達成率は69%となりほぼ前年度（67%）並みでした。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、県内47河川66地点で調査を実施しました。その結果、64地点では環境基準を満足していましたが、2地点でほう素が環境基準を超過しました。

イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の

保全に関する環境基準」の項目であるpH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全磷について、4海域24地点で水質調査を実施しました。

このうち海域に係る有機汚濁の代表的な指標であるCODでみると、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、2水域が環境基準を達成しており（6水域で未達成）、達成率は25%となり前年度（13%）をやや上まわりました。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素及び全磷については、類型指定が行われている4海域6水域のうち、全窒素は2水域で、全磷は2水域で環境基準を達成しており、達成率は、全窒素33%（前年度は100%）、全磷33%（前年度は83%）となり、それぞれ前年度を下まわりました。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、4海域14地点で調査を実施しました。その結果、前年度に引き続きすべての地点で環境基準を達成しました。

(3) 評価と対策

平成15（2003）年度は河川の環境基準達成率は前年度とほぼ同じでしたが、海域については全窒素及び全磷の環境基準達成率が前年度に比べて下まわりました。

今後、環境基準の達成向上のため富栄養化防止対策、工場・事業場排水対策、生活排水対策等をより一層推進していくこととしています。

1-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されると、その回復が難しいことから汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9年（1997）年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

三重県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

(1) 概況調査

これまで地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内全域を108メッシュ（市街地5km×5km、山間部10km×10km）に区分し、4年

サイクルで県内を一巡する調査を実施してきましたが、平成3（1991）年度から平成14（2002）年度までの調査で県内調査地点を網羅したと考えられることから概況調査を一時休止し、平成15（2003）年度は四日市市調査分5地点において調査を実施しました。

その結果、砒素が1地点で環境基準を超過しましたが、地質由来と考えられます。

(2) 定期モニタリング調査

過去の調査で環境基準（平成9（1997）年度までは評価基準）を超過して検出された地点16地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。

平成15（2003）年度の調査結果は、6地点では環境基準を満足していましたが、10地点で依然環境基準を超過する項目がありました。内訳は砒素が3地点、ふっ素が1地点（ともに地質由来）、トリクロロエチレンが2地点、テトラクロロエチレンが4地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが1地点で環境基準を超過して検出されました。

(3) 評価と対策

平成15（2003）年度に定期モニタリング調査において環境基準を超過して検出された物質のある地点は、過去から汚染が確認されている地域のみで汚染は拡大していません。なお飲用井戸等に対する指導は実施済みです。

1-3 水浴に供される公共用水域の状況

水浴場は、人と水がふれあう場として最も親しまれている水環境であり、自然の水環境を構成する重要な水辺であることから、快適な水浴場を確保することは、水環境の保全を図るうえで重要な課題です。このため利用者が概ね1万人/年以上の水浴に供される公共用水域の水質検査を実施し、快適な遊泳ができる状態であるかの確認を行なっています。

平成15（2003）年度のシーズン前の水質の状況は、国が定めた判定基準では、調査対象24水浴場中、AAが12、Aが1、Bが11水浴場となっていました。

注）水浴場における水質判定基準は、適（AA、A）、可（B、C）、不適として表記します。

1-4 環境基準類型指定の実施

河川は、水道、農業用水、水産等、様々な用途に利用されています。

主要河川については、その水質保全を図るため、用途に応じて環境基準の類型指定を実施しているところ です。

また、宮川の水質保全をさらに図るため、支川のうち延長10km以上であるものを、順次新規類型あてはめを行っており、平成15（2003）年度は横輪川を次表のとおり類型指定しました。

表1-4-1 新規類型諮問内容

河川名	水域名	水域類型	達成期間	環境基準点
横輪川	全域	AA	直ちに達成	馬淵橋

1-5 工場・事業場対策の推進

(1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される排水のうち、日平均総排水量が50m³以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されています。

さらに、三重県では、昭和47（1972）年1月、法第3条第3項に基づく上乗せ条例を制定し、よりきびしい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設は逐次政令で追加され、平成16（2004）年3月31日現在の総届出特定事業場数は7,751事業場となっています。そのうち規制対象特定事業場は1,056で全体の13.6%（平成14（2002）年度13.9%）です。（政令市である四日市市分は除く）

表1-4-2 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移（平成11～15年度）

区分		年度	H11	H12	H13	H14	H15
排水量	50m ³ /日以上		961 (51)	962 (50)	954 (83)	950 (49)	944 (49)
	50m ³ /日未満		6,859 (159)	6,899 (159)	6,860 (225)	6,764 (125)	6,807 (112)
計			7,820 (210)	7,861 (209)	7,814 (308)	7,714 (174)	7,751 (161)

注1）（ ）は内数で、有害事業場分

注2）四日市市分は除く

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制 三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄

道業の用に供する車両整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、指定施設を設置する工場・事業場から排出される排水について規制を行っています。

なお、平成16（2004）年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は5事業場で、このうち2事業場が規制対象となっています。

(3) 立入検査及び指導

法及び条例に係る特定事業場等の届出内容及び汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施しました。

平成15（2003）年度は延べ583事業場（採水を行う立入検査は179事業場）に対して立入検査を実施し、76事業場に排水処理施設の改善等を指導しました。

(4) 排水実態把握調査

水質の汚濁を効果的に防止するためには、発生源からの汚濁物質の排水を抑制する必要がありますが、合理的かつ効果的な排出規制及び指導を行うには排出源と排出量を把握する必要があります。

このため、平成15（2003）年度には、法の規制対象事業場のうち、1日あたりの平均排水量50㎡以上の工場・事業場及び有害物質を排出するおそれのある1,854事業場を対象に水質汚濁物質の発生量、処理施設による処理状況等の調査を実施しました。

(5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

近年、畜産業の規模拡大による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、家畜ふん尿の素堀処理、野積処理等に起因する水質汚濁関連の環境問題が発生しています。

平成15（2003）年度には、県、市町村、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行いました。

1-6 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設の整備推進

ア 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道をはじめ合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進により、生活排水

処理率を高めることが急務となっています。平成15（2003）年度末の三重県の生活排水処理施設の整備率は63.2%と全国平均（77.5%）に比べ低い状況にあります。

表1-4-3 生活排水処理施設の整備率の状況

(平成15年度末)

区 域	公 共 下 水 道	農 業 集 落 排 水 施 設	漁 業 集 落 排 水 施 設	コ ミ ュ ニ ティ プ ラ ン ト	合 併 処 理 浄 化 槽	計
三 重 県	33.9%	4.0%	0.4%	0.2%	24.7%	63.2%
全 国	66.7%	2.6%		0.3%	8.1%	77.7%

注) 生活排水処理施設の整備率：処理可能居住人口／住民基本台帳人口×(100%)
全国の処理率は国の公表データを基に三重県が算出。
率の計は四捨五入の関係で合わない。

イ 「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」の策定

三重県の生活排水処理施設整備の状況を踏まえ、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を平成8（1996）年度に策定しました。

この計画は、平成22（2010）年度を目標年度とし、県内全域における整備区域、地域特性に対応した整備手法、整備スケジュール等を具体的に明らかにしています。また、計画では、下水道、農業集落排水処理施設等の整備手法別目標を明らかにしており、生活排水処理施設の整備率を目標年度までに70%程度に向上させるとしています。

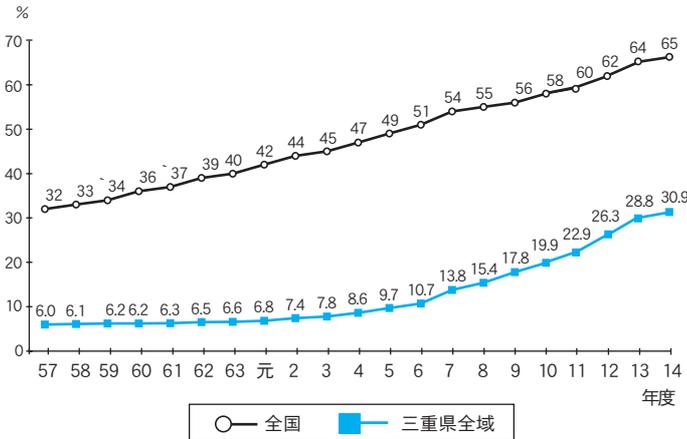
ウ 下水道事業の推進

下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的としてその整備が急がれています。

平成15（2003）年度には43市町村（11市28町4村）で公共下水道事業を実施しており、平成15（2003）年度末までに42市町村（11市28町3村）で供用を開始しています。

流域下水道事業については、県内で計画されているすべての処理区（6処理区）で事業に着手しており現在4処理区で供用を開始しています。

図 1-4-1 下水道普及率の変化



エ 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

平成 8 (1996) 年度に策定した「生活排水処理施設整備計画」では、45市町村、378地区で実施予定となっており、当面、他事業と調整を図りながら、同計画を基本に計画的かつ効果的に、平成 22 (2010) 年度末の処理率 63.7% を目標に事業を推進しています。

オ 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備の他に、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成 2 (1990) 年度から着手しており、平成 14 (2002) 年度までに 2 地区完了し、平成 15 (2003) 年度現在 4 地区で事業実施しています。

カ 浄化槽の設置

浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有し、比較的工事期間が短く、安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つになっています。国、県においても、補助制度を創設して、浄化槽の設置を促進しています。

平成 15 (2003) 年度は、浄化槽の設置促進を図るため、四日市市ほか 51 市町村に 5,401 基、688,792 千円の県費補助を行いました。

また、市町村が事業主体となって合併処理浄化槽の面的な整備を図る「浄化槽市町村整備推進事業」について、平成 15 (2003) 年度には、飯南町等合わせて 4 町村で事業を実施しています。

さらに、平成 11 (1999) 年度から、水質汚

表 1-4-4 農業集落排水事業の実施状況 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

事業名	地区数	市町村数	処理区数	計画対象人口	(15年度末) 事業進捗状況	備考 [] は地区数
農業集落排水事業	(106) 132	(16) 31	(106) 132	(96,580) 124,260	77.7%	桑名市 [2] 多度町 [2] 木曾岬町 [4] いなべ市 [14] 四日市市 [9] 菰野町 [4] 鈴鹿市 [16] 亀山市 [6] 関 町 [4] 河芸町 [5] 芸濃町 [8] 安濃町 [5] 美里村 [4] 津 市 [1] 美杉村 [1] 一志町 [1] 嬉野町 [1] 松阪市 [2] 多気町 [5] 明和町 [1] 勢和村 [1] 玉城町 [2] 二見町 [2] 南勢町 [1] 阿児町 [1] 上野市 [14] 名張市 [10] 伊賀町 [1] 島ヶ原村 [2] 大山田村 [2] 阿山町 [1]
農村総合整備モデル事業	(4) 4	(4) 4	(5) 5	(2,980) 2,980	100.0%	完了 大山田村 [1] 名張市 [1] 多度町 [1] 安濃町 [1]
農村基盤総合整備事業	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(500) 500	100.0%	完了 四日市市 [1]
全 体	(111) 137	(21) 36	(112) 138	(100,060) 127,740	78.3%	

() 内は完了分で内数、人口は事業計画人口であり、流入施設の人口を含む。

表 1-4-5 漁業集落環境整備事業 (漁業集落排水) の実施状況 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

地区数	市町村数	処理区数	計画対象人口	進 捗 率
(2) 6	3	(2) 6	(2,665) 7,269	24.8%

() 内は完了分で内数

濁防止法に基づく「窒素・リンの排水規制が適用される地域」のうち「生活排水対策重点地域」及び宮川流域市町村を対象に窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の補助制度を創設し、普及促進を図っています。

(2) 生活排水総合対策の推進

平成2（1990）年6月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進することが特に必要な地域について知事が生活排水対策重点地域として指定した市町村（表1-4-6）は、生活排水対策推進計画を策定すること等の諸規定が設けられました。

この指定を受けた市町村では、生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的に取り組んでいます。

一方、国民の責務として、公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることに加え、市町村等が推進する生活排水処理施設の整備等に協力しなければならないことが規定されています。

さらに、三重県生活環境の保全に関する条例に、日常生活等における水質汚濁の防止についての規定を盛り込み、すべての県民が生活排水による水質汚濁の防止に努めることとしました。

表1-4-6 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	市町村名	指定年月日
勢田川流域 (御園村に係る流域を除く。)	伊勢市	平成3年3月19日
岩田川流域 (津市内の流域で、公共下水道の使用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。)	津市	平成4年4月10日
久米川流域 (大山田村に係る流域を除く。)	上野市	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 浜島町 大王町 志摩町 阿児町 磯部町	平成6年2月28日
四日市市、菰野町地域全域 (四日市市の下水道処理区域を除く。)	四日市市 菰野町	平成8年2月8日
松阪市・飯南町・飯高町・多気町・明和町・勢和村地域全域	松阪市 飯南町 飯高町 多気町 明和町 勢和村	平成9年2月18日

(3) 浄化槽の適切な維持管理

三重県における浄化槽設置基数は、平成14(2002)年度末で約25万基です。

平成15(2003)年度には、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置者及び管理者に対する啓発、浄化槽法に規定する法定検査の推進、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

ア 法定検査の受検勧奨

法定検査受検案内文書、受検依頼返送用葉書、啓発リーフレットを郵送することにより浄化槽管理者に対する受検の勧奨を行い、低迷している法定検査受検率の向上に努めました。

イ 無管理浄化槽の指導

法定検査を実施した浄化槽管理者のうち、保守点検、清掃を実施していない全ての無管理浄化槽管理者に対し、文書指導を行い、法定検査結果を的確にフォローするとともに浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

ウ 浄化槽関係団体等との連携

市町村や浄化槽関係団体と連携し、浄化槽の適正管理を推進するための具体的な方策を検討しました。

1-7 有害化学物質対策の推進

(1) 環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）は微量で生物の内分泌作用を乱し、有害な影響をもたらすおそれが指摘されている化学物質で、環境省ではその疑いある65物質をリストアップして、優先して調査研究を進めています。

これを受けて、県では河川・海域における実態把握のため、平成10（1998）年度から平成12（2000）年度までの3年間で、分析方法がないもの等を除き、全ての物質について調査を行いました。

また、平成15（2003）年度は、これまでの調査で検出されたアルキルフェノール類、ビスフェノールA、PCB等の物質について、県内24（河川16、海域8）の環境基準点で水質を、県内18（河川13、海域5）の地点で底質の調査を行いました。

この結果、調査対象9物質のうち、水質で6物質（ビスフェノールA、PCB等）が、底質で6物質（トリブチルスズ、PCB等）が検出されました。

表 1-4-7 ダイオキシン類調査結果 (平成15年度)
(河川)

市町村名	河川名	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
桑名市	員弁川	桑部橋	0.12	0.37
多度町	肱江川	念仏橋 肱江橋	0.32 0.34	1.1 0.42
四日市市	三滝川	三滝橋	0.16	0.53
	海蔵川	海蔵橋 新開橋	0.97 0.70	4.2 57
川越町	朝明川	朝明橋 朝明大橋	0.17 0.19	0.24 0.85
鈴鹿市	金沢川	千代崎樋門	0.61	2.3
	中の川	木鎌橋	0.36	0.94
津市	志登茂川	今井橋 江戸橋	0.76 0.48	0.91 0.88
	安濃川	御山荘橋	0.16	0.51
	岩田川	観音橋	0.53	15
久居市	長野川	長野橋	0.24	5.8
美里村		水源地	0.13	0.28
白山町	雲出川	両国橋	0.085	0.21
松阪市	阪内川	中部大橋 荒木橋	0.15 0.18	0.20 0.19
	金剛川	昭和橋	1.2	28
多気町	櫛田川	津留橋	0.049	0.95
明和町	笹笛川	八木戸橋	1.4	
大台町	宮川	船木橋	0.063	
勢和村	濁川	柳原橋	0.044	0.59
伊勢市	五十鈴川	宇治橋 堀割橋	0.050 0.090	0.39 1.1
		外城田川 宮川	0.11 0.27	0.76
	横輪川	馬淵橋	0.067	0.56
鳥羽市	加茂川	野畑井堰	0.10	0.50
大宮町	大内山川	滝辺橋	0.044	
	藤川	野添橋	0.049	0.18
度会町	一ノ瀬川	飛瀬浦橋	0.049	0.22
上野市	久米川	芝床橋	0.60	1.4
	比自岐川	枅川橋	0.58	1.3
	柘植川	山神橋	0.21	2.4
尾鷲市	矢の川	矢の川橋	0.055	0.19
紀伊長島町	赤羽川	新長島橋	0.045	7.6
海山町	銚子川	銚子橋	0.042	0.16
御浜町	尾呂志川	阿田和橋	0.648	0.28
紀和町	北山川	四滝	0.043	
		地点数	41	36
		河川数	34	29

※ 追加 (補足) 地点を除く。

(海域)

海 域 名	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水生生物種別 (pg-TEQ/g)	
四日市港 (甲)	st-1	0.076	13	2.0	スズキ
	st-2	0.052			
四日市・鈴鹿地先海域 (甲)	st-3	0.061	14	0.37	スズキ
	(甲) st-4	0.061	18		
	(乙) st-5	0.064	13		
津・松阪地先海域	st-1	0.058	4.5	0.12	カレイ
	st-2	0.048	20		
	st-3	0.065	16		
伊勢地先海域	st-4	0.052	4.9	0.17	アサリ
英虞湾	st-1	0.042	0.23	3.0	アジ
	st-2	0.044	5.2		
五ヶ所湾	st-1	0.046	0.29		
尾鷲湾	st-1	0.042	4.2	0.056	カワハギ
	st-2	0.049	5.3		
地点数	14	14	13	7	

※ 追加 (補足) 地点を除く。

(2) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、平成11(1999)年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、その環境基準、特定施設に係る排出基準のほか、水質等の汚染状況の常時監視等について規定されています。

このため、平成15(2003)年度は、県内55(河川41、海域14)の環境基準点で水質調査を実施したところ、金剛川及び笹笛川の測定地点で環境基準を超過しました。

底質については、49(河川36、海域13)の環境基準点で調査しましたが、全て環境基準を達成していませんでした。

水生生物については、環境基準が設定されていませんが、7(海域7)地点において調査を実施したところ、環境省が実施した全国調査と比較し、特に問題となる結果ではありませんでした。

また、22地点で行った地下水調査では、全ての地点で環境基準を達成していませんでした。

(3) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を行っています。

(4) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- ・危被害防止対策
- ・農薬の適正保管

について、調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用及び周辺環境、住民の安全という観点に立って、「ゴルフ場における病害虫、雑草安全防除指針」を策定適用しています。

平成15（2003）年度には、ゴルフ場の農薬管理責任者等を対象に、農薬の安全使用・危害防止対策等を内容とする研修会を開催しました。また平成16（2004）年2月26日～3月17日にかけて県内23ゴルフ場を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。

1-8 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

(1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和53（1978）年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、CODを指定項目として水質総量規制制度が導入されました。第4次の目標年度である平成11（1999）年度には、伊勢湾に排出する汚濁負荷量の総量は昭和54（1979）年度の72％に削減されました。（図1-4-2）

しかしながら、伊勢湾の環境基準の達成状況は未だ十分ではないことから、CODに加え窒素及びリンを指定項目とする平成16（2004）年度を目標年度とした第5次総量削減計画を策定しました。

三重県のCODに係る総量規制対象区域（指定地域）は南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く50市町村で、総量規制対象事業場は711事業場です。

また対策等の効果を評価するために、広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などを行いました。

図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量（COD）

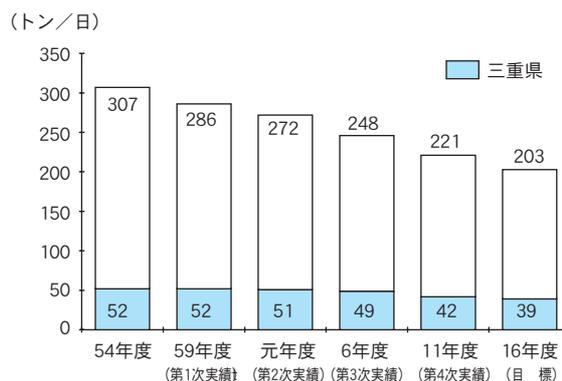
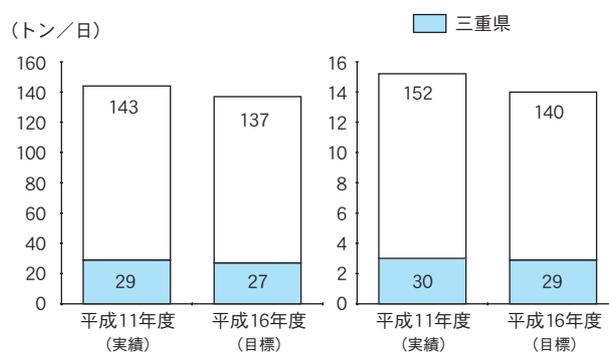


図1-4-3 伊勢湾の発生汚濁負荷量（全窒素、全リン）



(2) 伊勢湾総合対策協議会による取組

伊勢湾総合対策協議会（三重県、岐阜県、愛知県及び名古屋市）において、平成12年度に「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」をとりまとめましたが、伊勢湾の総合的な利用と保全に向けた施策の着実な推進を図るため、この指針に基づく3県1市の具体的な事業の実施状況やその事業による成果について調査・検証しています。

また、同協議会の環境問題研究会において、環境問題についての研修、情報交換などを行いました。

(3) 漁場保全対策の推進

英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、養殖漁場として古くから活用されてきましたが、水質の悪化が進み、赤潮や貧酸素水塊の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

また、養殖漁場の密殖防止や衛生対策として、真珠貝のX線鑑別装置や廃棄物処理機（へい死魚処理機）の導入を促進しました。

さらに、底質改良剤の散布を行ったほか、英虞湾では、平成12（2000）年度から浚渫事業が、また平成13（2001）年度からは伊勢湾において

底質改善事業を実施しています。

(4) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト

海の環境に影響を与える要因は、陸域も含めて様々な人間活動によって生じてくるものであり、非常に幅の広い分野と関係しています。

そこで平成14（2002）年度から住民の参画・協働による閉鎖性内湾や流域に対する環境保全を進めるため、県民やNPOが主体となって行う、山川海でのさまざまな体験等の取り組みについて支援を行い、人づくり、組織づくりを進めるとともに、海の恵み情報、海の環境情報、市民グループ・学校等の活動報告や流域の環境監視情報等の共有化を進めました。

(5) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的の事故も後を絶たない状況にあります。

ア 赤潮の発生状況

平成15（2003）年の赤潮発生延日数は155日でした。

(7) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は16件、発生延日数は155日で、前年と対比すると、件数で6件増加したものの発生延日数は59日減少しました。

(4) 志摩・度会海域

赤潮発生件数は8件で、発生延日数は76日と昨年と対比すると件数で8件減少し、発生延日数も56日減少しました。

(5) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は4件、発生延日数は24日で、前年と対比すると件数では2件減少し、発生延日数も40日減少しました。

赤潮による漁業被害はありませんでした。

表1-4-8 赤潮発生件数の推移

年	H10	H11	H12	H13	H14	H15
発生件数	27	26	30	25	32	28

イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況

平成15（2003）年度においても油漏れやその他突発的の事故が発生し、漁業被害が1件生じました。

平成15（2003）年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(6) 下水処理場での高度処理の導入

公共用水域の一層水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加えCOD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

平成15年度末現在、県内では併用中34処理場の内13の処理場で高度処理を実施しています。

1-9 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

(1) 宮川に望ましい河川流量の設定と対策

宮川流域ルネッサンス事業の中で、宮川流域の現状の把握・整理を行い、流量回復目標値及び回復策を検討しました。

当面の流量回復目標として、宮川ダム直下で $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下で $3.0\text{m}^3/\text{s}$ を設定し、流量確保を図っていきたくており、関係者との調整を行っています。

(2) ダムの放流水対策

宮川ダム放流水の冷濁水を改善するため、選択取水設備の工事を行っています。

2 浄化機能の確保

2-1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

森林からの良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成15（2003）年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS（地理情報システ

ム) を活用し、市町村と協働し、森林を生産林（持続生産を重視する森林）と環境林（公益的機能を重視する森林）に区分しました。

(2) 河川・海域の浄化対策

ア 漁場の改善

三重県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成15（2003）年度には、次のような事業を実施しました。

表 1-4-10 平成15年度の漁場環境の改善事業

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
漁場環境保全 創造事業	汚泥浚渫	三重県	片田・船越
	底質改善	三重県	伊勢湾
県単沿岸漁場 整備事業	底質改良剤の 散布	志摩町および 神明真珠養殖 漁協他1漁協	志摩町他2町

(3) 河川流量の確保対策の推進

出水時には洪水調節を行い、平常時には生活用水等を安定供給するとともに、河川における動植物の保護や水質を保全・改善するため、必要な河川の流量を確保するダムの整備を進めています。

平成15（2003）年度には、ダム建設のために必要な流量調査・環境調査を進めました。

第5節

土壌・地盤環境の保全

1 土壌汚染の防止

1-1 土壌汚染物質モニタリング体制の確立

(1) ダイオキシン類環境調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握をするため、県内46地点で一般環境把握調査を実施しました。

調査の結果、環境基準値（1,000pg-TEQ/g）を全て下まわっていました。

(2) 有害物質使用事業場周辺環境調査（地下水調査）の実施

土壌汚染対策法の施行のための基礎資料を得るため、有害物質を使用している水質汚濁防止法上の特定施設を設置している又は過去に設置していた事業場の周辺で地下水調査を実施しました。

県内84地点で調査したところ、1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されましたが、汚染源は不明でした。当該地点は、今後、地下水定期モニタリング地点として調査を実施していきます。

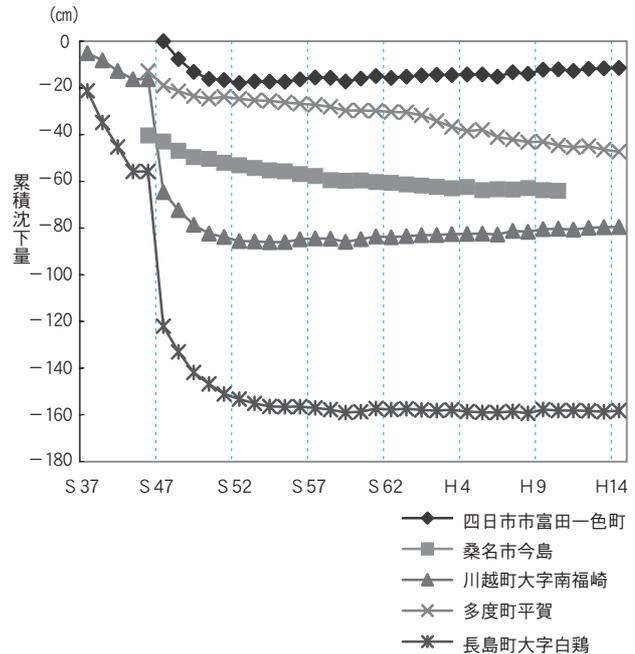
2 地盤沈下の防止

2-1 地盤沈下の現状

昭和30年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36（1961）年から平成14（2002）年までの40年間に、桑名郡長島町大字白鷺（水準点番号C35-16）では、158cmの累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成6（1994）年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間2cm以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔0m地域にあっては年々わずかながらその地盤高を低くしており、常に高潮・洪水・内水氾濫及び地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

図1-5-1 北勢地域主要水準点の沈下状況



2-2 地盤沈下対策の推進

(1) 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32（1957）年以降、四日市市の一部と楠町を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しました。

また、昭和50（1975）年4月から、三重県公害防止条例（現三重県生活環境の保全に関する条例）の改正により、地域を拡大し、工業用以外の採取にも規制をしました。

(2) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ地盤沈下を未然に防止するため、二つの方法により監視を行っています。

ア 水準測量による方法

精密水準測量を実施して、地盤の上下変動を測定する方法で、愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。北勢地域の3市6町の地点で水準測量を行い、平成14（2002）年は、1cm以上の沈下水準点は0地点で、沈下域は観測されませんでした。

イ 地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量（沈下量）を、図1-5-

3のような観測井戸を設けて測定しています。

地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位（年間平均）は、単年度では低下も見られますが全般的には上昇傾向にあり揚水量の削減効果が現れてきています。

図1-5-3 地盤沈下観測井戸

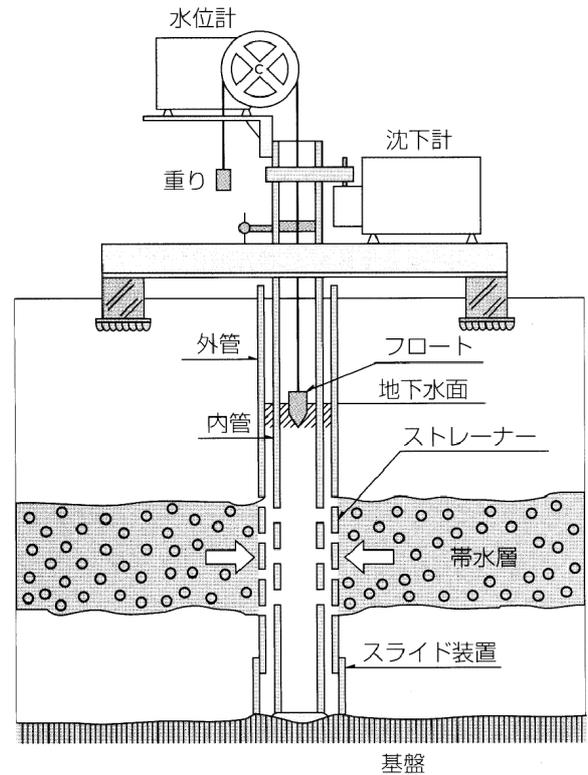
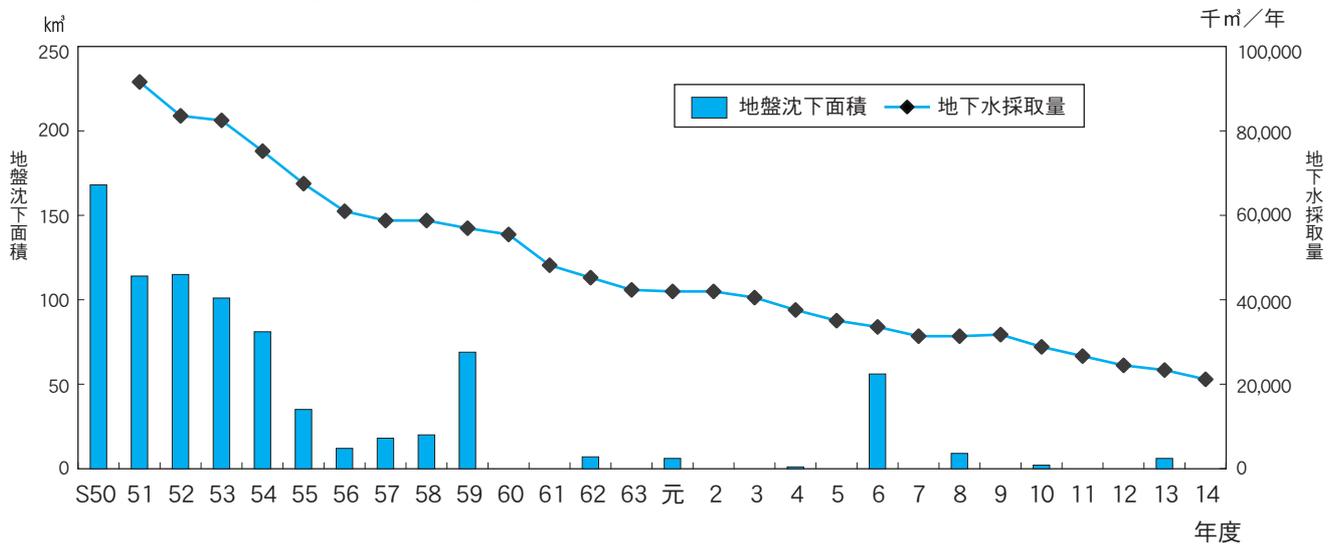


図1-5-2 規制地域内の地下水採取量と地盤沈下面積の推移



(3) 濃尾平野地盤沈下防止対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

表 1-5-3 地盤沈下関連事業一覧表（要綱に基づく全事業）

関連事業の分類	事業主体	事業内容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業 (第4期事業)
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策土地改良事業 (城南、源緑輪中、東汰上、東汰上二期) 地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業) (鍋田川)
その他関連事業	三重県	中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業) (員弁川、朝明川) 排水対策特別事業 (長島北部) 湛水防除事業 (伊曾島北部、城南、七取、木曾岬)

ア 啓発・普及の推進

平成15(2003)年度は、要綱で設定されている地下水採取目標量の遵守に向け地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

イ 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北勢地域の臨海部の石油化学を中心とする工場の発展に伴う水需要の増大や、地下水の汲み上げによる地盤沈下及び塩水浸入に対する地下水代替水の確保に対処するため、昭和31(1956)年に給水を開始して以来、順次拡張を行ってきましたが、初期の施設にあっては給水開始後約40年経過しているため老朽劣化が進んでいます。

平成15(2003)年度には老朽劣化した施設の改築事業を実施しました。

ウ 地盤沈下による災害の防止又は復旧

平成15(2003)年度には、地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と、河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧又は機能の復旧に資する関連事業として、河川事業及び土地改良事業等を実施しました。

地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業)	鍋田川
地盤沈下対策土地改良事業	城南地区
地盤沈下対策土地改良事業	東汰上二期地区
その他関連事業 中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業)	員弁川
その他関連事業 湛水防除事業	城南地区

第1節 多様な自然環境の保全

1 自然環境の概況

1-1 地形・地質

(1) 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積5,776.56km²（平成15（2003）年10月1日現在）、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯（西南日本内帯）地域と南側の外帯（西南日本外帯）地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～800m級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

(2) 地質

地質についても中央構造線の北側と南側では岩質や分布状態が全く異なっています。

北側は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南側は、結晶片岩などの変成岩や緑色岩が分布し、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

1-2 気候

気候は、概ね温和な太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

- 鈴鹿山脈北部地区
比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は2,000mmを超える。
- 伊勢平野地区
年平均気温は14～15℃、年降水量は1,200mm内外と温暖な気候。
- 上野盆地地区

朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水量は1,500mm内外。

- 熊野灘沿岸地区
日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。
- 志摩地区
結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

1-3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- ・熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- ・その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- ・内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- ・これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- ・それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。

また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

1-4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ホンシュウジカなどが広く分布し、47種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のニホンカモシカが多く見られます。

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、

第2章 人と自然が共にある環境の保全

2章 1節

●多様な自然環境の保全

カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、約290種の鳥類が確認されています。

(3) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

(4) 両生類

有尾両生類（サンショウウオ目）は7種、無尾両生類（カエル目）は15種が知られています。国の天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

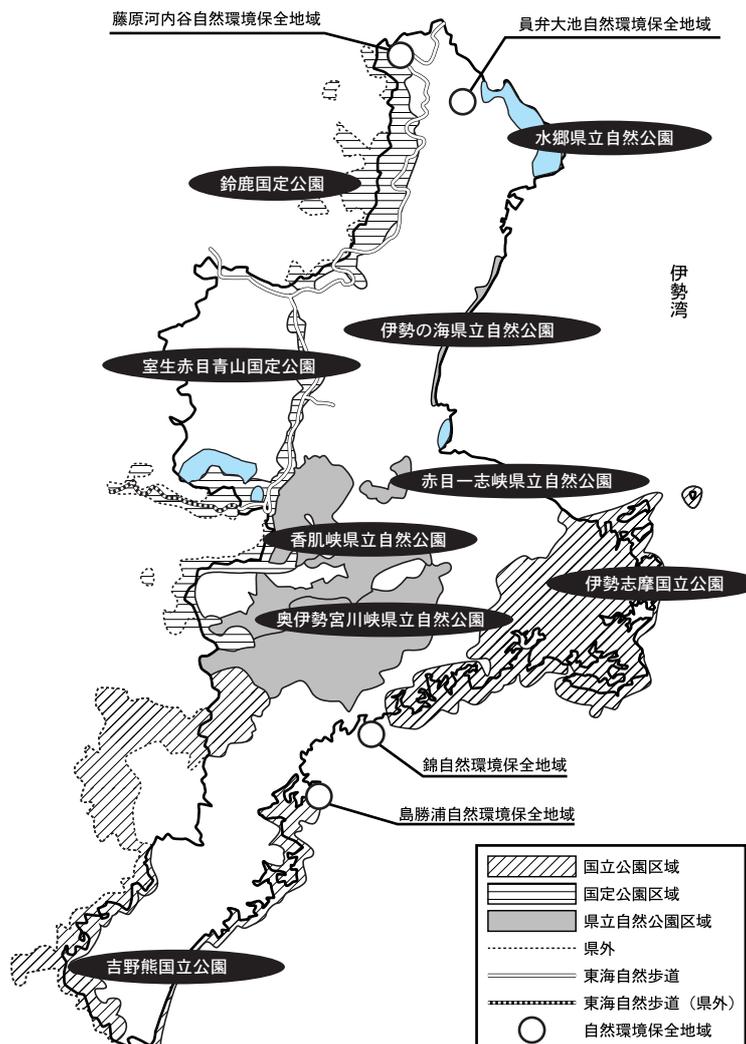
(5) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島及び熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

(6) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

図 2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



1-5 自然公園等

(1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、図2-1-1のとおり藤原河内谷自然環境保全地域など4地域が自然環境保全地域として指定されています。

(2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

(3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全を図るため、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域、猟区を設定しています。

1-6 森林

平成15(2003)年度末における森林面積は374,335haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%の割合となっています。

なお、平成14(2002)年度末の民有林の森林蓄積量は、61,610千㎡となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な保全・管理を図っています。

2 すぐれた自然環境の保全

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等4地域を自然環境保全地域に指定しています。

平成15(2003)年度は、平成14(2002)年度に引きつづき新たな指定候補地について地元市町村等との打合せを行いました。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員による指導・助言を行っています。

表2-1-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
(1) すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha以上
(2) 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha以上
(3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
(4) 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が(1)~(3)に相当する程度を維持している区域	1ha以上

3 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

3-1 森林の保全・育成

森林は木材の生産だけでなく、水源かん養、洪水、土砂災害防止などの機能をはじめ、地球温暖化防止等の地球的規模の環境保全機能を有し、さらに私たち人間に精神的な恵みをもたらす貴重な資産です。

この貴重な資産を次の世代への贈り物として、大切に受け継いでいくために、各種の施策を展開しています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林整備を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林の造成など、公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めています。

(1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-1-2のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成15(2003)年度には、南伊勢森林計画区について地域森林計画を策定するとともに、他の

第2章 人と自然が共にある環境の保全

2章 1節

●多様な自然環境の保全

3つの地域森林計画の変更を行いました。また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-1-2 地域森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、久居市、桑名郡、いなべ市、三重郡、鈴鹿郡、安芸郡、一志郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、飯南郡、多気郡、度会郡、志摩郡
伊賀	上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

(2) 林業担い手の育成等

森林が公益的機能を高度に継続して持続していくためには、森林を適正に管理・整備していく事業体を育成する必要があります。そのためには、従事者の育成確保が急務であり、事業の合理化と雇用、労働環境の改善を積極的に進めなければなりません。こうした事業体の中から三重県は、林業事業体を認定し、地域林業のリーダーとして一翼を担う団体を育てています。

表2-1-3 三重県認定林業事業体数の推移

三重県認定林業事業体	H11	H12	H13	H14	H15
事業体数	36	37	47	52	51

表2-1-4 新規就労者数の推移

新規就労者数	H10	H11	H12	H13	H14	H15
人	35	35	33	53	25	32

(注) 40才未満の人を対象

(3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われること

が必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況のなか、森林を生産林と環境林とに区分し、環境林においては「森林環境創造事業」を実施し、公益的機能の高度発揮を目指した、多様な森林づくりを進めています。

(4) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

木をよく知ってもらうために、啓発用パンフレットの作成、テレビ・ラジオ等を活用した普及啓発を行いました。

また、木ともっと親しんでもらうために木工教室等を開催しました。

(5) 保安林の整備・管理

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する三重県では、大変重要な役割を果たしています。

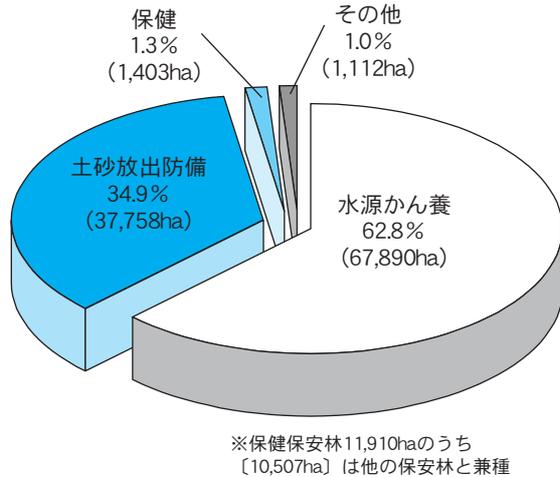
このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の27.1%に当たる108,163haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

第5期保安林整備計画では、平成6(1994)年～15(2003)年度の10年間に11,661haの保安林を指定する計画となっており、平成15(2003)年度までに15,272haを指定し、保安林の整備や適正な維持管理を行い、国土保全等の森林の公益的機能の向上を図りました。

表2-1-5 保安林の役割と種類

主な役割	種類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎとのおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

図2-1-2 保安林の現状（平成15年度末）



(6) 林地開発許可制度による指導

昭和49（1974）年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、456件、6,548ha（平成15年度末）に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

表2-1-6 林地開発許可の状況（平成15年度）

開発目的	件数	面積
工場・事業場用地	3件	9ha
宅地造成	—	—
ゴルフ場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土石採取	—	—
その他	—	—
計	3件	9ha

昭和49年から平成14年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

(7) 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

三重県における松くい虫被害は、長期的には昭和56（1981）年をピークに年々減少し、平成15（2003）年度はピーク時の11%になっています。

しかし、近年は高温小雨の気候の影響により増加傾向にあり、なお予断をゆるさない状況にあります。

松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町村との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

図2-1-3 三重県内の松くい虫被害量の推移

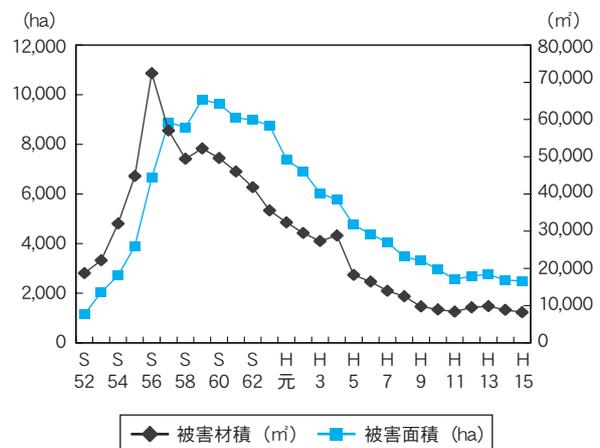


表2-1-7 森林病虫害等の防除状況（平成15年度）

実施主体	内容
市町村	予防措置 21ha（地上散布、樹幹注入 1,745本） 駆除措置 176m³（伐倒駆除51m³、特別伐倒駆除125m³） 保全松林健全化整備 14ha
県	予防措置 83ha（地上散布） 駆除措置 613m³（伐倒駆除416m³、特別伐倒駆除197m³） 保全松林健全化整備 22ha

※駆除措置の内容については、資料編を参照

3-2 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

農業の基盤である農地は人々が必要とする食料を供給するとともに、洪水防止、地下水かん養、景観保持などの多面的機能をあわせもっています。また農村は、農地と一体となり小川や里山等の失われつつある自然を残す貴重な集落環境を有して

第2章 人と自然が共にある環境の保全

2章 1節

●多様な自然環境の保全

おり、このような美しい景観や広々とした空間によって心の安らぎが得られる農村の役割が認識されています。

三重県では「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、各種技術の開発・活用等による化学肥料、農薬投入量の節減、家畜ふん尿など農業活動等から排出される未利用有機資源の利用・リサイクルの強化及び農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進しています。

平成11（1999）年度には持続的農業法をはじめとする環境3法（持続的農業法・改正肥料取締法・家畜排泄物法）が整備され、特に持続的農業法においては、土づくり技術・減化学肥料技術・減農薬技術の3技術を総合的に実施する生産方式を三重県導入指針に定め、この指針に基づき環境保全型農業実践者を認定する制度（エコファーマー認定制度）が創設されました。その制度の周知を目的として、各種イベントで啓発資料を作成し、展示・配布しました。また、平成9（1997）年度から引き続き設置している環境保全型農業実証ほにおいて、技術研修会を開催し、環境保全型農業技術の普及に努めるとともに、生ごみ等有機性廃棄物の循環利用の推進を啓発するためフォーラムや研修会を開催しました。

また、市町村、農業団体における環境保全型農

業の取組を支援・指導しました。

土壌に関しては、化学肥料による負荷軽減を図るため、従来の施肥基準を環境保全型に改定し、関係者へ周知を図りました。

平成13（2001）年度からは生産現場において、堆肥の生産技術・施用方法に始まり、環境保全型農業全般について指導ができ、さらに未利用有機性資源の循環利用、さらには地産地消運動に積極的に取り組んでいける人材（コンポストマイスター）の養成研修を行っています。

(2) 農業の担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は2,006戸（平成16（2004）年3月末現在）で、認定農業者への農地集積面積は10,724ha（平成15（2003）年3月末現在）となっています。

平成15（2003）年度には、地域における認定農

表2-1-8 環境保全型農業の推進対策の実施状況

区 分	実施主体	内 容
環境保全型農業の推進指導・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○コンポストマイスター基礎研修の実施（11人修了） ○技術実習ほの設置（15地区、水稻、野菜、茶） ○たい肥利用講習会の開催 ○認定農業者（エコファーマー）制度の啓発 ○認定農業者（エコファーマー）の認定275人 ○環境保全型農業実践者調査実施 ○農薬安全使用研修会開催（農薬管理指導士育成ほか） ○農薬廃液等適正処理指導・研修会開催 ○空中散布の安全指導・現地調査実施
	農協中央会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全型農業実践者調査実施 ○シンポジウム開催（東海管内：愛知・岐阜と共催）
地域環境保全型農業の推進	市町村	○実証展示ほの設置（1町、刈草たい肥ほか）
	農協	○実証展示ほの設置（水稻）
技術支援	三重県	○病虫害発生予察情報提供（FAXサービス・ホームページ）
環境保全型土壌の管理対策	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的な施肥法確立のための土壌試験の実施 ○環境にやさしい有機質資源の施用基準設定調査の実施

業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

(3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになります。平成15（2003）年度には、モデル市町村において、実態調査の実施、活用計画の策定、ボランティアによる花づくりの実践などを行い、耕作放棄地の解消に努めました。

3-3 河川・溪流・湖沼の保全・再生

(1) 河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。

また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全または回復を目指し多自然型川づくりを行っています。

平成15（2003）年度には、二級河川三滝川他18河川で多自然型川づくりを実施しました。

(2) 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生の恐れがある箇所です。しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています。代表的な工法は次のとおりです。

表2-1-9 砂防事業の代表的な工法

種類	環境配慮の内容
透過型砂防ダム	上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
溪流保全工	構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生体を保護 河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 自然石を利用し魚道を意識した床固工

※いずれの工法も魚類等の往来が可能なよう考慮しています。

今後もすべての着手溪流において可能な限り自然環境に配慮した事業を推進していきます。

表2-1-10 事業内容（平成15年度）

内 容	実施箇所
通常砂防	三滝川（菰野町）ほか62溪流
地方特定河川環境整備	三滝川（菰野町）

3-4 農山村と都市との交流の促進

(1) 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1～2件新規に開設されています。

表2-1-11 地区別市民農園開設の状況

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農園法	2	5	3	1	1	12
特定農地貸付法	2	2	3	5	4	16

(2) 山村と都市との交流促進

近年、森林に対する要求は単に木材生産の場としてだけでなく、保健・文化・教育的な活用など多様化してきています。

一方、山村地域でも、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下してくるなか、山村地域の特性と森林を活用した交流拠点を整備し、その活用を図ることで、都市と山村の交流を進め、山村の活性化を目指しています。

平成15（2003）年度には、市町村が整備した

拠点施設を中心とした森林体験等の取組に対し、支援を行いました。

4 沿岸域の自然環境の保全

4-1 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸においては、昭和28(1953)年から38(1963)年にかけて築造された海岸堤防が築後40数年経過し、老朽化しており、安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうしたなかで、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

平成15(2003)年度には、海岸高潮対策・侵食対策の中で、海岸の水際線の保全・再生を図りました。

4-2 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国的にも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9(1997)年には、井田海岸において堤防が決壊しました。

このため、人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

4-3 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、三重県においても減少しているため、漁業調整などの点から、まず藻場の造成に取り組んでいます。

沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等により、漁場環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、志摩度会地区、尾鷲中部地区、桂城湾地区及

び熊野地区において藻場の造成を実施しています。

4-4 漁村と都市との交流の推進

海洋性レクリエーションの需要に対応し、都市住民との交流機能を有する多機能型漁港の整備を実施しています。

平成15(2003)年度には、新マリノバージョン拠点交流促進総合整備(ふれあい整備)計画に従って、尾鷲市賀田湾の三木浦漁港及び紀勢町錦の錦漁港で海岸環境の整備を実施しました。

21 章 1 節

●多様な自然環境の保全

第2節

生物の多様性の確保

1 貴重・希少な野生生物の保護

1-1 天然記念物指定による野生生物の保護

天然記念物に指定された野生生物を保護するため、必要に応じて専門家の指導により調査し、開発等の影響を最小限にするように保護策の検討、開発計画変更等について指示を行っています。

天然記念物に指定されたからと安心するのではなく、地域の財産として人々に愛され親しまれ、皆の手で保護が図られるようにしていくことが重要です。

1-2 希少な野生生物の保護

貴重・希少な野生生物種の保護を図るため、三重県文化財保護条例等に基づく天然記念物の指定とその適正な管理を行っています。

また、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定制度等を整備し、指定候補種20種（動物10種、植物10種）について検討を行いました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成17年度策定を目指して「三重県版レッドデータブック」の作成に着手し、県内の野生動植物種の調査等を進めました。

1-3 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する哺乳類（一部を除く）、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖の促進、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成15（2003）年度には、第9次鳥獣保護事業計画（平成14（2002）～18（2006）年度）に基づき、鳥獣保護区等を設定したほか、野生生物保護モデル校の育成、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、

県内57地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2-2-1 鳥獣保護区等の設定状況（県設定）

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区域	鉛製散弾規制区域
箇所数（箇所）	94	8	15	93	4
面積（ha）	55,093	683	7,707	56,065	553

表2-2-2 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等の設定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病鳥獣ドクター、鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

1-4 野生生物の生息状況等の把握

県内の野生生物の生息・生育状況を把握し、新しい「三重県版レッドデータブック」を策定するため、県内の専門家約100名の参画を得て、「生物多様性調査検討委員会」を設立し、野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を進めています。

また、これらの情報等を踏まえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物約850種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重の環境」で提供しています。

2 生態系の多様性の確保

2-1 主要な生態系・自然生息地の保護

● 開発行為等の指導

宅地開発は、バブル経済の崩壊等の影響もあって、平成4（1992）年度に件数、面積とも大幅な落ち込みをみせ、その後も低迷しています。

宅地開発及びゴルフ場開発等の各種開発行為については都市計画法、三重県宅地開発事業に関する指導要綱に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

また、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、新たに一定規模を越える自然地を開発する際の届出制を整備し、希少野生動植物の保護などの自然環境保全に関する配慮を求めることとしています。

● 野生動植物の生息・生育環境の保全

貴重・希少な野生生物種及びその生息・生育環境を保全するため、三重県文化財保護条例等に基づく天然記念物の指定、三重県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定とその適切な管理を行っています。

また、地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、里地里山保全活動計画の認定制度を整備し、保全活動を行う団体への情報の提供や技術的支援を行っています。

2-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況

(15施設)

(平成16年3月末現在)

種	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ ヒョウ・ピューマ ジャガー	10
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	14
	長鼻目	ゾウ科	アフリカゾウ	0
	偶蹄目	ウシ科	アメリカバイソン	1
		ヒト科	チンパンジー	1
霊長目	オナガザル科	マントヒヒ アカゲザル ニホンザル	39	
は虫類	有鱗目	ボア科	ポールニシキヘビ インドニシキヘビ	4
	わに目	アリゲーター科	カイマン	1

2章 2節

● 生物の多様性の確保

第3節

良好な自然環境の活用

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等の管理・保護

県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成16（2004）年3月現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は204,677haで県土の約35.5%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画及び利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成15（2003）年度には、「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園をはじめ、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域内で行われる行為に対して140件の許可や届出の受理を行いました。

1-2 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町村等に維持管理を委託するとともに、市町村、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、改善を行っています。

平成15（2003）年度には、音無山園地（伊勢志摩国立公園）、七色峡園地（吉野熊野国立公園）などを整備しました。

1-3 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、各国立公園、国定公園及び水郷県立自然公園について

は、公園計画が策定されています。しかし、他の4県立自然公園(奥伊勢宮川峡、香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海)は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

平成15（2003）年度は、奥伊勢宮川峡県立自然公園を対象に、特別地域の指定など公園計画の策定に向けた検討を行いました。

1-4 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しています。

「三重県民の森」（菟野町）は、昭和55（1980）年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成15（2003）年度には、9万人余りの来園者がありました。

「三重県上野森林公園」は、上野新都市の整備と併せて平成10（1998）年度に完成しました。平成11（1999）年度から開園し、平成15（2003）年度には4万人余りの来園者がありました。

2 森林の整備・活用

2-1 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の保全、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

(2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進を図り、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行っています。

平成15（2003）年度には、市町村等による防火水槽等の生活基盤の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表 2-3-1 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
飯 高 (H13~17)	(林道) 峯ヶ谷大崩線、くまが池線 地之添福本線、七日市乙栗子線 ふれあい夢広場
熊 野 (H13~17)	(林道) 大井川線、高代山線 (生活) 評議峠線、防火水槽

(3) 生活環境保全林の整備

森林には、土砂災害の防止、水源かん養や木材生産等の機能はもとより、大気の浄化や防音などの環境保全機能、森林浴やレクリエーションの場としての保健休養機能、文化・教育機能等さまざまな機能の発揮が求められており、都市近郊や集落周辺において、緑豊かな生活環境を保全・創出する森林の整備を進めています。

表 2-3-2 生活環境保全林の整備状況 (平成15年度)

実施箇所		面積 (ha)	内 容
地区名	所在地		
秋ノ田	南島町 道方	2.10	自然林改良
計	1地区	2.10	

2-2 ため池周辺等の整備

ため池は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池を保管管理するとともに、豊かで潤いのある地域の憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、主要市町村における45地区を目途として、ため池等の農業利水施設を活用した、親水公園等を整備する計画としており、平成15(2003)年度には、次の9地区の整備を行いました。

表 2-3-3 ため池周辺等の整備状況 (平成15年度)

地区名	所在地	地区名	所在地
川 添	大台町	笠田大溜	いなべ市
木曾岬	木曾岬町	鎌ヶ池	長島町
長島中部	長島町	大井田西部	いなべ市
野 代	多度町	石ヶ畑池	伊賀町
		三 行	河芸町

2-3 温泉の保護・利用

(1) 温泉の保護

三重県には216ヶ所(平成16(2004)年3月31日現在)の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の湯量減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成15(2003)年度は、許可申請のあった温泉の掘削11件、増掘及び動力装置4件について審査したほか、31件の温泉利用許可申請(浴用及び飲用)について許可を行いました。

2-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は619.3万人(平成13(2001)年度)となっています。

三重県内の延長は約197kmで、5市6町2村にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町村に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表 2-3-4 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年度																				
	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
温泉掘削	2	3	4	11	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4	5	11
増掘及び動力装置	2	2	3	4	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6	6	4
温泉利用	3	2	10	23	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55	67	31
合計	7	7	17	38	57	75	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65	78	46

表 2-3-5 東海自然歩道市町村別一覧表（延長：km）

市町村名	延長	市町村名	延長	市町村名	延長
いなべ市北勢町	10.6	鈴鹿市	9.9	大山田村	15.7
いなべ市藤原町	15.4	亀山市	9.5	青山町	15.8
いなべ市大安町	7.8	関町	18.4	久居市	0.7
菰野町	32.6	伊賀町	16.7	白山町	19.9
四日市市	1.9	阿山町	5.4	美杉村	16.8
			計		197.1

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県西淡町鳥取を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,258km、年間利用者数は341.9万人（平成13（2001）年度）となっています。

三重県内の総延長は606.3kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけての28市町村を通過しており、鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町村に委託しています。

2-5 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市などで生活する人々が、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れる中で田舎暮らしや地域の人々との交流を楽しむレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを構築し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成15（2003）年度にはグリーン・ツーリズムを普及・定着させるためイベントやPR活動、交流関連施設の整備を支援しました。

表 2-3-6 平成15年度に整備された主な交流関連施設

区分	市町村名
農産物直売施設	四日市市
公園施設など	磯部町、宮川村

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

第1節 身近な自然環境の保全・創出

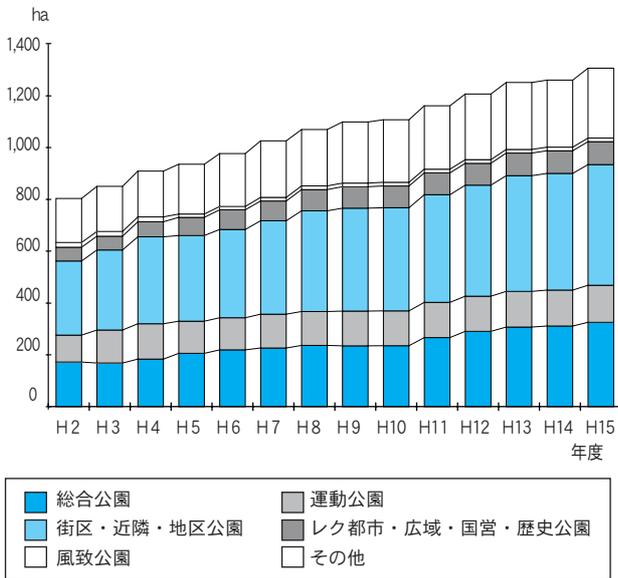
1 快適環境の現況

1-1 都市公園

平成15(2003)年度末における都市公園の整備状況は、1,808ヶ所、約1,315haです。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は8.01㎡です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園、都市緑地の増加が顕著です。

図3-1-1 都市公園面積推移



1-2 水辺環境

三重県は多くの河川に恵まれており、平成16(2004)年4月現在、一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,589kmにも達しており地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曽三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸延長については、平成15(2003)年4月現在で1,094km、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸(要保全海岸延長)は564kmです。

なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は526kmで、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は400kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なりアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表3-1-1 三重県の河川(平成16年4月現在)

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)
①環伊勢湾	一級河川	木曽川	27	104,108
		鈴鹿川	46	246,268
		雲出川	40	256,636
		櫛田川	68	237,475
		宮川	55	305,224
	小計	236	1,149,711	
	二級河川	24 水系	98	507,684
	計	29 水系	334	1,657,395
②伊賀内陸	一級河川	淀川	97	453,879
③熊野灘	一級河川	新宮川	30	192,435
	二級河川	50 水系	95	285,053
	計	51 水系	125	477,488
合計	一級河川	7 水系	363	1,796,025
	二級河川	74 水系	193	792,737
	計	81 水系	556	2,588,762

1-3 歴史的・文化的な遺産

わが国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

表3-1-2 三重県内における国・県の指定文化財

(平成16年3月末現在)

指定区分		国	県	計
重要文化財 有形文化財	建造物	20	39	59
	絵画	19	27	46
	彫刻	63	95	158
	工芸品	17	49	66
	書跡・典籍・古文書	36	52	88
	考古資料	8	24	32
	歴史資料	3	1	4
無形文化財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
民俗文化財	無形民俗文化財	7	32	39
	有形民族文化財	1	23	24
記念物	特別史跡	1	—	1
	特別天然記念物	2	—	2
	特別名勝及び天然記念物	1	—	1
	史跡	33	65	98
	史跡及び名勝	0	2	2
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	4	8	12
	名勝及び史跡	2	0	2
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物(地域を定めず)	9	4	13
	天然記念物	17	79	96
	天然記念物及び名勝	1	1	2
	計	245	504	749

1-4 景観

三重県の景観は、山地、丘陵、盆地、台地、低地、海岸に大別される多様な自然景観に加え、歴史的・文化的なまちなみの景観や都市景観によって形成されています。

三重県では、「公共施設景観形成指針」を策定し、各種公益事業の実施にあたって景観への配慮に努めるとともに、「三重県屋外広告物条例」に基づく沿道景観地区の指定等を行ってきました。

また、都市において良好な自然環境を維持し、

表3-1-3 敷地利用状況の推移

年度	項目	工業敷地		生産施設		緑地		緑地以外の環境施設		その他	
		面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
S49年法施行時		1,928ha	14.2%	274ha	14.2%	166ha	8.6%	71ha	3.7%	1,417ha	73.5%
S55年度末現在		2,337ha	13.3%	311ha	13.3%	240ha	10.3%	90ha	3.9%	1,696ha	72.6%
S60年度末現在		2,848ha	15.2%	434ha	15.2%	380ha	13.3%	111ha	3.9%	1,923ha	67.5%
H2年度末現在		3,431ha	16.4%	562ha	16.4%	547ha	15.9%	121ha	3.5%	2,201ha	64.2%
H8年度末現在		4,104ha	16.8%	688ha	16.8%	707ha	17.2%	134ha	3.3%	2,575ha	62.7%
H9年度末現在		4,135ha	17.0%	703ha	17.0%	723ha	17.5%	132ha	3.2%	2,577ha	62.3%
H10年度末現在		4,174ha	17.0%	709ha	17.0%	735ha	17.6%	132ha	3.2%	2,598ha	62.2%
H11年度末現在		4,187ha	17.2%	719ha	17.2%	738ha	17.6%	131ha	3.1%	2,599ha	62.1%
H12年度末現在		4,249ha	17.4%	738ha	17.4%	754ha	17.7%	131ha	3.1%	2,626ha	61.8%
H13年度末現在		4,300ha	17.4%	746ha	17.4%	766ha	17.8%	128ha	2.9%	2,660ha	61.9%
H14年度末現在		4,376ha	17.5%	766ha	17.5%	780ha	17.8%	123ha	2.8%	2,707ha	61.8%
H15年度末現在		4,417ha	17.6%	781ha	17.6%	785ha	17.7%	122ha	2.7%	2,729ha	61.7%

(工業団地特例の適用による共有分の工業敷地・緑地および緑地以外の環境施設を除く。)

樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。

2 身近な緑の保全・創出

2-1 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進

(1) 自然環境保全協定の締結

開発行為に伴う自然環境の保全を図るため、「三重県自然環境保全条例」に基づき、5haを超える宅地造成等を対象に、知事と開発行為者との間で自然環境保全協定を締結していましたが、平成15(2003)年10月1日から開発行為の届出制度に移行しました。移行後は、同条例に基づき、1haを超える規模の自然地(樹林地、農地、湿地等)が含まれた開発行為を行う場合は、行為着手の30日前までに知事に届け出る必要があります。

平成15(2003)年度は、宅地の造成5件、屋外娯楽施設の用地造成1件、鉱物の採掘、土石の採取11件の届出がありました。

(2) 工場緑化の推進

工場の敷地利用状況の推移は、平成15(2003)年度末で表3-1-3のとおりです。

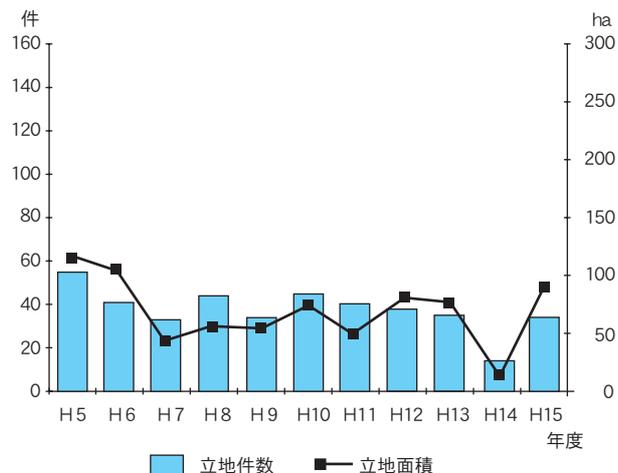
また、工場の立地が適正に行われるよう、平成16(2004)年3月末現在で50ヶ所、1,662haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図3-1-2のとおりです。

3章 1節

● 身近な自然環境の保全・創出

図3-1-2 工場立地の推移 (平成15年3月末現在)



(3) 緑化の推進

三重県では、みどり豊かな快適環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。また、三重緑化基金や緑の募金に対する理解を高め、地域の団体等の緑化活動を支援しながら、県民一人ひとりが、参画する緑化運動を展開しています。

平成15(2003)年度には、春季緑化運動期間中(4/1~30)に、新聞広告、緑の募金キャンペーン等を行いました。

(4) 居住地等周辺の森林整備

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、地域の人工林等を対象に、防災、景観、住民と森林とのふれあい等にも配慮した森林及び林内環境の整備を進めています。

表3-1-4 居住地周辺森林整備状況

箇所	整備内容	実施年度
尾鷲市	除・間伐等の森林整備 林道の整備	平成15 ~19年度

(5) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村による「緑の計画」の策定を推進しました。

表3-1-5 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村	策定市町村
平成10年度	3	亀山市、嬉野町、上野市
平成11年度	1	香良洲町
平成12年度	1	河芸町
平成13年度	0	
平成14年度	5	四日市市、朝日町、川越町、菰野町、楠町
平成15年度	1	伊勢市

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(6) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。国においては、平成6(1994)年7月に決定された「緑の政策大綱」において、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、長期的には都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積を約20㎡とすることを目標に立てています。

三重県の都市公園整備状況は、平成14(2002)年度末で都市計画区域内人口一人あたりの都市計画面積は約7.74㎡です。県営公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園があります。

平成14(2002)年度には、北勢中央公園等4つの公園について整備を進め、亀山サンシャインパークについては平成15(2003)年4月に一部開園を行いました。市町村公園は四日市市の南部丘陵公園や安濃町の安濃中央総合公園等19ヶ所で整備を行いました。

表3-1-6 県営公園の整備状況(平成15年度)

県営公園名	整備面積(ha)	内容
北勢中央公園	98.1	用地買収
亀山サンシャインパーク	13.4	園地整備、連絡橋上部工等
大仏山公園	37.2	園地工、園路整備等
熊野灘臨海公園	530.8	園路整備等

2-2 公共施設（用地）における緑化の推進

公共施設に対しては、単に施設の機能のみでなく、公共の場としてより快適な環境の場を提供するため、施設等の緑化を進めています。

平成15（2003）年度には、財団法人宝くじ協会の助成により、久居農林高等学校と上野森林公園の緑化工事を実施しました。

3 身近な水辺・海辺の整備・創出

3-1 多自然型川づくりと親水空間の形成

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、河川の多様な自然環境の機能を活かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む環境に配慮した施設整備を推進します。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備を進めるため、市町村の行う川づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

表3-1-7 街のシンボルとしての川づくりの状況
(平成15年度)

整備河川名	整備内容
二級河川三滝川 一級河川五十鈴川	修景護岸工
一級河川名張川 他1河川	緩傾斜護岸・階段護岸

3-2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備

ダム周辺の環境を極力保護しながら貯水池周辺部の適地の整備や緑化を行い、自然とふれあいを図るための基盤整備を進めていきます。

3-3 海岸・港等における親水空間の整備

海岸には多様な生物が生息しており、生態系の保全や物質循環において重要な位置を占めていますが、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港にお

いては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めています。

(1) 海岸環境の整備

平成15（2003）年度には、護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備しました。

表3-1-8 海岸環境の整備状況（平成15年度）

海岸名等	事業内容
阿津里浜海岸（志摩町）	人工リーフ
道瀬海岸（紀伊長島町）	養浜
海野海岸（紀伊長島町）	人工リーフ
御浜海岸（御浜町）	人工リーフ
宇治山田港海岸（二見町）	突堤・護岸
五ヶ所港海岸（南勢町）	突堤・護岸・遊歩道・養浜
長島港海岸（紀伊長島町）	養浜・護岸
島勝地区（海山町）	道路工・付帯施設
相差地区（鳥羽市）	付帯施設
黒浜地区（紀伊長島町）	離岸堤・附帯工
錦（紀勢町）	遊歩道等
三木浦（尾鷲市）	付帯施設等
新鹿（熊野市）	護岸等
答志（鳥羽市）	付帯施設等

(2) 港湾緑地の整備

公害の防止、自然環境の保全や創出、アメニティの向上、交流やレクリエーションの場の提供等を行うため、港湾の緑地整備を進めており、平成15（2003）年度は、鳥羽港において整備を実施しました。

(3) 漁村・漁港環境の整備

平成15（2003）年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落内道路・排水路、集落排水処理施設等の整備を実施している4地区（奈屋浦、安乗、礪浦、神前浦）に助成するとともに、波切漁港において、植栽等の整備を漁港環境整備事業で実施しました。

3章 1節

● 身近な自然環境の保全・創出

4 身近な生物生息地の保全・創出

4-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していく必要があるため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

広葉樹の造成に関しては、造林事業および治山事業により、クヌギ・コナラなどの広葉樹造成を実施しました。

また、平成13（2001）年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進めています。

4-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野性動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、溪流環境整備計画の策定を行いました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った詳細設計を行い流路の曲線化の推進や水際部の多様化、護岸への自然物素材の使用、瀬と淵の保護・創出を図っています。

第2節

良好な景観の形成

1 都市景観の保全・創出

1-1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成15（2003）年8月末現在、登録されている「道の駅」は全国で743ヶ所、県内では14ヶ所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」（平成15年8月末現在）

駅名	所在地	路線名
飯高駅	飯高町	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	海山町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大宮町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	飯南町	国道166号
美杉	美杉村	国道368号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
関宿	関町	国道1号
伊勢志摩	磯部町	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀伊長島町	国道42号
あやま	阿山町	(主)甲南阿山伊賀線

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間のひとつです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業（交付金を含む）
（平成15年度）

路線名	都市名
富田山城線	四日市市
塩浜波木線（六呂見工区）	四日市市
環状1号線（垂坂工区）	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木橋線	久居市
松阪公園大口線外1線	松阪市
三渡櫛田橋線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市 御園村
伊賀上野橋新都市線	上野市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市

1-2 良好な広告景観の形成

(1) 屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。そこで三重県では「屋外広告物条例」を定め、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、県内の屋外広告物に対し、必要な規制・指導を行っています。

平成16（2004）年6月に屋外広告物法が改正され、①制限することができる区域の拡大、②簡易除却の対象となる屋外広告物の追加、③屋外広告物の登録制度の創設等が行われました。このため、法改正と連動し、条例・規則の改正を行うとともに広告物掲出者に対する指導・啓発を行っています。

1-3 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

1-4 風致地区等の見直し・拡大

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、市町村とともに風致地区の見直しと指定拡大を進め、都市における自然景観の形成を図っています。また、市街地や美観を維持するための美観地区制度については、策定主

体である市町村と密接な連携のもと、都市計画形成の観点から適切な運用を図っています。

2 体系的な郷土景観の形成

2-1 三重県景観形成指針等の推進

(1) 三重県景観形成指針に基づく施策の展開

公共事業の実施にあたって景観への配慮をしたり、市町村で景観条例の制定や景観形成基本計画の策定がされる等、景観づくりの気運は徐々に高まっていますが、今後は総合的・長期的な展望に立った取組へと進めていく必要があります。

このため、平成8（1996）年度に総合的な景観行政を推進し、美しいまちづくりを進めていくため、その指針となる「三重県景観形成指針」を策定しました。

指針の周知を図るとともに、9月の屋外広告の日にポスターの掲示及び啓発チラシの配付を行いました。

(2) 景観整備及び地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、各種の景観に資する公共事業等を実施しています。

三重県屋外広告物条例では「屋外広告物沿道景観地区制度」が規定されており、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。現在県内では5地区が指定されています。

表3-2-3 屋外広告物沿道景観地区

(平成16年3月末現在)

地区名	場所
伊勢志摩 景観地区A	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島 景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から長島町大字松蔭と大字浦安との境まで
奥伊勢 沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大内山村と紀伊長島町との境まで
紀北景観地区	国道42号のうち、大内山村と紀伊長島町の境から尾鷲市と熊野市との境まで
紀南景観地区	国道42号のうち、尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで

第3節

歴史的・文化的環境の保全

1 文化財等の保護・活用

1-1 指定文化財の保護・活用

三重県には、国指定文化財が245件、県指定文化財が504件あり、市町村指定文化財も含めると約2,000件を超えるなど、歴史・文化・学術的に優れた文化財が多くあります。

しかしながら、その保護・保存に関しては、経年変化による損傷や収蔵・保管に要する施設や財源の不足など多くの問題を抱えており、今後、適切な保護、保存を行うとともに、文化財の積極的な活用を図っていくことが大きな課題となっています。

平成15（2003）年度には、指定文化財の適正な保護とその活用を図るため、所有者または管理者（管理団体）が行う文化財保護事業に対して支援しました。

(2) 斎宮跡の歴史ロマン再生

斎宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45（1970）年以來継続的に実施されています。

平成8（1996）年度には、史跡整備の促進、史跡の有効活用を図るため、史跡斎宮跡整備基本構想を公表し、この構想による整備地区全体が歴史ロマンを実感できる基本計画を策定しました。

平成9～13（1997～2001）年度には斎宮跡歴史ロマン再生事業として、近鉄斎宮駅北側において、体験学習施設・1/10史跡全体模型を中心とする本格的な史跡整備を実施して一般公開し、多くの来訪者が訪れました。

1-2 登録有形文化財の保護・活用

三重県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代遺産が確認されています。これらの近代化遺産の保護活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成15（2003）年度は、上野文化センター・旧北伊勢陸軍飛行場^{えんたい}の2件が国の登録有形文化財に登録されました。

1-3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約13,000件の埋蔵文化財の所在

が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図るうえから、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

表3-3-1 三重県内の埋蔵文化財数

(平成16年3月31日)

遺物散布地	4,109
古墳	6,628
社寺跡	436
城跡	1,194
古窯跡等	169
その他	579
合計	13,115

平成15（2003）年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は14遺跡、斎宮歴史博物館が、斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

三重県内における史跡、名勝、史跡及び名勝は国指定40件、県指定75件です。史跡斎宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成15（2003）年度は、史跡の公有化の推進と保存活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

2 歴史的・文化的景観の保存・活用

(1) みえ歴史街道構想等の推進

三重県は、東海道、熊野街道、伊勢街道、初瀬街道などの「街道」が縦横に走り、街道およびその周辺に残された有形・無形の歴史的・文化的遺産が「街道資産」として地域の貴重な財産となっている歴史・文化が豊かな地域です。

そこで、平成8（1996）年に策定した「みえ歴史街道構想 むすびのくにづくり」を基本として、「住む人と訪れる人双方が満足する地域づくり」「さまざまな交流が生まれる地域づくり」「広域的に一体感のある地域づくり」を住民や企業、民間団体、市町村等との協働により進めています。

① 「みえ歴史街道構想 地域別推進計画」に基

づく取組

県内各生活創造圏において、平成11年（1999）年度から13（2001）年度にかけて策定した、「みえ歴史街道構想 地域別推進計画」に基づき、各地域の歴史街道資産の魅力を活かした地域づくりの取組を推進しました。

② その他

ア 歴史的・文化的資産、風情の保全・活用のしくみの検討を行いました。

イ みえ歴史街道構想推進支援事業補助金による民間団体、市町村等が実施する街道イベント等への支援を行いました。（13件）

ウ 歴史街道広域ルートウォーキング事業により、歴史街道資産等を活用した地域づくりを推進しました。

- ・歴史街道交流ウォーキングイベントの開催
5回
- ・ボランティアガイドレベルアップ事業の実施
- ・歴史街道講演会の開催

(2) 歴史の道整備・活用

平成9（1997）～11（1999）年度に策定した整備活用総合計画Ⅰ～Ⅲに基づき、歴史の道整備事業の支援を行いました。

平成15（2003）年度は熊野街道の整備事業について支援しました。

第4章 環境保全活動への参加と協働

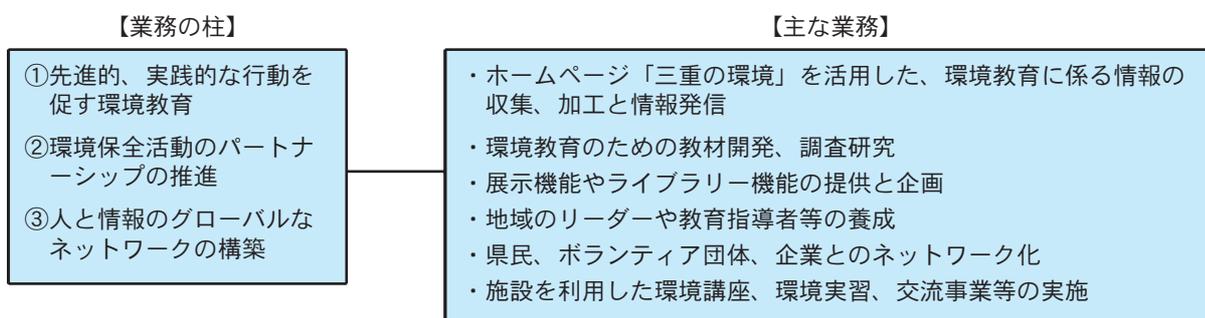
第1節 環境教育・学習の推進

1 環境教育・学習の拠点整備

1-1 三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・学習・情報受発信の拠点として研修機能、情報提供、展示啓発機能等を整備し、子どもから大人まで幅広く利用できる施設として充実に努めています。

図4-1-1 三重県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容



1-2 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

(1) 宮川流域エコミュージアム事業の推進

宮川流域ルネッサンス事業における「人と自然の共生」のシンボルプロジェクトである宮川流域エコミュージアムを宮川流域14市町村で地域の住民と協働して推進を図りました。

宮川流域エコミュージアムでは、流域に点在する地域の環境、歴史・文化、暮らし等を体感できる魅力ある空間をフィールドとしてとらえます。

フィールドの成立条件としては、流域の豊かな環境を体感できる「場所」で魅力を伝える「流域案内人」が存在していることを考えており、案内人は知識だけではなく、熱い想いや地域の誇りを伝えます。

また、14市町村連携のシンボルとして、森林の豊かさが、中下流の環境を支えていることを体感できる「ルネッサンスの森」を整備し、水源涵養林として理解を促進し、林業体験、環境学習等の場として活用しました。

(2) ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう解説又は実物標本、模型、写真、映像、図表などを用いた展示を行っています。

表4-1-1 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩国立公園	鳥羽ビジターセンター	鳥羽市
	登茂山ビジターセンター	大王町
	横山ビジターセンター	阿児町
鈴鹿国定公園	藤原岳自然科学館	藤原町

2 環境教育・学習の充実

2-1 学校・社会における環境教育・学習の推進

(1) 環境教育・学習の推進

三重県では、三重県環境教育基本方針に基づき、三重県環境学習情報センターを環境学習基幹施設として、環境教育・学習を推進するとともに、学校教育・社会教育の場においても、環境教育・学習を推進し、環境月間行事・緑化運動などを通じて、環境保全思想の普及啓発に努めています。

これらの事業の推進には、三重県の環境保全を

第4章 環境保全活動への参加と協働

図ることを目的に平成2（1990）年3月に設立した「三重県環境保全基金」の運用益等を活用しています。

表4-1-2 環境教育・学習の状況（平成15年度）

区 分	内 容
参加型環境学習講座の開催	環境学習情報センターにおいて「水質チェック教室」、「ごみ・リサイクル講座」や夏休みの親子向け講座など50講座以上を開講しました。
環境教育教材の貸出	環境啓発用パネルや、環境学習用キットの貸出しをしました。
環境教育指導者の養成	環境学習指導者養成講座として「プロジェクトワイルド(米国の環境教育指導法)エドゥケーター養成講座」、「インタープリター養成講座」、「みえ環境学習セミナー」などを開講しました。また、指導者養成講座の修了者を対象に「環境教育指導者養成実践講座」を開講しました。
その他	市町村等が実施する環境フェア等への啓発パネル等の貸出や出展参加を行いました。県内小中高等学校等の社会見学受入れや環境体験教育を150回以上実施しました。

(2) こどもエコクラブ活動

こどもエコクラブ活動は、次世代を担う子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、平成7（1995）年6月から環境省により始められました。県内でも環境の保全に関する取組を行う意志を有する小学生、中学生が、それぞれの地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動などの実践運動に積極的に取り組んでいます。

こうしたこどもエコクラブ活動を定着させるとともにその活用をさらに推進するため、各クラブのメンバー・サポーターを対象とした交流会や活動を支えるサポーター・市町村担当職員を対象とした研修会を開催するなどこどもエコクラブ活動を支援しています。

平成15（2003）年度は、275団体7,035人となり会員数・加入率とも3年連続で日本一となりました。

表4-1-3 交流会、研修会の実施状況

区 分	期 日	内 容
こどもエコクラブ市町村担当者研修会	平成15年5月14・15日	サポーター、リーダー研修 参加者42人
Mieちびっこエコ王国大会	平成15年7月31日・8月1日	環境体験学習など 参加者6,300人（こどもかんきょう体感フェア2003と同時開催）
こどもエコクラブ県内交流会 in 玉城	平成15年10月26日	環境体験学習や活動発表（玉城町で開催） 参加者250人

(3) 身近な環境問題への取組の推進

県内の小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校では、身近な地域の環境問題の学習や豊かな自然環境のなかでの様々な体験活動を通して、自然の大切さを学ぶとともに、家庭・地域社会や民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動などを進めています。

ア 「学校環境デー」の実施

県内の全学校で一斉活動日「学校環境デー」（6月5日）を設定し、各学校が創意工夫した活動を行うことを通じて環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図っています。

イ ISO14001認証維持への取組

平成13年度に2校、平成14年度に6校の県立学校が認証を取得し、平成15年度は外部審査機関による定期審査を受け、8校全てが認証を維持しました。

2-2 自然とのふれあいや実践活動を通じた環境教育・学習の推進

「緑のNPO活動支援センター」では、県内のNPOからの要望や相談事項等を受け、29団体に専門的な技術アドバイスをするとともに、活動内容をイベント情報紙に掲載しました。

また、従来型の官主導型から民主導型への自立した緑のネットワークシステムを確立するため、平成15（2003）年2月12～19日にかけて県内7地区（四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、尾鷲、伊賀）において地域交流会を行うとともに、平成15（2003）年3月16日にNPO交流会の県大会を開催しました。新たな民間主導のネットワークは、特定非営利活動法人「緑のネットワークみえ・自然環境創造協会」として、38団体234名のネットワ

ークとして組織化されました。

2-3 自然観察指導員の育成

平成15（2003）年9月5日～7日に講習会を実施し、県内で52名の自然観察指導員を養成しました。県民一人ひとりが自然保護の精神を身につけ、次世代へ美しい豊かな自然環境を継承できるよう自然保護教育活動の推進と自然保護思想の普及を図りました。

2-4 環境教育に係る情報ネットワークづくり

環境教育を効果的かつ円滑に推進していくため、人材データベースとして、「地球環境を伝える人」をインターネットで提供し、環境教育に関する情報の周知を図りました。

第2節 地域における環境保全活動の推進

1 消費者・事業者としての県の取組

1-1 環境調整システムの推進

三重県では、自ら実施する開発事業について、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成14（2002）年度には1件の開発事業について審議・調整を行いました。

対象とする開発事業の種類は次のとおりです。

- ①道路の整備
- ②河川・ダム等の整備
- ③海岸の整備
- ④公有水面の整備
- ⑤港湾の整備
- ⑥森林の整備
- ⑦公園の整備
- ⑧下水道の整備
- ⑨水道の整備
- ⑩農業農村の整備
- ⑪発電所の整備
- ⑫建物の建設
- ⑬用地の整備
- ⑭その他

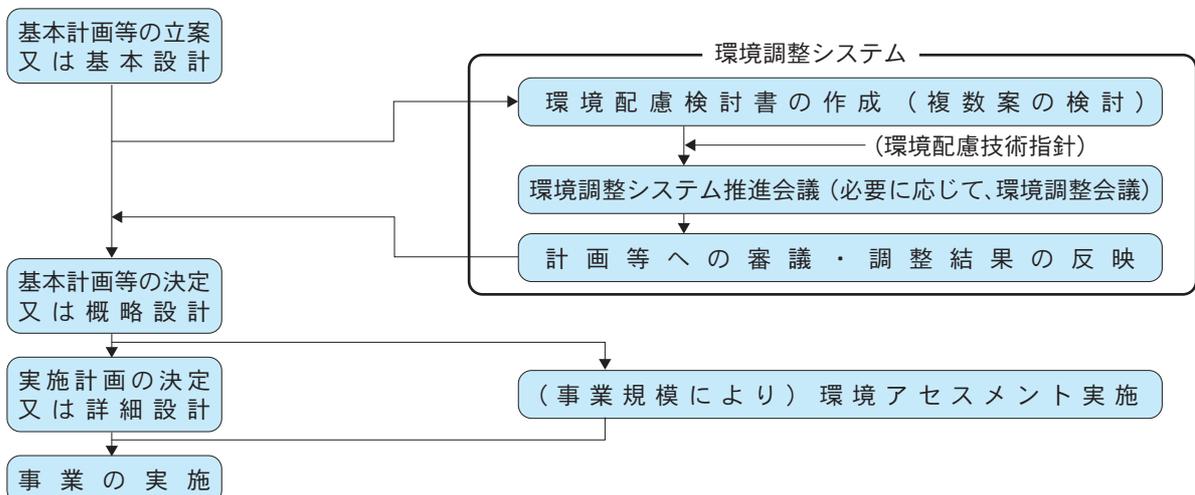
1-2 環境保全活動の推進

三重県では、環境への負荷を低減するために、県民・事業者・行政等あらゆる主体が協働・連携して、環境に配慮したライフスタイルを構築する「環境先進県づくり」に向けて環境保全施策を推進しています。その取組の一環として、県自らが環境負荷の低減に率先して取り組むため、平成11（1999）年度に、本庁（及び周辺施設）で国際規格ISO14001を認証取得しました。平成12（2000）年度には認証範囲を全県民局に拡大し、平成13（2001）年度には、警察本部、医療機関、県立学校2校、県立大学及び試験研究機関が認証取得しました。さらに、平成14（2002）年度には県立学校6校が認証取得しました。

平成14（2002）年10月にシステムを見直し、環境方針を改定し、地球規模の環境保全を視野に入れた新たな環境目的・目標を設定し、15（2003）年2月に更新登録しました。

また、県庁ISO14001環境目標の達成状況は平成14（2002）年度から環境報告書により公表しています。

図4-2-1 開発事業の流れと環境調整システムの関係



2 市町村による環境保全施策の促進

2-1 生活創造圏づくり推進事業の実施

生活創造圏づくりは、市町村の広域連携や住民参画の推進などを踏まえ、県も参画しながら個性ある豊かで住みよい生活圏域を創り出していこうとするものです。

「生活創造圏づくり推進事業」において、この生活創造圏づくりの推進に資する市町村等の事業を支援することとしており、平成15（2003）年度においても広域的な環境保全のための事業や先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町村等に対し支援を行っています。

2-2 市町村環境基本計画策定の促進

三重県環境基本条例第7条では、県は市町村に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めることとしています。このことから、県は環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めるうえでの基本となる計画を策定し、これに基づき、各種の環境保全施策が着実に推進されることを市町村に求めています。

平成15（2003）年度には、国の地域環境総合計画策定事業費補助金を活用した環境基本計画の策定を、市町村に働きかけました。

2-3 ISO14001の導入支援

市町村が率先して環境保全に取り組むことにより、市民、企業等、地域での環境保全活動が推進されることを目的として、市町村等ISO14001認証取得支援事業費補助金により、市町村等の認証取得への取組を支援しました。（平成15（2003）年度3件）

3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進

3-1 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援

(1) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,338km、海岸延長は564.7kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める

必要があります。

平成15（2003）年度には、県管理11河川において、ボランティア活動団体及び市町村を対象にパンジー、サルビア、あじさい等の花木の苗、種子等を提供しました。また、河川環境美化ボランティア活動を行う120団体に対し支援を行いました。

3-2 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、平成15年度には、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、多様な森林づくりに役立ちたいと考えている人たちを対象に、間伐や枝打ちなどの森林管理技術の取得を目的とした、森林ボランティア育成研修会を開催しました。

表4-2-1 平成15年度 研修開催状況

期 日	場 所	参加人数	内 容
6月21、23日 (土、日)	熊野市	20人	グリーンボランティア リーダー研修
10月25日(土)	菰野町	21人	森林作業体験（技打ち、 除間伐）と安全対策
H16年3月19、20、 21日(金、土、日)	関 町	24人	除間伐の概要と実習

4 事業者の環境保全活動の促進

4-1 環境保全施設整備に対する支援

(1) 三重県環境保全資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施しました。

平成15（2003）年度には、融資件数が105件、融資額が1,273,750,000円でした。

表4-2-2 三重県環境保全資金融資制度

項目	内容
融資限度額	1企業・組合 5,000万円
融資利率	年率1.6% ただし、保証を付けない場合は1.8%
保証料	協会所定料率 -0.3%
資付期間	設備資金10年以内（据置期間1年以内を含む） 運転資金5年以内（据置期間6ヶ月以内を含む）
返済方法	原則として、割賦
融資対象	(1) 公害防止活動 ア 公害防止施設の設置 イ 工場又は事業場の公害防止のためにする移転 ウ 土壌汚染の除去等 ①土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第3条第1項に基づく土壌汚染調査 ②法第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第4条に基づく土壌汚染調査 ③法第7条第1項及び第2項に規定する汚染の除去等の措置 ④法第8条第1項の規定による請求に係る汚染の除去等の措置に要した費用負担 (2) 環境保全活動 ア フロン対策 ①フロン回収装置の設置 ②フロン漏洩防止工事 イ 環境保全型施設の整備等 ①RDF利用設備の設置 ②自然エネルギー有効利用施設の設置 ③低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）の購入 ④自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え ウ リサイクル関連施設の整備等 エ 温暖化防止対策施設の整備等 (3) 事業者が経営の多角化として新たに開始するリサイクル関連の事業活動 (4) ISO14000シリーズの認証取得

(2) 三重県環境保全施設整備資金利子補給制度

この制度は、環境保全施設整備資金の融資を受けた中小企業者が取扱金融機関に支払った利子に対し、県が利子補給を行うもので、昭和46（1971）年9月から実施しています。（平成9（1997）年度以前の貸付分が対象）

表4-2-3 三重県環境保全施設整備資金利子補給金の推移
(単位：円)

年度	利子補給
S46～H6	1,012,413,600
H7	15,748,700
H8	12,836,600
H9	10,541,300
H10	7,192,000
H11	4,342,700
H12	2,395,500
H13	1,133,900
H14	507,100
H15	92,500

4-2 日本環境経営大賞の実施

環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境取組のレベルアップを図るため、全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」を実施しています。平成15（2003）年度は、応募総数121件の中から受賞17組織を決定しました。

4-3 ISO14001の導入支援

企業活動に伴う環境負荷の継続的な改善を進め、ISO14001の普及・定着を図るため、ISO14001導入助成事業により中小企業の認証取得への取組を支援しています。（平成15（2003）年度は、認証取得支援事業86件、審査登録助成事業93件）

4-4 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図りました。

また、県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対する補助制度により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な企業育成を支援しました。

(1) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保全技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発技能の集積を図るため、展示施設、研修施設などの施設及び会議施設等の整備を促進しています。

これまでに中核的施設として

- ・(財)国際環境技術移転研究センター
- ・三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター

中核的施設以外では

- ・(株)三重ソフトウェアセンター
 - ・テクノフロンティア四日市
 - ・三重県科学技術振興センター保健環境研究部
 - ・タカラバイオ(株)ドラゴンジェノミクスセンター
- が竣工しています。

(2) 環境に優しい生産技術の確立

農林水産業における環境ビジネスの育成・振興のための、生産性向上、省力化、高付加価値化等生産現場に直結した技術の確立が重要です。

平成15(2003)年度には、養殖業の高度化と環境に配慮し、持続的な養殖産業を行っていくための具体的な目標と達成手段を盛り込んだ高度化推進計画の策定に対し支援するとともに、養殖漁場環境保全のための代表的な魚類養殖漁場を対象に底質調査を実施し、底質環境の指標について検討を行いました。

環境先進県づくり県民運動

幅広い環境問題に対応するため、平成12(2000)年を「環境県民運動元年」と定め、県民、事業者、行政が協働・連携して環境創造活動を展開する母体として、まず、平成12(2000)年2月に県が3億円を出捐して「三重の21世紀環境創造支援基金」を創設し、その管理運営を「三重環境県民会議」に任せ、地域のNPOをはじめとする県内の環境保全活動を展開しているグループを支援しています。

また、広域な環境問題について統一的な県民運動を進める母体として、「環境創造活動を進める三重県民の会」を平成12(2000)年7月に設立するとともに、市町村と「県・市町村環境協働・連携会議」を設置して、協働連携を推進しています。

さらに、平成12(2000)年11月に環境ISO認証取得企業などをメンバーとして業種の枠を越えた企業間連携、企業と行政の連携を進めるため、「企業環境ネットワーク・みえ」を設立し、産業廃棄物の再資源化などの取組を支援しています。

環境に配慮した商品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入」の普及を目指す『みえ・グリーン購入倶楽部』を、県内企業や市町村、NPOなどを会員として、平成15(2003)年1月に設立しました。

1 国際的な環境保全活動の基盤整備

1-1 (財)国際環境技術移転研究センターによる環境保全活動

環境問題のなかで、とりわけ大気、水質等の環境汚染問題が顕著化している開発途上国等の諸外国に対して四日市地域を中心として中部圏に蓄積された環境保全に資する産業技術を移転するため、中部圏を中心とする産業界、学界等の全面的な支援を得て、「(財)国際環境技術移転研究センター」(ICETT)を設立し、地球環境保全に資する産業技術の移転を進めています。

平成15(2003)年度においても、国、地方公共団体、産業界、学界等の広範な支援・協力を得て、産業公害防止に関する研修・技術指導、研究開発、調査・情報提供等を行いました。これらの事業の有機的連携によって、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図りました。

1-2 (財)国際環境技術移転研究センターの機能強化

(財)国際環境技術移転研究センター(以下ICETT)は企業や県民からの発展途上国に関する環境情報提供の強い需要に応えるため、その蓄積している情報の発信に努めています。そのため既存情報ば

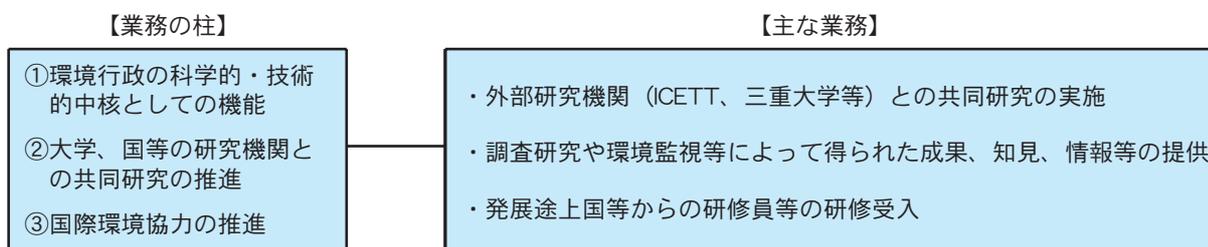
かりでなく新たな情報収集を毎年行い、収集したデータを整理・データベース化し、ホームページを開設し、情報発信しています。平成15(2003)年度も引き続きゼロエミッションをはじめとする環境情報の収集と、環境情報ネットワークシステムの充実を図りました。

ICETTは、APEC域内の環境保全活動を推進するため、「APEC環境技術交流促進運営協議会」に参加し、APEC域内の国、自治体、民間が環境技術分野での情報・人的交流を促進し、インターネットを利用した環境情報発信基地として機能する「APEC環境技術交流バーチャルセンター」とのリンクageを実施しています。

また、平成14(2002)年3月に認証取得したISO14001に基づき、エコオフィスにおける省資源・省エネルギー・リサイクルばかりでなく、事業関係者による事業評価も取り入れた「質の向上」を実施しています。この認証取得を通してICETTは国内受入研修員にも実行を促す等関係者への環境意識の向上を目指した活動を展開しています。

さらに平成15(2003)年10月、気候変動枠組条約の実施をサポートする機関で、欧州を中心とした地球環境問題を目的とした組織であるCTI(気候技術にかかる自発的活動)の事務局となり、世界的な地球環境問題解決に貢献できるよう活動を展開していきます。

図4-3-1 科学技術振興センター保健環境研究部での国際的な環境保全活動への協力に関する主な業務



1-3 科学技術振興センター保健環境研究部に おける調査研究

地球規模の環境問題に係る調査研究を進めるため、科学技術振興センター保健環境研究部において、県内の酸性雨の実態を継続して調査しています。またICETTと連携した発展途上国の研修員等の研修受入などを行っています。

2 国際環境協力の推進

2-1 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

中国河南省への環境保全支援として、平成8（1996）～9（1997）及び15（2003）年度には河南省へ三重県担当者を講師として派遣し、現地研修を行いました。

平成5（1993）～7（1995）及び10（1998）～15（2003）年度にはICETTにおいて河南省職員の受入研修を実施しました。

2-2 その他の国際協力

アジア自治体の環境改善を支援するため、アジアの開発途上国の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材育成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その結果をアジアの他の自治体へ波及させることとしています。

平成15（2003）年度は、インドネシアにおいて事業を実施しました。

第1節

環境保全の総合的取組の推進

1 基盤的施策の推進

1-1 総合的・重点的施策の推進

(1) 流域圏づくりの推進

最近、安全でおいしい水や親水空間へのニーズの高まりが見られ、全国各地で河川の環境保全や上下流の交流・連携に取り組む事例が盛んになっています。また、河川法で河川環境の保全と整備が目的として明示されるなど、行政の側にもこうした動きに対応した変化が見られるようになっていきます。

三重県内には、七つの一級河川をはじめとする河川があり、それぞれ産業や生活に役立つ利用がなされるとともに、様々な問題を抱えています。河川を軸とした面的な地域を「流域圏」として捉え、山から海に至るまでを一体的にみた施策の推進を図ることが求められています。

平成9（1997）年度から流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでいます。有識者によるルネッサンス委員会での議論や流域住民との地域懇談会を経て、平成10（1998）年2月に事業推進の理念を示す宮川流域ルネッサンス・ビジョンを策定し、12月には、2010年を目標年度とした基本計画を策定しました。

平成12（2000）年度には流域内に事務所を設置するとともに、協働の組織である宮川流域ルネッサンス協議会も結成されるなど、流域での活動が活発化しつつあり平成15（2003）年3月には「動きだす清流」第2次実施計画、平成16（2004）年4月には「宮川流域エコミュージアム推進計画」を協議会と県で策定し、地域主導の取り組みをすすめています。

また、今後は、宮川流域以外の流域についても流域圏づくりを波及させていきたいと考えます。

(2) 日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携により環境重視の地域づくりをめざし、次の取り組みを進めました。

（主なもの）

- ・職員派遣（岐阜県へ1名、福井県へ1名、滋賀県へ1名）

- ・子ども環境会議の開催（滋賀県）
- ・4県の試験研究機関による共同研究の実施（平成13～15（2001～2003）年度 テーマ「大気中有害化学物質に関する共同研究」）
- ・廃棄物監視担当連絡調整会議の開催、監視指導担当者による技術研修会、県境検問・パトロールの共同実施
- ・富山県、長野県を含めた6県で間伐材の利用促進など間伐対策についての意見交換

(3) 伊勢湾の再生

水環境の悪化、自然海岸の減少、海生生物の生息の場の減少など、伊勢湾の環境の悪化が懸念されており、いかに健全な姿を次世代に継承していくかが課題となっています。

そのため、平成12（2000）年度に「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」を策定し、伊勢湾再生に向けた取組を推進しています。

平成15（2003）年度には、「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」に基づき、次の取組を進めました。

（主なもの）

- ・伊勢湾再生に向けて横断的、総合的に取り組むため、庁内関係部局で構成する「伊勢湾再生連絡調整会議」を設置
- ・伊勢湾再生に向けた取組のネットワークの拡大と県民の皆さんの意識の向上を図るため、公開講座を実施
- ・専門的知見の蓄積を図るため「伊勢湾学セミナー設置運営懇談会」を設置
- ・伊勢湾の環境変化に関する歴史的経緯や、再生に向けての課題等を明らかにするための調査・研究事業の実施

また、県境を越えた広域的な取組として、伊勢湾総合対策協議会（三重県、岐阜県、愛知県及び名古屋市）において、伊勢湾ホームページ（<http://www.pref.mie.jp/souki/gyousei/isewan/index.htm>）の充実や、環境問題についての研修、情報交換などを行いました。

1-2 公害防止計画

(1) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条（平成5（1993）年11月までは公害対策基本法第19条）の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、

環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて関係都道府県知事が作成するものです。

本県においては、昭和45（1970）年12月に国の第一次地域として、四日市市、楠町、朝日町、川越町の1市3町を計画区域とする四日市地域公害防止計画が承認されて以来、6期計30年にわたり計画の策定を行ってきました。

平成13（2001）年度から17（2005）年度までを期間とする第7期計画からは、朝日町を除く1市2町が対象区域となり、その概要は次のとおりです。

ア 計画地域

四日市市、楠町、川越町の1市2町の区域

イ 計画の目標

大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染等に係る環境基準等の達成維持

ウ 計画の主要課題

(7) 都市地域における大気汚染対策

都市地域におけるベンゼン等に係る大気汚染の防止を図ります。

(4) 道路交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図ります。

(5) 伊勢湾の水質汚濁対策

伊勢湾のCOD、窒素及び燐に係る水質汚濁・富栄養化の防止を図ります。

(6) 廃棄物・リサイクル対策

事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境への負荷の低減を図ります。

エ 公害防止に係る施策の概要

(7) 基本的な方向

a. 計画目標、主要課題の達成のため、事業活動及び日常生活全般にわたる幅広い施策の実施

b. 国の環境基本計画の長期的な目標の達成への配慮

- ・ 環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現

- ・ 人間と多様な自然・生物の共生の確保

- ・ すべての主体の環境保全の行動への参加

- ・ 国際的取組

c. 関連諸計画と連携した総合的・計画的な施策の推進

(4) 主要課題に係る主な施策

a. 都市地域における大気汚染対策

ベンゼン等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）対策として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく環境中への排出量、廃棄物としての移動量の届出、化学物質管理指針に基づく事業者による自主管理計画の策定を促していくとともに、引き続き大気環境測定を実施していきます。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質対策として、大気汚染防止法、県条例及び県上乗せ条例に基づく規制基準等の遵守の徹底を図るため、引き続き監視指導を行います。

b. 道路交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における交通公害対策として、自動車排気ガスに係る施策の推進、低公害車の普及促進等の発生源対策を実施するとともに、遮音壁の設置等による道路構造改善対策を実施します。また、交通管制システムやバイパス、立体交差等の整備による交通円滑化対策を実施するとともに、引き続き、民家の防音工事等の沿道環境整備対策や監視体制の整備に努めます。

c. 伊勢湾水質汚濁対策

伊勢湾水質汚濁・富栄養化防止対策として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき規制基準を強化するなど総量規制を引き続き実施するとともに、窒素・燐の排水基準の遵守の徹底を図ります。

また、生活排水対策として、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の施設整備を進めるとともに、ホームページ「三重の環境」等を活用して普及啓発を行います。

d. 廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策として、三重県廃棄物総合対策及び三重県廃棄物処理計画（平成15（2003）年度策定）に基づき、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進を図るほか、ごみ処理施設、廃棄物再生利用施設等の一般廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、監視指導の強化や公共関与による産業廃棄物処理事業の推進に努めます。

(2) 公害防止計画に係る事業実績

ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫黄酸化物等の排出実績は表5-1-1のとおりでした。

また、化学的酸素要求量（COD）負荷量は表5-1-2のとおりでした。

表5-1-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

項目		年度	
		第7期計画	
		H13	H14
燃料使用量(万kl/年)		879	881
平均硫黄含有率(%)		0.011	0.011
排出量	硫黄酸化物(t/年)	1,867	1,915
	窒素酸化物(t/年)	7,035	8,467
	ばいじん(t/年)	411	443
協力工場数		39	39

(注) 1. 燃料使用量は重油換算した値です。
2. 平均硫黄含有率は重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がり後の値です。

表5-1-2 化学的酸素要求量(COD)負荷量実績

項目		年度	
		第7期計画	
		H13	H14
特定排出水量(万m ³ /日)		26.1	25.7
COD負荷量(t/日)		8.8	8.4
協力工場数		39	39

(注) 特定排出水とは、水質汚濁防止法に規定される特定施設から排出される水のことであり、間接冷却水などは含まれません。

イ 公害防止施設の整備拡充等

(7) 地方公共団体が実施した事業

平成14(2002)年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、廃棄物処理施設整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約93億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約75億円が投資されました。

なお、計画総事業費に対する平成14(2002)年度末の事業の進捗率は44.5%(5年計画のうち2年目)となっています。

(4) 企業が実施した事業

平成14(2002)年度には公害防止計画協力39工場で実施された公害防止施設の整備等の事業は投資総額で約107億円です。

2 環境汚染等の未然防止

2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町村長、住民等の意見を聴いたうえで、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

三重県では昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10(1998)年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来の要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

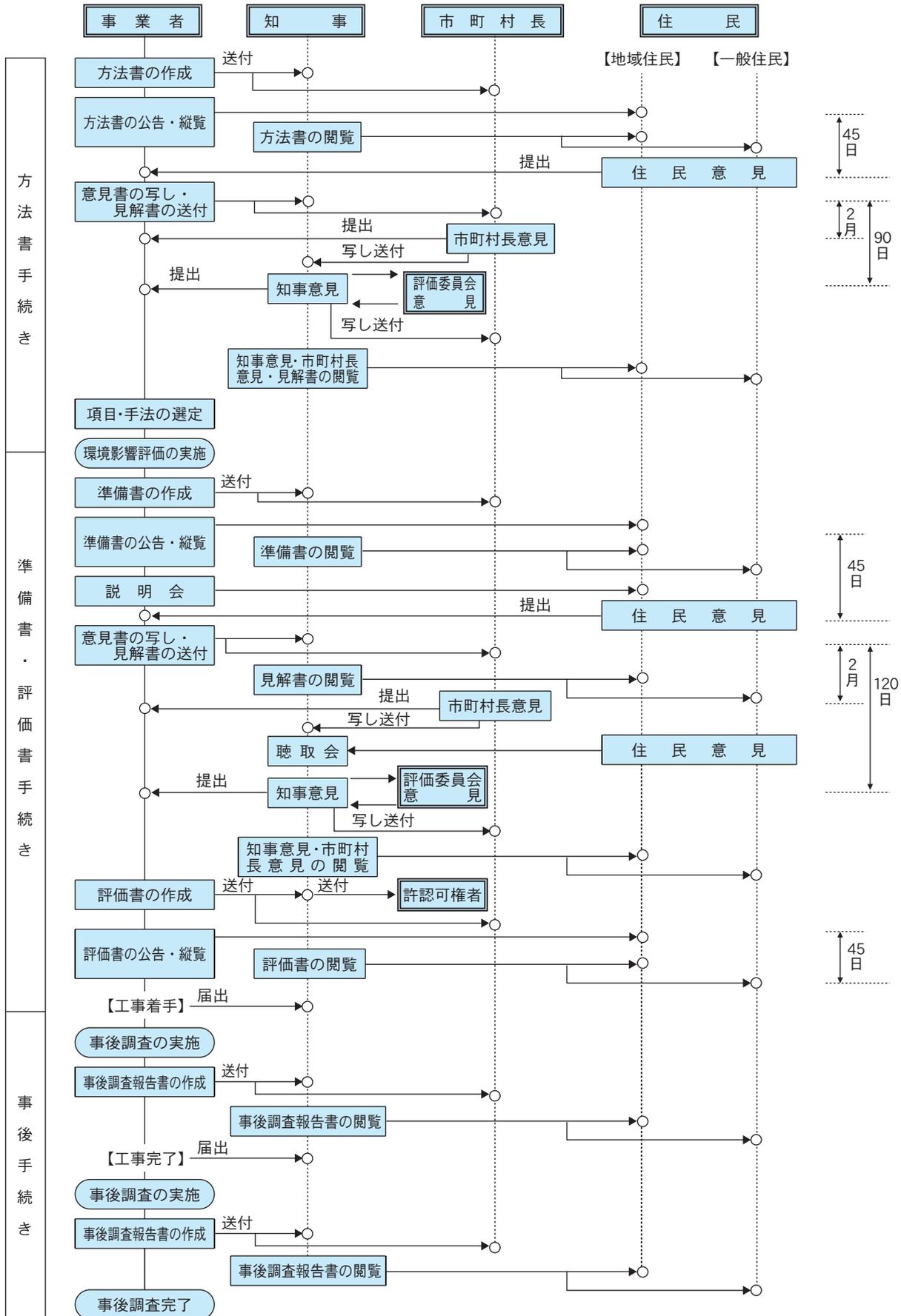
なお、条例に基づく手続きの体系は、図5-1-1に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成15(2003)年度末までに一連の手続きが終了したものは127件です。

平成15(2003)年度には、北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期建設事業に係る方法書の提出があり、環境影響評価委員会(2回)を開催しました。

第5章 共通施策

図5-1-1 三重県環境影響評価条例の手続フロー図



● 環境保全の総合的取組の推進

5章1節

2-2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47（1972）年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法又は条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成15（2003）年度までに審査を実施したのは、172件であり、平成15（2003）年度には2件の審査を実施しました。

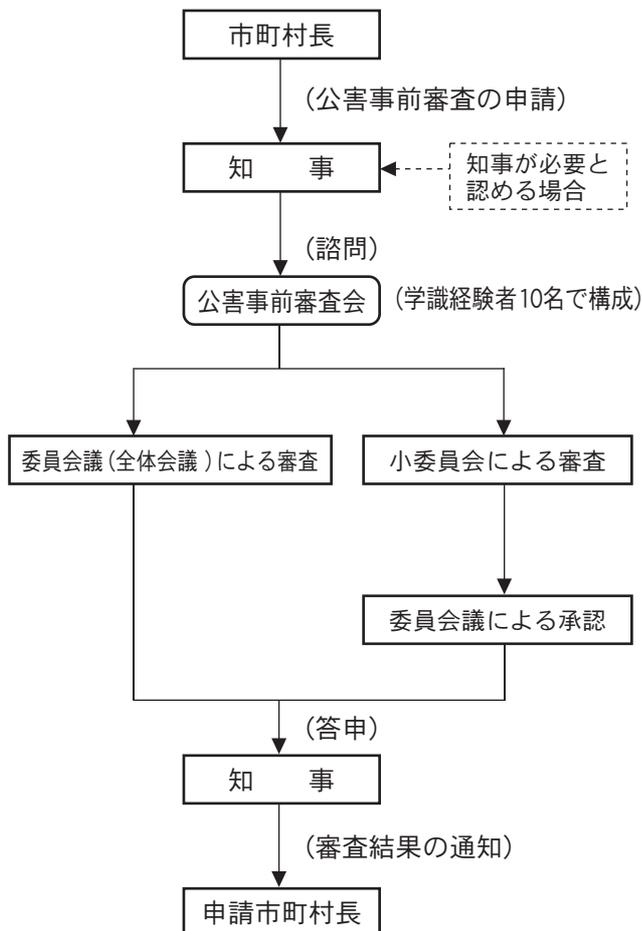
2-3 化学物質の包括的な管理対策の推進

(1) PRTR制度の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が、平成11（1999）年7月に公布されました。

平成15（2003）年度は、法に基づく2回目の届出がなされました。本県内では549件の届出がなされ、排出量・移動量については、トルエン、キシレンなどの溶剤類が多く排出されていました。（資料編11-21参照）

図5-1-2 公害事前審査の手続き



3 健康の被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者に対する補償給付

ア 救済対策の推移

三重県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業を始めた昭和35（1960）年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患（いわゆる「四日市ぜん息」）が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40（1965）年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度（自己負担分を市が負担）が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44（1969）年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給が行われるようになり、昭和49（1974）年9月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住又は通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況を踏まえ、昭和62（1987）年9月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和63（1988）年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

イ 被認定者数及び補償給付の支給状況

四日市市及び楠町における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表5-1-3 被認定者数の推移 (単位：人)

年度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H10	589	58
H11	574	56
H12	553	53
H13	532	51
H14	515	49
H15	501	49

表5-1-4 年齢階層別被認定者数(平成16年3月31日現在) (単位：人)

年齢	四日市市			楠 町		
	男	女	計	男	女	計
0～14	—	—	—	—	—	—
15～24	11	5	16	0	0	0
25～39	83	49	132	4	8	12
40～59	37	44	81	4	4	8
60～64	15	26	41	0	5	5
65～	95	136	231	10	14	24
計	241	260	501	18	31	49

表5-1-5 疾病別被認定者数(平成16年3月31日現在) (単位：人)

疾 病 名	四日市市			楠 町		
	男	女	計	男	女	計
慢性気管支炎	45	78	123	2	9	11
気管支喘息	196	182	378	16	22	38
喘息性気管支炎	-	-	-	-	-	-
肺 気 腫	0	0	0	-	-	-
計	241	260	501	18	31	49

(2) 保健福祉事業の実施

平成15（2003）年度には次の事業を実施しました。

表5-1-6 リハビリテーション事業実施状況

事業名	実施期間等	実施場所	対象	参加人数	内 容
リハビリテーション教室	6/27	四日市市総合会館第2研修室	15才以上	11人	病気の認識を正しくするための療養指導と機能回復のための呼吸体操等の実技を指導した。
日帰りリハビリテーション	7/25	三重県民の森	15才以上	11人	病気の認識を正しくするための療養指導と機能回復のための呼吸体操等の実技を指導した。
	10/23	大安町老人福祉センター		12人	
	11/13	三重県民の森		13人	
	3/4	鈴鹿青少年センター		15人	
転地療養	9/29~10/3 4泊5日	三重県福祉休養ホーム ゆずりは荘	15才以上	13人	健康の回復を図り、併せてリハビリテーション療養指導を行った。
水泳指導	通年 1人24回	ヘルスプラザ	15才以上	申し込み 42人	自己による健康管理を行い、基礎体力の増進を図るための水泳療法を行った。延べ136人
家庭療養指導	通年	年間 延べ95日 (100)	四日市市内在住の延べ426人(及び楠町在住の延べ52人)の在宅療養者の療養指導を行った。対象者は、その大半が60歳以上であり、しかも何らかの合併症をもっている場合が多いので、病状・家庭環境等も含めて、各人の実情に即した指導を行った。		

(3) 調査研究の実施

ア 三重県公害保健医療研究協議会における研究
四日市地域における公害保健医療対策を確立するため、四日市医師会、三重大学、四日市市及び三重県で「三重県公害保健医療研究協議会」を組織し、公害患者に関する医療問題や健康被害に関する疫学調査等を行っています。平成14（2002）年度における研究課題は次のとおりでした。

- ・学童のアレルギー素因と気管支喘息の関連に関する疫学的研究（継続）
- ・肺癌患者の臨床経過から見た血中抗P53抗体の推移について
- ・肺炎症例の検討について

イ 環境保健サーベイランス調査

四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的、継続的に把握しました。

(4) 健康被害予防事業の実施

平成15（2003）年度にはそれぞれ次の事業を実施しました。

表5-1-7 健康被害予防事業の実施状況

ア 健康相談事業

実施主体	楠 町
事業名	アレルギー予防教室
実施場所	楠町保健センター
内 容	アトピー乳幼児をもつ保護者に対する相談・指導
開催数又は開催月日	10月30日
参加人数	48人

第5章 共通施策

イ 健康診査事業

実施主体	四日市市	楠 町
事業名	健 康 診 査 事 業	
実施場所	四日市市保健センター	楠町保健センター
内容	気管支喘息の発症を未然に防止するための1才6か月児を対象とする問診及び指導	

4 公害紛争への対応

4-1 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 公害に係る苦情処理

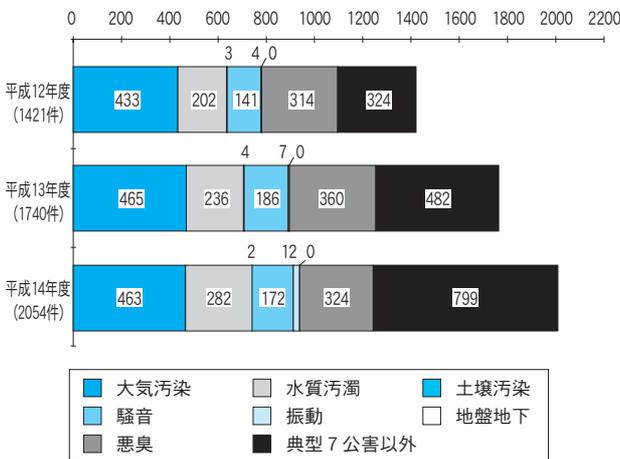
公害に関する苦情については、公害紛争処理法（昭和45（1970）年6月制定）に基づき、市町村と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、三重県では環境部及び各県民局生活環境部に公害苦情相談員を配置しています。

ア 年次別種別苦情処理取扱状況

平成14（2002）年度に県又は市町村が取り扱った公害苦情件数は2,054件でした。

図5-1-3 種別別公害苦情件数の推移

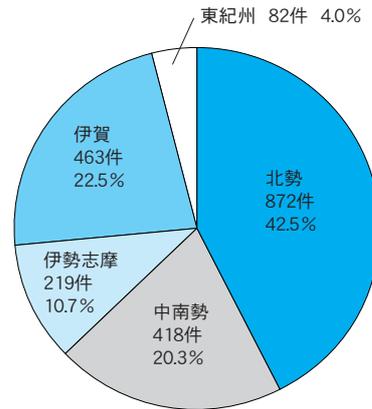


イ 地区別苦情取扱状況

公害苦情件数2,054件を発生地域別に見ると、北勢地域が約43%、伊賀地域が約23%を占めています。

また、市郡別に見ると、名張市、四日市市、桑名市、伊勢市の順となっています。

図5-1-4 地域別公害苦情件数（平成14年度）

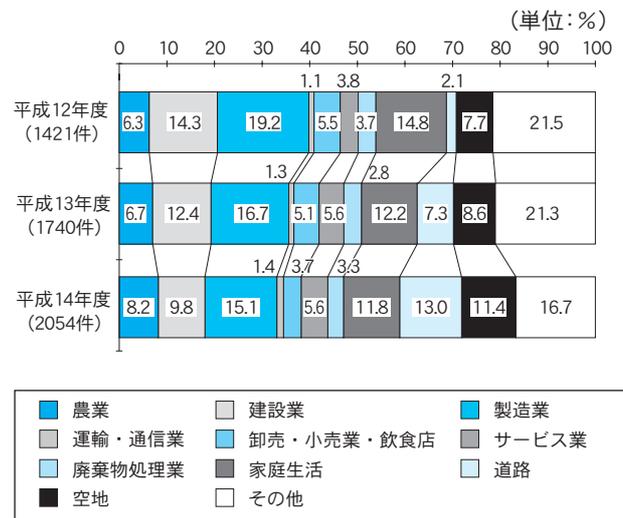


(注)北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡
 中 南 勢…津市、久居市、松阪市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡、度会郡（大宮町、紀勢町、大内山村）
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、度会郡（玉城町、二見町、小侯町、南勢町、南島町、御園村、度会町）、志摩郡
 伊 賀…上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

ウ 発生源別苦情取扱件数

苦情件数を発生源別に見ると、製造業に起因する苦情が最も多く、次いで道路、家庭生活に起因する苦情、空地に関する苦情の順になっています。

図5-1-5 発生源別公害苦情件数の推移



(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っ

表 5-1-8 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処 理 事 件 名	終結区分
H 14	調 停	導水トンネル地盤沈下被害防止等請求事件	打ち切り
H 14	調 停	金属加工工場騒音・振動被害防止等請求事件	成立
H 14	調 停	ガス容器検査場悪臭防止請求事件	成立
H 14	調 停	畜産施設水質汚濁被害防止等請求事件	継続
H 15	調 停	金属加工・車両修理工場騒音被害防止等請求事件	一部成立
H 15	調 停	排水処理施設騒音・振動被害防止等請求事件	継続
H 15	調 停	コンビナート騒音被害防止等請求事件	打ち切り

ています。最近では、年間2～3件程度の調停申請があり、工場等に起因する騒音や悪臭による健康被害の防止を求めるものが多くなっています。平成15（2003）年度には、新規の調停申請が3件ありました。

4-2 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町村長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町村等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成15（2003）年度末で1,425件となっており、平成14（2002）年度末1,417件から8件の増となっています。

第2節

監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

1 監視・観測等の体制の整備

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、平成11（1999）年8月、①大気環境監視システム、②大気発生源監視システム、③水質発生源監視システム、の監視システムを更新し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価、伊勢湾総量規制に係る水質汚濁負荷量の監視を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

大気発生源については、従来の硫酸酸化物の監視に加え、窒素酸化物を新たに追加するなど監視内容の拡充を図るとともに、得られたデータはインターネットにより公開しています。

四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。また、工場の立地や道路の整備による環境汚染を未然に防止するためには、環境監視が重要です。

ア 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県及び四日市市が測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38（1963）年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器による監視が始まりました。以後、県では桑名市から熊野市まで県内の主な都市に測定局を設置し、自動車排出ガス測定局については、県内6カ所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では光化学オキシダント濃度の測定を行う目的で、上層気象観測所を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

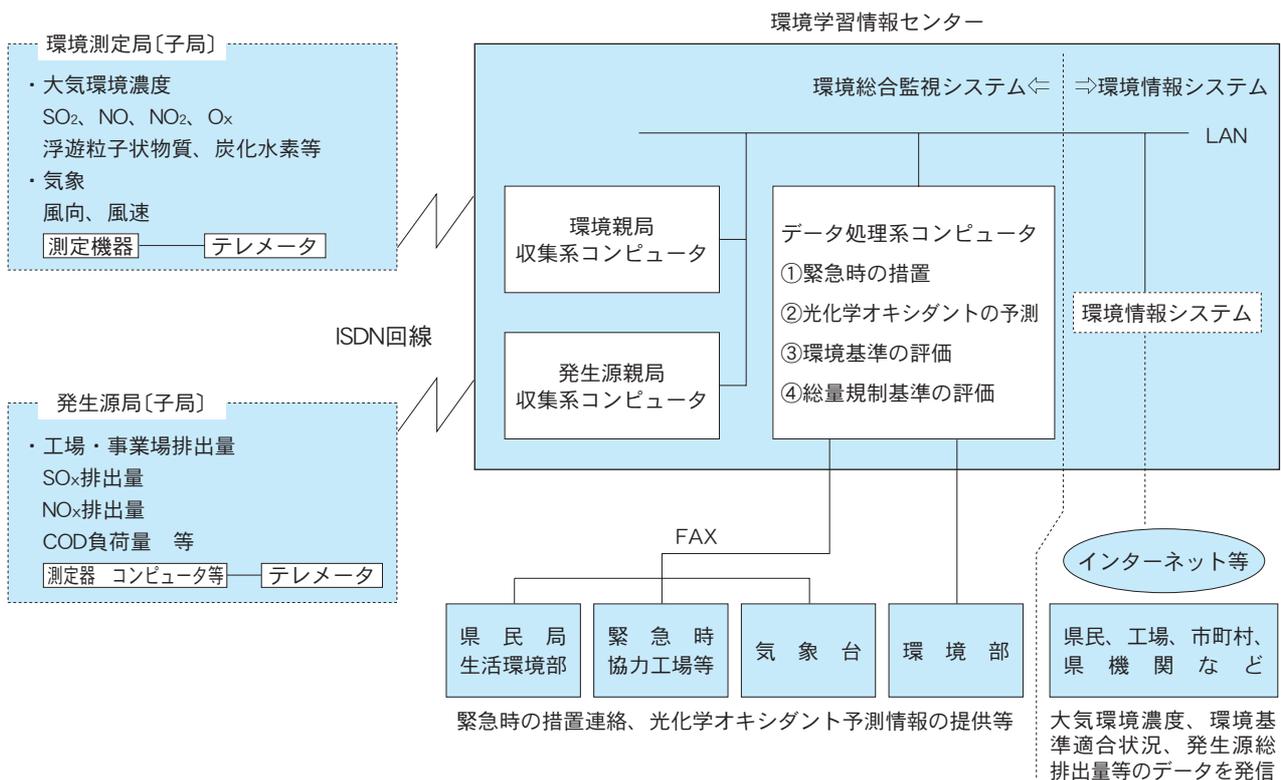
現在の測定局の設置状況は、資料編に記載しました。

イ 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫酸酸化物排出量については、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫酸酸化物の排出量が10Nm³/時以上の8工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11

図5-2-1 環境総合監視システムの概念図



● 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

(1999) 年度から、同地域における燃料使用料 2,000kg/時以上の11工場を対象に測定を開始しました。

ウ 水質発生源の常時監視

水質総量規制の実効をあげるため、伊勢湾に排出する24工場・事業場（工程排水が5,000m³/日以上）のCOD濃度及び排出水量の監視を行っています。

水質監視測定局設置の状況図は資料編に記載しました。

2 環境情報の提供・整備

2-1 環境情報総合システムの整備・運用

環境情報総合システムは、環境情報システム、環境総合監視システム、環境教育情報システムで構成され、従来の行政内部の事務処理システムに加え、環境教育や地球環境問題など新たなニーズにも応えることができます。

環境監視機能、試験研究機能、環境教育・学習機能を有機的に結ぶとともに、多種多様な環境情報を、インターネットを通して、県民はもとより市町村、教育機関、他府県さらには国内外への情

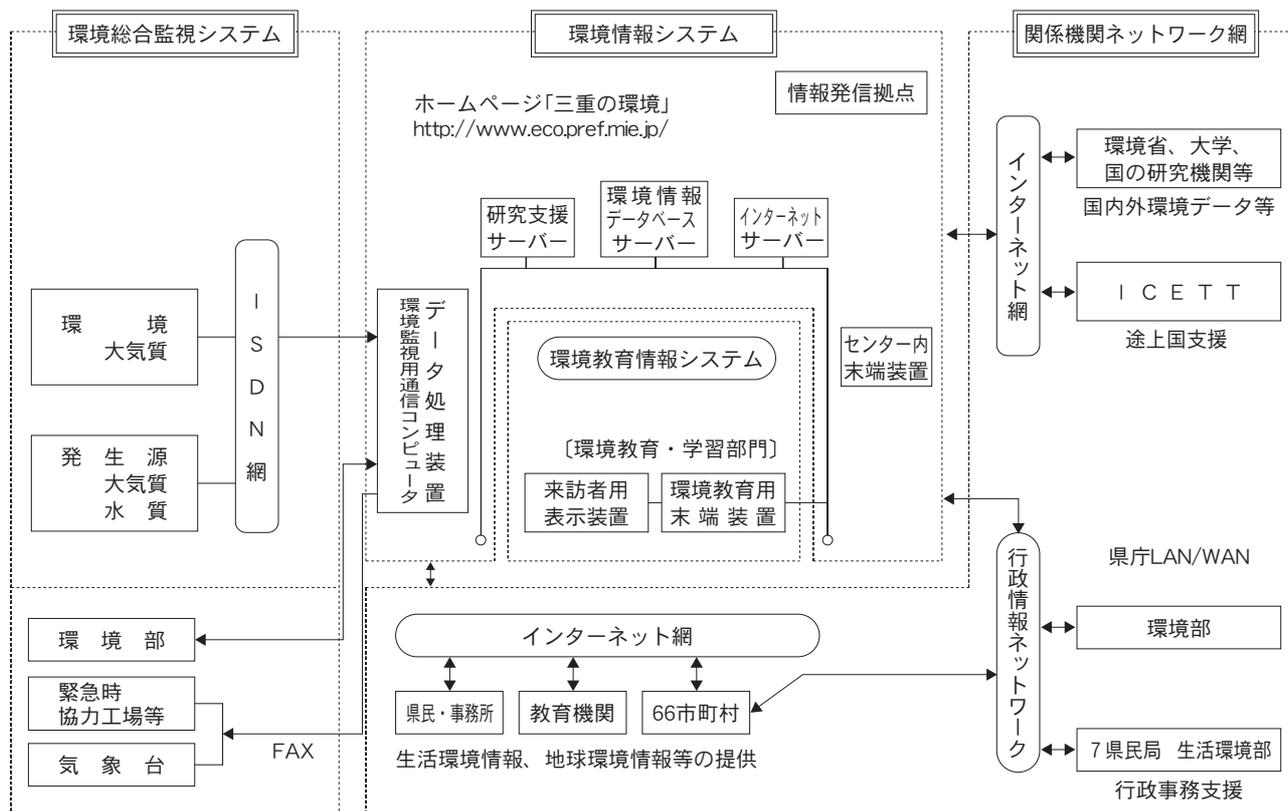
報発信を行い、環境先進県づくりにふさわしい環境情報センターの役割を担うものです。

インターネットのホームページ「三重の環境」では、条例・要綱を始め、環境調査、報道発表資料などを積極的に公開しています。（平成15（2003）年度アクセス数、1,213万ページビュー）

2-2 地図情報システムを活用した森林資源の管理

森林・林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中、森林に対する多種多様な要請が高まっており、これら諸情勢の変化に対応しつつ、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させるための森林の管理が重要となってきています。このため、育林、伐採、治山、林道計画等の森林情報の管理、森林のゾーニング、さらには自然環境情報、土地利用状況等、GIS（地理情報システム（Geographic Information System））で管理・解析等ができる各種環境情報の一元管理システムとして、平成9（1997）年度から森林GISの構築に着手し、平成13（2001）年度から運用を開始しています。

図5-2-2 環境情報総合システム概念図



1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

科学技術振興センターは、平成13年4月に再編整備を行い、県内の公設試験研究機関を統合した一研究所となりました。これにより総合的な研究体制を整えたことから、環境保全に関する調査研究だけではなく、業際分野や先端分野の研究課題に取り組むとともに、産学官の共同研究を実施しました。

1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進

ア リグニン誘導体の新素材による環境調和型材料の開発

リグニン誘導体の製造方法については、収率の大幅な向上を実現し、リグニン誘導体とグリーンプラスチックの複合化による機能性プラスチックについては、共同研究により工業用フィルムの試作を行いました。また、木質材料との複合化によって環境にやさしい住宅用壁板などの試作に取り組みました。

イ 水熱反応によるRDF焼却灰のリサイクル技術に関する研究

メカノケミカル法によって焼却灰中に含まれる有害物質の無害化処理（有害物質の分解、固定化）を行った後、ゼオライトなどのイオン交換・吸着効果等を有する材料を合成して、工業・農業・水産分野で利用する技術開発研究に取り組みました。

ウ 有機性廃棄物のバイオマスエネルギーへの変換利用等に関する研究

糖質廃棄物のエタノール発酵・メタン発酵およびその残渣等の有機性廃棄物をエネルギーやコンポストに変換して利用する技術の開発、有機性廃棄物の利用特性（エネルギー利用適性・コンポスト化適正）の評価、およびコンポストを農地で利用する場合の可能量を推定する手法の開発に取り組みました。

エ 街路樹剪定枝等の資源化利用技術の開発

街路樹等の剪定枝や木材の製材所等から排出される廃材を対象として、生ごみ処理機に用いる資材又は施設園芸培地として活用することを

目的に、微生物の攻撃を受けやすくする処理技術について検討し、その有効性について実証しました。

オ 建設廃棄物のリサイクル技術の研究開発

建設廃材の木質廃材について、接着剤を使わないボードや弾力性のある歩道用資材としての試作や試験施工を行うとともに、コンクリート廃材の魚礁への活用、ポーラスコンクリートへの活用、固化材・土壌改良材への利用技術について研究しました。

カ 地域中小企業の産業廃棄物の有効活用技術の研究

地域の中小企業から排出される産業廃棄物は、1つの工場からは少量しか排出されませんが、工場の集積から、全体として多くの産業廃棄物が排出される結果となっています。特に、北勢地域に集積する中小企業で課題となる鋳物鋳さいと陶磁器くずについて、リユースおよび資源リサイクルを図る研究に取り組みました。

キ 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

県内に事業所のある民間企業が、産業廃棄物の抑制、リサイクルの推進を図るために行う技術開発を支援し、研究成果の事業化を促進するため、産業廃棄物の抑制、リサイクル技術について、企業と9課題の共同研究に取り組みました。

ク ホテル厨芥等の養殖魚飼料利用技術に関する研究

地域の主要産業が観光業（ホテル）及び水産業である伊勢志摩地域をモデル地区として、厨芥等の地域内有機性廃棄物の養殖飼料化技術、新飼料による良食味マダイ生産技術を研究し、これを地域内循環システムとして確立する研究に取り組みました。

ケ 地域水産資源の有効活用技術の研究

英虞湾周辺で行われている真珠養殖で発生するアコヤ貝の貝殻、貝肉等の未利用資源を有効活用するため、貝殻を炭酸カルシウム資材として工業や農業分野等で活用できる技術と、貝肉から生理的に有用な物質を抽出する技術について研究しました。

コ 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究
英虞湾を対象に「干潟、藻場等の持つ自然浄化能力を活用した環境改善技術の開発」をメインテーマとし、環境改善を行いつつ真珠養殖等の経済活動が円滑に行われる新たな環境創生を行うため、浚渫土を利用した人工干潟・浅場の造成技術、アマモ種苗生産と藻場等の設計・造成技術、海底に堆積した汚泥の浄化技術、環境動態シミュレーションモデルの開発を目指した研究に取り組みました。

サ 建築廃材から作製した水硬性材料の実用化に関する研究
住宅の屋根や壁に使用される住宅用外装材の廃材が、製造工場や施工（解体）現場などから発生しています。これら住宅用外装材の廃材の処理のほとんどが産業廃棄物処理施設での埋め立て処分で行われています。

そこで、住宅用外装材の廃材を原料にした水硬性材料を開発し、住宅用外装材の原料として再利用することで、廃棄物の資源循環型システムの構築に取り組みました。

シ 経営戦略に即した低投入型茶生産システムの開発

高級茶を対象として水・窒素の循環利用による半閉鎖系茶生産システムを確立するため、溶脱液の集水方法とその浄化・循環利用方式の開発に取り組み、茶園うね間暗渠の集水能力と溶脱液の化学性を調査しました。一方、一般茶を対象に窒素投入量とコストの大幅削減を図るため、樹体制御による超低投入年一回摘採方式の開発に取り組み、本方式に対応した整枝技術と施肥窒素削減限界量を明らかにしました。

ス 食品廃棄物の家畜飼料リサイクル技術の開発
食品製造工場から排出される食品廃棄物等を家畜の飼料資源として利用する畜産リサイクル技術を開発しました。

セ 里山等多様な森林の育成管理に関する研究
県内の里山の現況を明らかにするとともに、里山の生態的管理手法の確立を図るための調査や試験を行いました。

ソ 伐採跡地更新技術の開発
伐採跡地を公益性の高い森林に誘導するため

の低コストな更新技術を開発することを目的として調査や試験を行いました。

タ 森林生態系と河川生態系の保全に関する研究
森林と河川が互いの生態系にどのような影響を及ぼすかを明らかにし、生物多様性を維持するための森林管理指針策定に必要なデータを蓄積しました。

チ 自発摂餌システム導入による養殖管理技術の高度化に関する研究

魚類養殖場の環境悪化の要因の一つである残餌を極力減らし、養殖場の環境を保全するため、マハタを対象魚種として魚の生物時計に基づく摂餌リズムを利用した給餌システムの開発のための実験を行うとともに、実用化に向けた検討を行いました。

ツ 英虞湾漁場環境基礎調査

英虞湾における有害プランクトンによる赤潮被害の防止および真珠養殖の生産管理への利用を目的に、漁場環境の観測結果を漁業者等へFAXやホームページにより情報提供しました。また、英虞湾における長期的な富栄養化の進行状態を監視するため、湾内の底質、水質および底生生物を調査しました。

テ 酸性雨等実態調査研究

平成14年度に見直した計画に基づき、2調査地点（四日市市内の都市部とその後背地）において、酸性雨の実態把握のための調査研究に継続して取り組みました。

ト 大気中有害物質の動態把握に関する研究

前年度までに改良した多環芳香族炭化水素類の分析法等を用いて、四県でフィールド調査を行い、汚染実態を把握しました。また、本研究における調査結果などの成果をまとめて報告書を作成しました。（福井・岐阜・三重・滋賀の四県連携による環境に関する共同研究）

ナ 無機性廃棄物の建材化技術の開発

廃棄物最終処分量の減少に寄与するため、焼却灰等の無機系廃棄物からトバモライト（多孔質のケイ酸カルシウム系素材）を合成し、ホルムアルデヒドおよびトルエンに対する吸着能を有する機能性の素材として有効利用する技術を開発

開発しました。

ンターにおける調査研究のテ参照)

二 環境中の農薬分析迅速定量法の開発研究

問題発生時等環境危機管理下において素早い対応を可能とするため、新規に規制対象となる可能性のある農薬を主な対象として、環境中濃度を迅速に定量できる分析方法についてGC/MS装置（ガスクロマトグラフ質量分析装置）を用いた検討を行いました。

又 ICP/MS装置（誘導結合プラズマ質量分析装置）による重金属一斉分析法の開発研究

問題発生時等環境危機管理下において素早い対応を可能とするため、廃棄物や排水等に含有される規制対象の重金属類について、一斉分析法のための前処理法の検討を行いました。

1-2 科学技術振興センター保健環境研究部の活動

今日の環境問題は、かつての産業公害だけでなく、身近な都市・生活型公害や地球規模の環境問題へとその範囲が広がり、試験研究部門においても広範な対応が求められています。

科学技術振興センター保健環境研究部では大気汚染や水質汚濁等の公害の防止に関し、技術的中核機関としてその一翼を担うため、県民局生活環境森林部が実施する水質汚濁規制対象工場等や廃棄物処理施設への立入検査に伴う排水検査及び大気汚染規制対象工場のばいじん、排ガス中の有害物質の検査などに加え、環境問題発生時における緊急分析検査への対応を行っています。

こうした公害防止に関する試験検査の充実を図るほか、各種の未規制化学物質の調査や廃棄物の資源化等新たな課題への対応を行っています。

2 地球規模の環境保全等に関する調査研究

ア 酸性雨等森林衰退モニタリング調査

近年、欧米諸国をはじめとして酸性雨等による土壌の酸性化に伴い、森林が衰退症状を示し、環境保全対策の一環としての取組が緊急課題となっています。わが国においても各地で酸性雨が観測されていることから、県内の3箇所について森林衰退の実態を把握するためモニタリング調査を実施しました。

イ 酸性雨等の実態調査研究

（第6章－第5節－3－1 科学技術振興セ

第1節

環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

1 資源循環の推進

1-1 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進

(1) ごみゼロ社会実現プランの策定

ごみの発生や排出が極力抑制され、家庭や事業所から出る不用品は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざし、ごみの分別や堆肥化など再資源化の徹底や、そのための基盤づくり、体制づくりの促進の支援、廃棄物の発生が抑制される生活様式への転換の促進などに取り組むため、ごみの減量化に関する手法やごみの実態調査等を行うとともに、県民、事業者、市町村等との連携のもとごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにするごみゼロ社会実現プランを策定します。

(2) ごみ減量化モデル事業の実施

行政と事業者、住民、NPOが協働で取り組む廃棄物の循環的利用を支援します。

(3) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対して、産業廃棄物抑制の研究開発・機器整備の補助制度により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な企業の育成を支援します。

(4) グリーン購入の取組促進

ア 環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入を県内に普及するため、平成15年1月に設立した「みえ・グリーン購入倶楽部」の活動を支援し、グリーン購入に関する地域の身近な情報の収集及び発信を行うとともに、地域における環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、循環型社会の構築を目指します。

イ 東海三県一市の各自治体が連携し、企業等と協働で、効率的にキャンペーンを実施し、グリーン購入について広報します。

(5) リサイクル製品の利用促進

三重県リサイクル製品利用推進条例により認定

した製品の県での優先的な使用に努めるとともに、認定リサイクル製品の利用拡大のため、生産者等の展示・広報事業に対して支援を行います。

(6) 容器包装リサイクルの促進

三重県第3期分別収集促進計画に基づき、市町村等の第3期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装リサイクル法によるリサイクルの推進を図ります。

(7) 使用済自動車等の適正処理

ア 関連業者の許可及び登録

解体・破砕業者に関する許可及び使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録事務を的確に行うとともに、これら事業者の名簿を公開し、当該名簿の問合せに対して迅速に対応できる体制をとります。

イ 対象業者等に対する啓発及び指導等

各自動車関連事業者や県民（自動車所有者）に法の内容を周知するとともに、関連事業者の施設整備や適正処理等について指導等を行います。

(8) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用促進を支援します。

(9) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

リサイクル資材の新技術、新資材の情報収集及び広報を行い、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(10) RDF処理の安全性の確保

平成15（2003）年8月に発生したRDF焼却・発電施設における事故に対応するため、RDF製造施設や利用施設の安全対策に取り組み、廃棄物処理の信頼を確保します。

(11) 下水道汚泥の有効利用

下水道汚泥のより一層の有効利用を推進します。

(12) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進し

ます。

(13) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成15（2003）年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	生産振興総合対策事業 家畜ふん尿活用推進事業	農林水産省 三重県
低利融資	農業経営近代化資金 (畜産公害対策資金) 農林漁業金融公庫資金	農協等
リース事業	畜産環境整備リース事業	(財)畜産環境整備機構

1-2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県生活環境の保全に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正・的確な審査を実施し、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生及び処理状況並びに処理施設の稼働状況等の実態を把握することにより、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進等の廃棄物行政をより効果的に推進します。

(2) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を引き続き推進します。ガス化溶融処理施設については平成14（2002）年12月から本格稼働しており、最終処分場の事業計画も推進します。

また、石原地先埋立事業の一環として行う最終処分場の整備については四日市港管理組合、三重県環境保全事業団と連携して、平成15（2003）年度に施設の建設工事に着手し、平成16（2004）年度末には埋立が開始できるよう進めます。

廃棄物処理センターガス化溶融処理施設概要

項目	計画諸元	
施設の種類	ガス化溶融施設	
処理対象廃棄物	一般廃棄物	焼却残さ
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻、ダスト類等
施設規模	240 t / 日 (80 t × 3 系列)	

廃棄物処理センター最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物（産業廃棄物）	鉱さい、燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類等
処分場総面積	約27.7ha
埋立総容量	約1,780,000m ³

石原地先埋立事業最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物	鉱さい、無機性汚泥、廃プラスチック類等
処分場総面積	約7.5ha
埋立総容量	約620,000m ³

(3) PCB 廃棄物の処理

PCB 廃棄物の保管・処分状況等届出書を点検・整理し、公表します。

また、本県のPCB 廃棄物処理計画の策定を行うため、基礎資料を整備すると共に、日本環境安全事業株が進める広域無害化処理施設での安全かつ円滑な処理事業を推進するため、関係自治体とともに収集運搬計画等について調整を行います。

(4) 事業者等の自主的な情報公開の促進

事業所や処理業者が、産業廃棄物に関する情報を自主的に県民に公開するシステムについて、平成20（2008）年度を目標年度とする新たな適正管理計画の策定や自主的な情報公開の指導を行うとともに、産業廃棄物の減量化を促進するため、環境技術指導員により、中小企業を中心に廃棄物の再利用やリサイクルについての助言や相談を行います。

また、インターネットを活用した廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する技術情報等の提供を積極的に行います。

(5) し尿処理体制の整備の促進

し尿の海洋投入を平成19(2007)年1月末までに全廃するため、陸上処理施設が整備されていない市町村等に対し、し尿の海洋投入処分の解消に向けた働きかけ及び情報提供を行い、施設整備を促進します。

1-3 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

(1) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番等による通報に即応します。

さらに、市町村と産業廃棄物に係る立入検査協定を締結して立入検査権限を付与するとともに、県内森林組合と不法投棄等の情報提供の協定を締結し、不法投棄等の未然防止を図ります。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する告発を的確に行います。

(2) 安全性確認調査の実施

過去に行われた産業廃棄物の不法投棄など不適正処理事案のなかには、生活環境保全上、特に支障が認められないものの、原因者が不明であったり、原因者に資力がないといった理由から、長期にわたり放置されているものがあります。

このような長期間放置され、撤去・改善の見込みがない事案について、県民の不安を払拭するため、平成16年度からの三重県総合計画「県民しあわせプラン」における重点プログラムの一つとして、不法投棄等は正推進事業「安全性確認調査」を3年計画で取り組みます。

(3) 環境修復対策の推進

桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、原因者が必要な措置を講じなかったため、原因者に代わって県が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去を継続して行います。

2 地球温暖化の防止

2-1 温室効果ガス削減対策の推進

(1) 産業部門における対策の推進

ア 地球温暖化対策計画の策定等の促進

三重県生活環境の保全に関する条例に基づき一定規模の工場・事業場(第1種エネルギー管理指定工場135社)が地球温暖化対策計画を策定するよう働きかけます。また、今年度は、第1種エネルギー管理指定工場を訪問し、同計画のフォローアップを行います。

イ 普及啓発の推進

県内企業との間で、地球温暖化対策に関する定期的な意見交換会を開催します。

(2) 運輸部門における対策の推進

ア 低公害車の普及促進

地球温暖化対策の普及・啓発のため、「こども低公害車体感フェア2004」を「こどもかんきょう体感フェア2004」に合わせ開催します。

(3) 民生部門における対策の推進

ア 三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進

地球温暖化防止の活動拠点として5月に(財)三重県環境保全事業団を「三重県地球温暖化防止活動推進センター」に指定し、実効性ある温暖化防止活動の検証、地球温暖化防止活動推進員の養成、啓発・広報活動などを行います。

イ 地球温暖化対策地域協議会による取組の促進
地域に根ざした温暖化防止活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」の設立を促進するため、地域協議会が行う事業に対する補助制度の創設や設立に向けた講演会やセミナーを開催します。

ウ 市町村等における地球温暖化対策実行計画の策定促進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県内市町村の実行計画策定に協働して取り組みます。

エ 三重県地球温暖化対策率先実行計画の見直し

県自らが率先して事務・事業による温室効果ガスの排出削減に取り組むために、「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」の推進に取り組みます。また、今年度に同計画の内容を見直します。

オ 普及啓発の推進

① 地球温暖化防止ポスター等の募集

地球温暖化防止の普及・啓発の一環として小中学生を対象に、ポスターと三重県地球温暖化防止活動推進センターのロゴマークを募集します。

② 大型店舗等省エネルギー化対策事業

民生系（事業所）の地球温暖化対策として、ビル管理法の対象である大型店舗等に対し、省エネルギー等の温室効果ガス削減対策計画等の策定を働きかけます。

カ 関西広域連携協議会における地球温暖化対策の推進

関西広域連携協議会の地球温暖化対策推進WGに参加し、「関西エコオフィス宣言」「地球温暖化防止活動推進員関西合同研修会」「夏のエコスタイルキャンペーン」に取り組みます。

(4) その他

ア 事業者等の二酸化炭素排出削減の促進

事業者等のCO₂削減の実効性を確保するため、県民や事業者との協働のもと、条例の改正も視野に入れた新たな制度を検討します。

イ 温室効果ガス削減事例集の作成

産業、運輸、民生部門における具体的な温室効果ガス削減メニューを参考事例集としてまとめます。

ウ フロン対策の推進

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。

事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

また、ホームページ等でのPRによりフロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

2-2 エネルギーの適正利用の推進

地域における省エネルギーの取組促進

地球温暖化防止活動推進員を活用し、地域における省エネルギーへの取組や省エネルギー機器の導入を促進します。

2-3 新エネルギーの導入促進

新エネルギーの導入を図るため、平成11(1999)年度に策定した「三重県新エネルギービジョン」に基づき、その具体化のために平成16(2004)年度は次のことに取り組みます。

(1) 県施設への率先導入

県民への新エネルギー普及啓発を行うため、平成12(2000)年度に策定した「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、県立学校や県立病院など県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を進めます。

(2) 太陽光発電システムの導入支援

県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助事業を実施します。

ア 三重県住宅用太陽光発電システム普及支援事業

住宅用太陽光発電システムへの補助事業を実施している市町村に対し、その経費の1/2相当額を補助します。

イ 三重県エコスクール支援事業

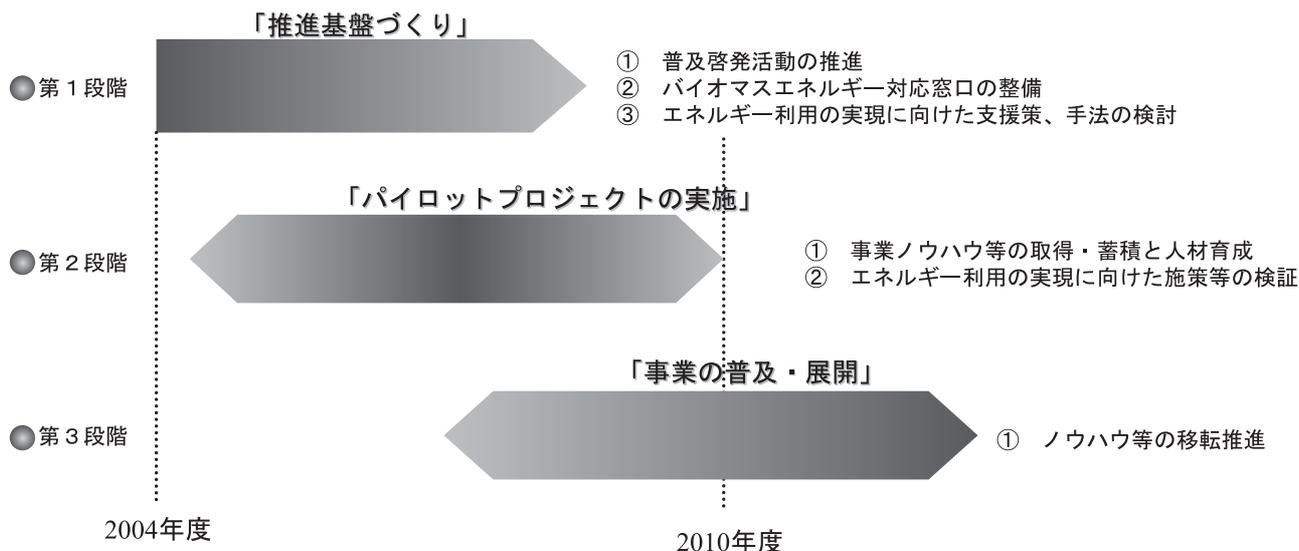
学校施設に太陽光発電システムを設置する市町村、一部事務組合または学校法人に対して、その経費の1/6相当額を補助します。

(3) 普及啓発

新エネルギーの普及啓発事業として、セミナー、学習フェア等の開催や市町村新エネルギー担当者を対象とした研修会を実施します。

(4) バイオマスエネルギーの導入促進

バイオマスエネルギーの導入促進のため、平成15(2003)年度に策定した「三重県バイオマスエネルギー利用ビジョン」に基づき、県民、市町村等への普及啓発活動など推進基盤づくりを進めるとともに、パイロットプロジェクトの実施に向け、モデル的な取組を実施するにふさわしい地域の選定を行っていきます。



(5) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町村で製造されたRDF（ごみ固形燃料）の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）を適切に運営していきます。

学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

イ 光化学オキシダント予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、随時、システムを見直し、予測精度の向上を図ります。

3 大気環境の保全

3-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、規制対象工場への立入検査を実施する等により、引き続き監視・指導していきます。

イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

ウ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

(2) 光化学スモッグ対策の推進

ア 光化学スモッグに係る緊急時の措置

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、

3-2 自動車環境対策の推進

(1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、昨年度に策定した自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき、自動車環境対策を進めます。

(2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、自動車走行量調査等を実施します。

(3) 自動車使用管理計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

(4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を

促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、自動車NOx・PM法対策地域内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

(5) ディーゼル微粒子除去装置の導入促進

健康への影響が指摘されている浮遊粒子状物質の削減を図るため、自動車NOx・PM法対策地域内の事業者等がディーゼル微粒子除去装置を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

(6) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(7) 交通情報提供システム（AMIS）の整備

平成10（1998）年度から交通情報提供システムの整備に着手し、北勢、中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置（光ビーコン）を整備して、平成12（2000）年4月から同システムの運用を開始しました。これにより既存の交通情報板等と合わせて交通情報を提供することとなり、交通流の分散を促し交通の円滑化を図っています。

平成16（2004）年度も引き続き情報収集提供装置（光ビーコン）（60基）を整備し、同システムの北勢地域での更なる拡充整備に努めていきます。

(8) 交通管制システムの拡充整備

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。具体的には、信号機の集中制御化（13基）を整備していきます。

(9) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めるとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器（約650灯）の導入を進めることによって交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図っていきます。

3-3 騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町村と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

また、規制事務の迅速・適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

(2) 都市生活騒音対策

ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

イ 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 主要道路沿道の騒音マップの作成の検討

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価を、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合で評価する面的評価で行うとともに、沿道における騒音の状況を把握するために、主要道路沿道の騒音マップの作成について検討します。

3-4 悪臭の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

工場等に対して、市町村と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

また、規制事務の迅速・適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

(2) 規制地域の拡大

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制の地域拡大について、また、複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市町村に働きかけます。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成15（2003）年度に引き続き、畜産環境パトロールを行い、悪臭防止技術等についての指導を行います。

4 水環境の保全

4-1 水質汚濁の防止

(1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、汚濁負荷量の削減を進めます。

(2) 流域ごとの評価検討

流域の的確な水質保全を進めるため、流域での発生負荷量の実態調査を実施するとともに評価検討を行い、汚濁要因に応じた対策を実施します。

(3) 水質総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、第5次総量規制において化学的酸素要求量(COD)に加え、窒素及びリンを指定項目として追加し、総量規制を実施しています。

工場・事業場に対し汚濁負荷量の削減指導を行うほか、富栄養化防止の啓発に努めます。

(4) 環境基準類型の指定・見直し

水道水源や水産養殖に利用されている水域については、環境基準の類型を指定することで水質の保全を図ります。また、環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、現状水質がより上位の環境基準を達成できる水域については環境基準類型の見直しを行うことで水質の保全を図ります。

(5) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域の汚濁軽減を図ります。

(6) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成15(2003)年度に引き続き畜産環境パトロールを実施し、浄化処理機能維持技術等についての指導とともに、素掘処理、野積処理についての改善指導を行います。

(7) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

平成15年度に引き続き、「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」に基づいた、具体的な事業の実施状況やその事業による成果について調査・検証を行います。

(8) 「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」に基づく施策の推進

「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」を踏まえ、平成16(2004)年度には、伊勢湾再生に関する取組を推進するとともに、取組が横断的、総合的に進められるよう、庁内関係部局で組織する「伊勢湾再生連絡調整会議」を開催し、具体的な事業の連携・推進を図ります。

また、伊勢湾再生に向けての問題点・課題等を明確にするための調査・研究事業やシンポジウム等を開催し、情報の蓄積・共有を図りながら、県民の皆さんやNPOなどによる様々な取組が相乗的な効果を現すことができるようネットワークの拡大を図ります。

4-2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設整備の推進

生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)の見直しを行うとともに、県と市町村とが連携を図り、地域の事情に最も適した事業の推進を図ります。

(2) 浄化槽の設置の促進

ア 浄化槽の設置促進

53市町村を対象に5,276基の整備に対する補助を行います。

イ 浄化槽市町村整備事業の推進

市町村が生活排水対策の一環として実施する事業で、地域特性を勘案し、住宅の浄化槽を市町村自ら設置し、維持管理をする特色を持っています。

三重県では、平成16年度には飯南町・飯高町・宮川村・南島町・勢和村・青山町で事業を行うこととなっており、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債の元利償還金の支払のための基金に対し補助を行います。

ウ 高度処理型浄化槽の設置促進

伊勢湾等の富栄養化対策を推進するため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

(3) 生活排水対策の啓発等

ア 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく

公共用水域への廃食用油の排出抑制等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組みを進めます。

イ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、平成15(2003)年度に引き続き、無管理浄化槽の指導、浄化槽関係業界との連携を図ります。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町村及び浄化槽関係業界が協力して対策を行っていきます。

4-3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

(1) 生物を利用した水質改善実験

河川や海域の水質や底質の改善を図るため、有用微生物群等の生物を活用した水質浄化実証実験に取り組みます。

(2) 生物を活用した汚泥の減量実験

生ゴミやし尿処理施設等から発生する汚泥の減量化を図るため、有用微生物群等の生物を活用した実証実験に取り組みます。

(3) 生物指標を用いた水質判定の普及

住民が身近に河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

(4) 地盤沈下対策

ア 地盤沈下対策の推進

(7) 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

(イ) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、多度町、長島町、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

(ウ) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。

イ 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。

また、企業誘致等関係部局との連携のもと、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。

ウ 地盤沈下による災害の防止又は復旧

地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧に資する事業として引き続き次の事業を実施します。

地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業)	鍋田川
地盤沈下対策土地改良事業	城南地区
地盤沈下対策土地改良事業	東汰上二期地区
その他関連事業 中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業)	員弁川
その他関連事業 湛水防除事業	城南地区

(5) 漁場環境の改善

沿岸漁場の改善を図るため、平成12(2000)年度から英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施していきます。

(6) 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

宮川ダム湖への選択取水設備の設置

宮川ダムからの冷濁水放流を改善する目的で、選択取水設備工事を行っています。

(7) ダムによる河川流量の維持

既取得水の安定化及び河川環境の保全のための流量を確保するダム建設の調査を進めています。

(8) 水力発電の推進

平成15(2003)年度に引き続き、川上発電所(最大出力1,200kW)建設に取り組んでいます。川上ダム建設費の一部を負担するとともに、水資源機構と今後の建設計画を協議していきます。

このほか宮川ダムから常時放流する水を利用した、宮川維持流量発電設備の建設を進めます。

水力発電の事業計画

事業計画	川上発電所建設事業	宮川維持流量発電所建設事業
所在地	名賀郡青山町阿保	多気郡宮川村久豆
発電方式	ダム式（完全従属式）	ダム式（維持放流流水利用）
水力	淀川水系木津川 支川前深瀬側	宮川水系宮川
最大出力	1,200kW	220kW
最大使用水量	2.5m ³ /s	0.5m ³ /s
有効落差	58.65m	64.50m
年間可能発電電力量	約5,589,000kWh	約1,500,000kWh

5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

5-1 有害化学物質対策の推進

(1) 重金属等の有害化学物質への対応

ア 有害大気汚染物質の監視

大気中の有害化学物質（19の優先取組物質）の濃度を、四日市市と連携して、引き続き調査します。また、有害化学物質の使用事業者に対し、排出抑制に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制を促します。

(2) 新たな有害化学物質への対応

ア ダイオキシン類等の環境調査の実施

県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導を行います。

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気24地点、水質等76地点および土壌55地点で定期的なモニタリングを行います。

イ 環境ホルモンに係る環境調査の実施

人体や環境への影響が十分に解明されていない外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、河川等環境中のこれら物質の挙動を把握するため、水質等のモニタリングを行います。

5-2 化学物質の適正管理の推進

(1) P R T Rの推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律（P R T R法）に基づき行うとともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、ホームページ「三重の環境」、パンフレット等を用い、広くP R T R法の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表します。

5-3 地下水・土壌汚染対策の推進

(1) 土壌汚染対策の推進

三重県生活環境の保全に関する条例が一部改正（平成16年10月施行予定）され、土地の所有者等は、従来の地下水汚染に加え、土壌の汚染を発見したときも届出が必要になります。当該届出をもとに、土壌汚染対策法上の調査命令を発出するための根拠資料を得る目的で、必要な場合は土壌汚染調査を実施していきます。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の一般土壌（農用地を除く）45地点で環境調査を実施します。

第2節

人と自然が共にある環境の保全

1 多様な自然環境の保全

1-1 すぐれた自然の保全

- (1) 県立自然公園計画の策定
県立公園の適正な整備や管理を図るため、公園計画の策定に向けた取組を進めます。
- (2) 三重県自然環境保全地域の指定
すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定を進めます。
- (3) 三重県自然環境保全地域の管理
自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切保全管理を行います。
- (4) 県民との自然環境情報の共有化の促進
県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報の共有を進めます。
- (5) 開発行為の届出
三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務付けています。届出に当たっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

1-2 里地里山等の保全

- (1) 里地里山等の保全活動の促進
里地里山などの身近な自然を守る地域の住民活動に対し認定や認証を行うとともに、これら活動のリーダー育成のための講習会を開催するなど、自発的な自然環境保全活動が促進されるよう支援します。

1-3 水辺環境の保全

- (1) 多自然型川づくりと親水空間の整備
潤いとふれあいのある水辺空間の形成
 - ・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い、効果的な施設整備を図ります。
 - ・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。
 - ・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。
- (2) 河川・溪流・湖沼の保全・再生
平成15（2003）年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。（平成15（2003）年度 二級河川三滝川 他18河川）
- (3) 砂防事業における自然環境保全への配慮
 - ア 多自然型川づくり
自然環境に配慮した川づくりを促進します。（二級河川三滝川 他18河川）
 - イ 溪流環境整備計画
事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

2 生物の多様性の確保

2-1 貴重・希少な野生動植物の保護

- (1) 三重県版レッドデータブックの作成
新しい三重県版レッドデータブックの平成17年度策定に向け、調査及び編纂に関する専門事項において検討を行うために設置した「三重県生物多様性調査検討委員会」での検討を踏まえ、県内の野生動植物種の分布・生息生育状況の調査を引き続き進めます。

三重県版レッドデータブック調査対象種

グループ	分類群
動物	哺乳類(陸・海産)、鳥類、爬虫類、淡水魚類、両生類、クモ類、甲殻類(淡水・干潟産)、貝類(陸・淡水・干潟産)
昆虫	チョウ・ガ類、甲虫類、トンボ、バッタ、セミなど、水生昆虫
植物	種子植物、シダ、蘚苔類
菌類	キノコ

(2) 県指定希少野生動植物種の指定・保護

自然環境保全条例に基づき、県指定希少野生動植物種の指定を進めるとともに、その種の状況に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。

三重県指定希少野生動植物種(平成16年5月11日指定告示)

分類	種名(和名)
ほ乳類	ツキノワグマ
鳥類	カンムリウミスズメ、カラスバト、ウチャマセンニュウ
魚類	カワバタモロコ、ウシモツゴ
昆虫	カワラハンミョウ
甲殻類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝類	カナマルマイマイ
植物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、ジュロウカンアオイ、マメナシ、ハマナツメ、ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ

(3) 天然記念物の指定・保護

ア 天然記念物のパトロール

天然記念物の現状を把握するためパトロールを実施します。

イ 特別天然記念物カモシカ通常調査の実施

鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域付近において、通常調査を実施します。これは、概ね5年に一度実施する特別調査を補完するモニタリング調査(毎年実施)です。

ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

エ 天然記念物ネコギギ保護管理指針の策定

平成13・14(2001・2002)年度に実施したネコギギの緊急調査を基礎資料として、ネコギギの保護管理のための指針を策定します。

オ 天然記念物ネコギギの保護増殖

絶滅のおそれがある員弁川水系のネコギギの保護増殖を行うとともに、同水系においてネコギギの生息状況や生息環境の調査を行います。

2-2 地域の生態系の保全

(1) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、自然環境保全条例に基づく生息地等の保全のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

(2) 鳥獣保護事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、第9次鳥獣保護計画(平成14~18年度)に基づき、鳥獣保護区、指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護員を配置し、鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います。

平成16年度鳥獣保護区等の指定計画

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区域	指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止)
カ所数	12	—	2	1	1
面積(ha)	3,836	—	879	225	15,196
その他	期間更新、 区域拡大 を含む				

(3) 動物の保護管理

ヒグマやニホンザル等の飼養施設や動物取扱業の飼養施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集や犬のしつけ方教室等を開催します。

(4) 移入種対策の推進

自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るための普及啓発などを進めるとともに、地域の住民団体等が行う普及啓発を目的とした移入種の抑制活動を支援します。

移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
タイワンザル (ほ乳類)	遺伝的な攪乱、農林水産業等への影響
ヌートリア (ほ乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
ミシシippアカミミガメ (爬虫類)	在来種との競合・駆逐
オオクチバス等 (魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ (植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ニセアカシア (植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱

3 自然とのふれあいの確保

3-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

自然公園事業

国立・国定公園名	箇所名	種別	事業内容
伊勢志摩 国立公園	答志島縦走歩道	国補	歩道
	登茂山園地	国補	炊事棟改修
室生赤目青山 国定公園	青山高原園地	国補	公衆便所、サイト造園、休憩場
	泰運寺園地	国補	公衆便所、標識

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における開発等の各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。

(3) 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、運営スタッフ「モリメイト」を募集し、森林公園事業の運営への提案、参画による利用者参画型の運営を促進します。

また、自然とのふれあい、親しめる機会を提供する自然観察会等の「自然体験型」行事を開催します。

3-2 森林・水辺等の保全・活用

(1) 森林とのふれあいの促進

国土保全等の森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健・風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

ア グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムについて、県内の交流施設PRパンフレットの配布を行います。

また、市町村が行っている都市との交流を促進するため、イベントやPR活動、交流関連施設整備への支援を行います。

イ 市民農園の促進

市民農園での活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成16(2004)年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営が図られるよう関係機関の指導を行います。

① 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適正かつ円滑な整備を促進します。

② 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農村の交流を図ります。

ウ 漁村と都市の交流の推進

尾鷲市賀田湾地区の三木浦漁港及び紀勢町錦地区の錦漁港、熊野市新鹿地区の鹿地漁港、鳥羽市答志町の答志漁港では海岸環境の整備を実施します。

(3) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

(4) 里地里山の身近な自然、地域産業や生活文化を活用した取組

国立公園等エコツーリズム推進モデル事業によ

り、南紀・熊野地区（三重県、和歌山県）において、自然・歴史・文化などの地域資源を活かした、地域振興との融合を目指した観光形態の整備を進めます。

事業実施機関：平成16～18年度

事業内容：シンポジウムの開催、推進体制構築、人材育成、基本計画の策定、エコツアー実施等

4 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

4-1 森林環境の保全

(1) 森林計画の策定

北伊勢森林計画について、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行うとともに、南伊勢、尾鷲熊野、伊賀の各地域森林計画の変更と合わせて、伐採届出箇所の実行調査等を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

(2) F S C森林認証の推進

環境に配慮した持続可能な森林経営への国際的取り組みを認証するF S C森林認証のP Rを進めます。

(3) 環境公益性を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業を軸とした環境林整備を進めます。

(4) 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政が一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

(5) 「森林環境教育のための条件整備の推進」

三重県型ゾーニングにより環境林として区分された森林での活動を対象に、環境林の理解を深め、森林・林業に携わる人材育成のため、環境教育や森林レクリエーション、健康づくり等の活動を支

援します。

また、子どもたちを次代の森林や環境を支える人材として育成するために、学校林を活用した交流活動や森林体験学習等に必要な学校林の環境整備を図ります。

(6) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、森林資源の環境を基礎とした力強い森林づくりを進め、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公共的機能を増進します。

(7) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

(8) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を、一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(9) 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」において、I J Uターン等林業への新規就業就職への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業者等の林業就業者の技術向上研修等を実施します。

(10) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木材を使うことが、森林の保全につながることを啓発する取組を実施します。

また、消費者が満足する木材を使った家づくりを提供する「顔の見える木材での家づくり」を実施し、木材の利用推進を図ります。

4-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」において、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的適用を図るため、担い手へ

の農地集積を促進します。

(2) 中山間地域における農地の適正管理

中山間直接支払や集落ぐるみの農地保全活動を実施するとともに、遊休農地解消事業による耕作放棄地の解消に努めます。

4-3 沿岸海域環境の保全

(1) 漁場保全対策の推進

平成15（2003）年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

(2) 養殖漁場の適正使用

魚類養殖場を持続的に利用するために湾の特性を把握し、内湾度指数の検証や底質の硫化物量を用い、漁場環境指標を確立させるための調査を実施します。

(3) 美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト

平成15（2003）年度に引き続き、地域住民と協働しながら環境創造に向けた取組を行います。また、環境学習のサポートやリーダー養成、共有する情報の充実を図ります。

(4) 水産資源の生息環境の保全・創造

ア 漁場環境保全創造事業

平成15（2003）年度は、片田・船越地区において、浚渫事業を実施し、また、伊勢湾の底質改善を図るため、耕耘や堆積物の除去を行います。

イ 沿岸漁場の整備（底質改良材散布）

平成15（2003）年度に引き続き、英虞湾・引本浦において実施される底質改良材散布に対して助成します。

ウ 漁民の森づくり活動の推進

漁場環境を改善するため、漁業者が宮川村大杉谷で行う植樹・保育活動を支援します。

(5) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

(6) 海浜の維持・保全と再生

海岸の水際線の保全・再生

平成15（2003）年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

(7) 海岸・港湾における親水空間の整備

ア 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備します。

海岸名等	事業内容
五ヶ所港海岸（南勢町）	養浜
長島港海岸（紀伊長島町）	養浜、護岸、遊歩道
宇治山田港海岸（二見町）	護岸
阿津里浜海岸（志摩町）	人工リーフ、緩傾斜護岸
道瀬海岸（紀伊長島町）	養浜
相差海岸（鳥羽市）	人工リーフ、養浜
御浜海岸（御浜町）	人工リーフ
島勝地区（海山町）	付帯施設
黒浜地区（紀伊長島町）	潜堤工
錦（紀勢町）	遊歩道等
三木浦（尾鷲市）	付帯施設等
新鹿（熊野市）	護岸等
答志（鳥羽市）	付帯施設等

イ 港湾緑地の整備

鳥羽港において整備を継続します。

事業名	港湾名	事業内容
国補港湾	鳥羽港（鳥羽市）	緑地
県単港湾緑地一体整備促進事業	鳥羽港（鳥羽市）	緑地

第3節

やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

1 身近な自然環境の保全・再生

1-1 身近な緑の保全・創出

(1) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

(2) 地域特性に配慮した緑化の促進

ア 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町村、(社)三重県緑化推進協会と連携協力し、緑のイベントや工場緑化研修会を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

イ 公共施設（用地）における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、津商業高校の緑化工事を実施します。

ウ 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

1-2 身近な水辺・海辺の保全・再生

(1) ため池における親水空間としての整備

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態や、景観に配慮した親水空間としての整備を行います。

2 良好な景観の形成

2-1 都市景観の保全・創出

(1) 道路・沿道景観の保全・創出

ア 風格ある幹線道路の整備

「三重県景観形成指針」の推進方策の実現に向け、地域住民、団体、市町村等との連携に努めます。

イ 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

道路名	都市名
富田山城線	四日市市
塩浜波木線（六呂見工区）	四日市市
環状1号線（垂坂工区）	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木線	久居市
三渡櫛田橋線	松阪市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市・御園村
伊賀上野橋新都市線	上野市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市

(2) 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取締りを行うとともに、6月（まちづくり月間）及び9月（屋外広告の日）に関係機関と連携し、一斉簡易除却や、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発活動を行います。

(3) 地区計画制度の活用

平成16（2004）年度においても地区計画の策定に向けて推進していきます。

2-2 農山漁村景観の保全・復元

(1) 農山漁村景観の保全

ア 農村の総合的な整備（実施7地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

イ 中山間地域の総合的な整備（実施7地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

(2) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

(3) 松林等の病害虫の防除

松くい虫等の病害虫による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、森林病害虫等防除法に基づき、松く

い虫被害対策を総合的かつ計画的に進めるため、三重県松くい虫被害対策事業推進計画に基づき、松くい虫の被害を受ける恐れのある松林に薬剤散布等の予防措置と被害を受けた枯損木を伐倒処理する駆除措置を行います。また、市町村が行う「市町村地区実施計画」に基づく地上散布などの予防措置及び松くい虫被害木の伐倒処理をする駆除措置に助成します。

2-3 良好な郷土景観の形成

(1) 市町村における景観形成の促進

良好な景観を保全、創出するため、市町村における景観条例や景観法に基づく景観計画の策定、景観地区等の設定などの取組を促進します。

(2) 景観づくりに関する普及・啓発の実施

まちづくり月間（6月）や都市景観の日（10月4日）を中心に、良好な景観づくりに関する啓発活動や屋外広告物クリーン運動等を行います。

3 歴史的・文化的環境の保全

3-1 文化財等の保護・活用

(1) 指定文化財の保護・活用

ア 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

三重県文化財保護審議会委員による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを県指定文化財に指定します。また、三重県文化財保護指導委員による文化財巡視等を実施します。

イ 齋宮跡の保護・整備

史跡齋宮跡の有効活用と地域の活性化を図るため、歴史ロマン再生事業に続いて、史跡整備を継続的に行います。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

ア 県営ほ場整備等に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成16年度発掘調査予定（本調査のみ）

開発事業者	遺跡数	面積(m ²)	備考
農水商工部関連	7	14,860	農水商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助
県土整備部関連	6	11,360	県土整備部執行委任
中勢道路	3	9,700	国受託事業
松阪多気バイパス	1	4,500	国受託事業
合計	17	40,420	

イ 齋宮跡の発掘調査

齋宮歴史博物館が、国史跡齋宮跡の解明のための発掘調査を2地区（1,050m²）で行います。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存活用を図るため、齋宮跡の土地買上及び赤木城跡ほか6件の史跡整備に対し補助を行います。

3-2 歴史的・文化的景観の保全・活用

(1) 歴史的・文化的遺産を活かした風情あるまちづくりの推進

街道資産を含めた県内の歴史的・文化的遺産の価値や保全状況を地域住民等との協働により明らかにするとともに、保全・活用に貢献できる人材の育成等を進め、これらの遺産を活用した地域づくり活動を支援します。

ア 歴史的・文化的遺産保全活用アドバイザーの養成

地域の歴史的・文化的遺産の価値等を判別し、それらの保全・活用ができる専門的知識を有するアドバイザーの養成について、住民等と検討します。

イ 「歴史的・文化的遺産レッドデータブック」の作成

歴史的・文化的遺産の現状調査を行い、道標・社寺・伝統行事・祭り等の情報やデータの編集を行います。

ウ 歴史街道広域ルートウォーキング事業

津地域において、地域内外の人びとが参画で

きる街道ウォークや、歴史街道探求セミナー等を、地域住民、NPO等との連携・協働により実施します。

(2) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

関町関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財(建造物ならび史跡)に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

(3) 熊野古道(伊勢路)の保全・保護

ア 世界遺産への登録

平成16(2004)年7月に、熊野古道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道(さんけいみち)」がユネスコの世界遺産に登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三霊場とこれらをつなぐ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。

これらの遺産が、その後の宗教観や歴史に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価され、今回の登録となりました。

三重県は、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、約30kmが峠道などとして往時のままの状況で残っていません。

イ 熊野古道の環境保全

世界遺産に登録されたということは、世界に対してその遺産を守ることを約束したということであり、これら遺産の保全、保護のほか、周辺環境の保全対策が必要であり、環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、あるいは、関係する市町村条例により措置等を行っていきます。

第4節

自主・協働による環境保全活動の促進

1 環境経営の推進

1-1 県における環境経営の推進

(1) 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001をツールとしてより積極的な取組を進めていきます。

(2) 環境調整システムの充実

環境調整システムの充実・強化を図るため、平成13年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置したところです。

今後は、これまでの実施事例をもとにさらに環境調整システムの充実を図るための検討を行います。

1-2 市町村における環境経営の促進

(1) 市町村等におけるISO14001ネットワーク化の促進

市町村の環境保全取組の向上に資するため、ISO14001をベースとした市町村相互の情報交換の促進及び市町村と県のネットワーク化を図る市町村ISO14001ネットワーク化推進事業を実施します。

(2) LCAの調査研究の推進

事業活動や生活・産業のインフラ整備にかかる地域の環境負荷を定量的に把握するLCA手法を導入し、環境と経済を同軸で捉えた地域整備手法により環境にやさしいまちづくりを進めます。平成15年度から多気町を対象にモデル的な取組を行っています。

(3) 環境保全対策の推進に係る市町村に対する支援

生活創造圏づくりのために、広域的または先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町村等を支援します。

1-3 事業者の環境経営の促進

(1) ISO14001の導入支援事業の実施

ISO14001の普及定着を図り、企業活動に伴う環境負荷の継続的な改善を進めるとともに認証取得によるビジネスチャンスの拡大を図るため、中小企業を対象として、ISO14001の認証取得に要する経費の一部を助成します。

(2) 小規模事業者に向けたEMS導入事業

小規模事業者の環境経営を促進するため、経費負担が少なく取り組みやすい環境マネジメントシステム（EMS）の制度創設・普及を進めます。

(3) 企業間連携の推進

「企業環境ネットワーク・みえ」会員企業が中心となり、企業間連携による廃棄物の効率的な再資源化や、地球温暖化防止への取り組みを進めるため、「廃棄物情報交換システム」や「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」などWEBサイトの運用や企業のコーディネーターとして環境技術指導員を設置することにより、企業間の情報交換や連携を促進します。

(4) 日本環境経営大賞の実施

全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」の実施を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」の理念を普及するとともに、環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境取組のレベルアップを図ります。

(5) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し必要となる資金の融資を実施します。

(6) 環境ビジネスの育成・振興

ア 鈴鹿山麓リサーチパーク

鈴鹿山麓リサーチパークについて、環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発機能の集積を図るため、展示施設、研修施設、会議場施設などの整備を促進します。

このため、PRパンフレット等による広報、企業訪問などを実施し、誘致活動に努めます。

イ 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、産学交流、企業間交流事業を実施するとともに、環境分野における事業化に向けて、より具体的なテーマで研究開発等に取り組む「サポート研究会」の取組を支援します。

ウ 環境にやさしい生産技術の確立

海面養殖業高度化計画の策定と必要な機器の整備に対して助成を行うとともに、真珠貝のへい死に係る技術的課題等の検討や代表的な漁場を対象に底質調査等を実施します。

2 環境教育・環境学習の推進

2-1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

(1) 三重県環境学習情報センターの展示コーナーの充実

県内の環境に優しい取り組みを実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などの活動を紹介する展示ブースを展示ホールに設置して展示コーナーの充実を図ります。

平成16年度は、活動を月替わりで紹介する「今月の企画展示」コーナーを展示ホールに設置します。

(2) 環境教育情報システムの更新運用

来館者が展示ホールにおいて身近な環境問題や地球環境問題を理解して、環境保全のための実践について楽しく学べる環境教育情報システムの更新運用に努めます。

(3) 環境図書の閲覧・貸出の充実

環境学習情報センター展示ホールの開架書棚を増設して、センターが蔵書している環境図書を来館者がいつでも閲覧でき、借りることができるようにします。

平成16年度は、開架書棚の増設を行います。

2-2 環境教育・環境学習の充実

(1) 環境保全活動・環境教育基本方針の策定

三重県環境教育基本方針の見直しを行い、環境の保全、ごみゼロ対策、地球温暖化防止、資源・エネルギー問題などの重要課題を総合的にとらえた新たな基本方針を策定します。

(2) 環境教育・環境学習の手引きの作成

学校教育や地域における社会教育現場などにおいて広く活用できる環境教育・環境学習を進める手引きを作成します。

(3) 環境教育・環境学習情報の提供

県民だれもが気軽に環境学習できるようにホームページ「三重の環境」の「環境学習の部屋」の充実を図り、リアルタイムで新鮮な情報を積極的に提供していきます。

(4) 環境教育・環境学習指導者の養成

広く環境に関する知識を身につけ、理解して、体験型、参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

平成16年度については、環境学習情報センターの指導者養成講座の修了者及び行政担当者を対象にした、環境教育指導者養成実践講座を開催します。

(5) 体験型による環境教育・環境学習の促進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、小中学校の社会見学やこどもエコクラブ活動等を通じて、体験型による環境教育・環境学習の促進に努めます。

平成16年度は、小中学校の社会見学を積極的に受け入れるとともに、こどもエコクラブの県内交流会を環境学習情報センターと上野市で開催します。

(6) 環境教育研修の充実

学校における環境教育・学習の充実強化を図るため、三重県教育委員会事務局研修分野（総合教育センター）において、その担い手となる教員を対象として、環境教育に関する研修講座を開催します。

(7) 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

宮川流域の身近な自然、歴史的・文化資源等を対象とした宮川流域エコミュージアムを推進するため、フィールドの整備事業を支援するとともに、流域案内人（インタープリター）養成講座を実施します。

また、学校教育との連携を図り、学校週5日制や総合的な学習に対応した情報提供を行い、環境学習に努めます。

- (8) 総合的な学習の時間等における教育の推進
各学校において、学年、教科・領域及び、総合的な学習の時間の連携を図った環境教育全体計画、年間指導計画を作成し、これに基づき地域や学校の実態・特性を十分に活かした横断的・総合的な環境教育を推進します。
- (9) 「学校環境デー」の取組
県内の全学校では、一斉活動日「学校環境デー」（6月5日）を設定し、各学校が創意工夫した活動を行うことを通して環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境作りや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図ります。
- (10) 環境教育指導者の養成
ア 環境教育リーダー養成研修会の開催
環境NPO、環境学習拠点施設の職員、一般県民を対象に、環境学習の手法についてのリーダー養成研修会の開催します。
イ 環境教育指導者の育成
子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう、教員を対象として、三重県教育委員会事務局研修分野（総合教育センター）において、体験や学習を通して学校現場に応用可能な手法を研修する講座「環境教育」を、専門研修、教職経験10年研修の中で開催します。

3 地域における環境保全活動の促進

3-1 地域における自主的な環境保全活動の促進

- (1) 自主的な環境保全活動の取組支援
三重環境県民会議の行っている三重県民活動発表会「エコリンピック2004」や地域の環境NPOとの地域交流会を通じ、自主的な活動を支援します。
- (2) 「身近な自然を体験する県民デー」の開催
参加者が楽しみながら自然に触れることを通じて、水源の涵養や浄化等の自然が果たす重要な環境保全機能を学び、私たちの毎日の生活が自然に与える影響について考え、豊かな森林と水を大切にすることを育むため、県内の森林・里山・川・海を環境保全活動の場として活動しているグループ（市民活動団体、NPO、企業等）と協働で身近な自然を体験する県民デーを開催し、森林と水を

考える環境県民運動を展開します。

- (3) 環境フェアの開催
次世代を担う子どもたちに向けて、新しい環境技術とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験の場を設け、子どもたちが未来への希望を持ち、自ら考える機会を提供する「こどもかんきょう体験フェア2004」を開催します。
開催日 平成16年8月26日（木）・27日（金）
会場 鈴鹿山麓リサーチパーク内各施設（四日市市桜町3690-1）
- (4) 環境活動団体の表彰
三重県の環境を良くするための様々な活動をたたえ、皆さんに知っていただくとともに、活動がますます素晴らしいものになるように応援していくため、それらの活動に取り組む個人やグループ、団体等を表彰する取組を行います。
- (5) 道路、河川等の清掃
道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲の草刈、清掃を支援します。
また、ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。
- (6) 森林ボランティアの育成
県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、多様な森林づくりに役立ちたいと考えている人たちを対象に、間伐や枝打ちなどの森林管理技術の向上を目的とした森林ボランティア育成研修会を開催します。
- (7) 宮川流域ルネッサンス事業の推進
宮川流域ルネッサンス事業基本計画及び第二次実施計画をふまえ、流域の住民や市町村主導の取組を進めると共に、普及啓発活動や住民との協働に継続して取り組みます。

3-2 各主体の連携による環境保全活動の促進

- (1) みえ環境県民運動協議会の創設
全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し、「みえ環境県民運動協議会」を設立します。協議会では、それぞれの役割に応じて機能分担しながら相乗効

果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として広範な環境問題に対応するなど地域環境力を高めることを目的としています。

(2) 県民総参加エコポイント推進事業の実施

県民が行う電気使用料等の削減、レジ袋削減、パークアンドライド、廃食用油リサイクルの取組等自主的なCO₂排出削減活動を促進する地球温暖化防止をめざす環境県民運動を展開します。

(3) 夏のエコスタイルキャンペーン

これまでの夏のライフスタイルを転換し、適正冷房（28℃）設定下でもさわやかに過ごせる服装の徹底を推進する運動を実施します。

取組期間：平成16年6月21日（夏至）～9月23日（秋分の日）

4 国際的な環境保全活動への協力・貢献

4-1 国際的な環境協力・貢献の推進

(1) 国際的な環境保全活動の基盤整備

ア（財）国際環境技術移転研究センター（I C E T T）への人的協力

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全に資するために設立された（財）国際環境技術移転研究センターに対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

イ アジア自治体環境支援プログラム

アジア自治体の環境改善を支援するため、選抜された特定の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材養成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その成果をアジアの他の自治体へ波及させることを目的としています。

平成16（2004）年度は、過去3カ国（フィリピン・タイ・インドネシア）での実績を生かし、新たにベトナムにおいて事業を実施します。

(2) 環境技術の移転の促進

中国河南省から研修生数名を受け入れ、（財）国際環境技術移転研究センター（I C E T T）において、近年、河南省で問題になっている産業公害の防止に関する技術研修会を開催するとともに、今後の両県省の環境協力・交流の方向について意見交換を行います。

第5節

共通施策

1 環境保全の総合取組の推進

1-1 基盤的施策の推進

- (1) 四日市地域公害防止計画の推進

第7期計画（平成13（2001）～17（2005）年度）に基づき、各種の公害防止施策の着実な実施とその進行管理を行います。
- (2) 日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携により環境重視の地域づくりをめざし、次の取組を進めます。

（主なもの）

 - ・職員派遣（岐阜県へ1名、福井県へ1名、滋賀県へ1名）
 - ・子ども環境会議の開催（福井県）
 - ・4県の試験研究機関による共同研究（「大気中有害化学物質に関する共同研究」成果報告会（滋賀県））
 - ・廃棄物監視担当連絡調整会議の開催、監視指導担当者による技術研修会、県境検問・パトロールの共同実施
 - ・間伐材の利用促進をはじめとする間伐対策についての意見交換、国への共同要望

1-2 環境汚染等の未然防止

- (1) 環境影響評価制度の充実

平成11（1999）年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

また、環境影響評価制度の充実を図るため、開発事業の基本構想段階などに対する戦略的環境アセスメント（SEA）や、開発に伴う環境への影響を極力減少させるためのミティゲーション手法などの検討を進めます。
- (2) 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、市町村の工場等の誘致や環境保全協定の締結時において、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度の活用を促進します。

1-3 公害健康被害の救済・予防

- (1) 公害健康被害者に対する補償給付

公害健康被害者に対し各種の補償給付を行います。
- (2) 保健福祉事業の実態
 - ア 転地療養事業

15歳以上の被認定者を対象とした転地療養事業を三重県勤労者福祉センター「希望荘」において9月27日から10月1日の日程で実施します。（三重県、四日市市、楠町合同開催）
 - イ 家庭療養指導事業

日常生活の指導、保健指導等を目的とし、三重県と四日市市において、保健師による家庭訪問を実施します。
 - ウ リハビリテーション事業

病気を正しく認識するための療養指導と機能回復のため、リハビリテーション教室を1回、日帰りリハビリテーションを4回実施します。
 - エ 指定施設利用健康回復事業

基礎体力の増進を図るため、水泳運動療法を実施します。
- (3) 調査研究の実施
 - ア 三重県公害保健医療研究協議会における研究協議会総会及び研究発表会を四日市市において開催します。
 - イ 環境保健サーベイランス調査

四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的・継続的に把握します。
- (4) 健康被害予防事業の実施

健康相談事業

実施団体	楠 町
事業名	アレルギー教室
実施場所	楠町保健センター
内 容	アトピー乳幼児をもつ保護者に対する相談、指導

健康診査事業

実施団体	四日市市	楠 町
事業名	健康診査事業	
実施場所	四日市市保健センター	楠町保健センター
内 容	気管支ぜん息の発症を未然に防止するため、1歳6ヶ月児童健康診査の対象者に健康問診票によるスクリーニングを行い、そのうちアレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師・栄養士による相談事業を実施。	

1-4 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町村等と協力して、その適切な処理を行います。

2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

2-1 監視・観測等の体制の整備

(1) 環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気・水質）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

(2) 公共用水域の常時監視

三重県が測定を担当している河川、海域について、常時監視を実施します。また、地下水水質についても定期モニタリングを実施します。

(3) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す22の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の19物質の大気環境調査を実施します。

(4) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

(5) 騒音・振動の調査

県において、自動車交通騒音測定を実施すると

ともに、市町村の協力を得て、一般地域の環境騒音及び道路交通振動の測定を実施します。

2-2 環境情報の整備・提供

(1) 環境情報の提供

ホームページ「三重の環境」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をするほか、化学物質、水環境、自然環境等の環境森林部にかかるデータについても、より広く分かりやすく情報提供します。

(2) 森林GISの運用

平成9年（1997）年度から森林GIS（地理情報システム（Geographic Information System））の構築に着手し、平成10（1998）年度には基本システムとして森林簿データ、計画図等の整備を行い、また、平成12（2003）年度には治山、林道、保安林等の情報整備を追加しました。平成16（2004）年度もシステムを適正に運用します。

3 環境保全に関する調査・研究等の推進

3-1 科学技術振興センターにおける調査研究

ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

産業廃棄物の抑制、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における産業廃棄物の削減に努めます。

イ 建設廃材のリサイクル技術の開発

建築物の解体時に発生するコンクリートや木材の廃材について、有効な資源リサイクル技術を開発し、資源化率の向上を図ります。

ウ 食品系廃棄物の有効活用技術の開発

ホテルや食品工場の廃棄物を家畜や養殖魚の飼料として活用する技術を開発し、食品系廃棄物の有効活用を図ります。

エ 生物系廃棄物の有効活用技術の開発

有機性廃棄物のバイオマスエネルギーへの変換技術や、街路樹等の剪定枝を生ごみ処理副資材や園芸培地として活用する技術を開発し、生物系廃棄物の有効活用を図ります。

オ 植物由来機能材料の実用化のための技術の開発

植物に含まれる未利用資源リグニンを利用した新しい機能性材料として、住宅用壁板、分解性フィルム、重金属吸着剤を開発し、実用化に取り組みます。

カ 地域中小企業の産業廃棄物の有効活用技術の開発

地域の中小企業から排出される産業廃棄物のうち、特に北勢地域に集積する中小企業で課題となる鋳物鉋さいのリユース及び資源リサイクルを図る技術を開発します。

キ 地域水産資源の有効活用技術の開発

真珠養殖で発生するアコヤ貝の貝殻、貝肉等の未利用資源を有効活用するため、貝殻を炭酸カルシウム資材として工業・農業分野等で活用する技術と、貝肉から生理的に有用な物質を抽出する技術を開発します。

ク セメント系廃棄物の資源循環型システム構築に関する技術の開発

住宅用外装材の廃材を原料にした水硬性材料を開発し、住宅用外装材の原料として再利用することで、廃棄物の資源循環型システムの構築を目指します。

ケ 無機系廃棄物の建材化技術の開発

焼却灰等の無機系廃棄物からトバモライト（多孔質のケイ酸カルシウム系素材）を合成し、光触媒作用を複合化してシックハウス症候群原因物質吸着分解能を付与した機能性建材として有効利用する技術を開発します。

コ 環境大気中浮遊粒子状物質の実態調査研究

環境大気中の微少な粒子に含まれる有害物質等について、汚染の状況と原因を把握するための調査研究を行います。

カ 酸性雨等実態調査研究

地球環境問題の一つである酸性雨について、現状と動向を把握するため、都市部とその後背地において調査を継続して実施します。

シ 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究

環境汚染が深刻化している閉鎖性海域（英虞湾）における干潟、浅場、藻場などの自然浄化機能について、産学官が共同で研究し、海域の

水環境の改善を目指します。

ス 環境中の農薬分析迅速定量法の開発

問題発生時において素早い対応を可能とするため、水道法改正に伴い追加規制等される農薬のうち、HPLC装置（高速液体クロマトグラフ装置）で分析できるものを主な対象として、環境中濃度を迅速に定量できる分析技術を開発します。

セ 排水等の重金属分析迅速定量法の開発

廃棄物や排水等の問題発生時において素早い対応を可能とするため、新たな基準項目も含めた重金属類を対象として、ICP/MS（誘導結合プラズマ質量分析）一斉分析による定量の迅速化を行います。

ソ 環境保全型農業にかかる生産技術の開発

農業における環境負荷軽減のため、水稲、茶、トマト、イチゴ等を対象に自然循環機能を活用した持続的な環境保全型生産技術を開発します。

タ 自発摂餌システムを用いた養殖魚の飼育技術の開発

魚類養殖場の環境悪化の要因の一つである残餌を極力減らし、養殖場の環境を保全するため、マハタを対象魚種として自発摂餌システム開発のための試験を行い、実用化に向けた検討を行います。

チ 内湾の漁場環境調査研究

伊勢湾や英虞湾の漁場環境把握のため、水質等のモニタリング調査を実施し、情報提供するとともに、伊勢湾における貧酸素塊形成シミュレーションモデル構築に関する調査研究を行います。

ツ 多様な森林の育成技術の開発

多様な森林の育成を図るため、伐採跡地における森林再生技術や里山再生のための管理技術の開発を進めます。

テ 森林生態系と河川生態系の保全技術の開発

人工林、天然林など森林環境の違いが生態系にどのような影響を及ぼすかを調査・解析し、生物の多様性を確保するための技術を開発しま

す。

ト 森林の衰退状況及び炭素吸収量算定の調査研究

酸性雨等が森林に及ぼす影響を明らかにしていくため、森林の衰退状況等についてモニタリング調査を行うとともに、森林の炭素吸収量算定のための調査研究に取り組みます。

ナ 淡水魚類の多様性保全に関する研究

県内主要河川における淡水魚類の分布実態を把握するとともに、改修された河川の魚類相復元の可能性や、ブラックバスなどの外来魚が生態系に与える影響を明らかにし、多様な淡水魚類相の保全手法について検討します。

ニ 農業がもつ多面的機能の維持・保全に関する研究

農地が洪水を防いだり土壌浸食を防ぐなどの国土を守る働きを評価し、減少しつつある農地を効果的に保全するための社会的な手法を検討します。

3-2 地球規模の環境保全等に関する調査研究

(1) 酸性雨等実態調査研究

(第6章-第5節-3-1 科学技術振興センターにおける調査研究のサ参照)

(2) 森林の衰退状況及び炭素吸収量算定の調査研究

(第6章-第5節-3-1 科学技術振興センターにおける調査研究のト参照)

環境年表（平成15（2003）年度）

年 月 日	内 容
H15.4.1	○改正「三重県自然環境保全条例」及び改正「三重県立自然公園条例」が施行
H15.4.16	○改正「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が施行
H15.5.23～24	○「三重の21世紀リーディング産業展」を四日市ドームで開催
H15.5.24	○三重県版レッドデータブック作成のための「三重県生物多様性調査検討委員会」を設置
H15.6.11	○尾鷲市市有林が森林認証（F S C）を取得
H15.6.18	○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法公布、施行
H15.6.18	○改正廃棄物処理法が公布（一部の規定を除き平成15年12月1日施行）
H15.6.22～9.23	○「夏のエコスタイルキャンペーン」を実施
H15.7.31～8.1	○「こどもかんきょう体感フェア2003」を鈴鹿山麓リサーチパークで開催
H15.8.5	○森林管理方針を策定
H15.8.8	○三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を公告
H15.8.14 8.19	○三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽において爆発事故が発生
H15.8.19	○ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会を設置
H15.9.16	○ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会が中間報告書を提出・公表
H15.9.16～H16.3.15	○地球温暖化対策「三重モデル」検討事業実施
H15.9.29～ H16.3.25	○県内20事業所、1NPO、2市町、1生活協同組合、2森林組合が参加して、CO ₂ 排出量取引制度検討を実施（地域提案型CO ₂ 排出量取引制度検討事業）
H15.9.30	○有害大気汚染物資のうちアセトニトリル等4物質に指針値を設定
H15.10.1	○三重県自然環境保全条例に基づく開発行為の届出制が施行
H15.11.5	○「東海三県一市環境配慮型物流推進宣言」を公表（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋及び物流関係企業・団体等）
H15.11.22	○ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会が最終報告書を提出・公表
H15.11.22～24	○「身近な自然を体験する県民デー」を県内47ヵ所で開催
H15.12.11～13	○「エコプロダクツ2003」に出展参加（東京ビッグサイト）
H15.12.24	○三重県自然環境保全審議会が「三重県自然環境保全基本方針の改正について」を答申
H15.12.25	○環境省がごみ固形燃料適正管理検討会報告書を公表
H16.1.27	○産業廃棄物に係る三重県市町村立入検査員に任命（8市町村25名）
H16.1.28	○松阪飯南森林組合が森林認証（F S C）を取得
H16.1.31	○地球温暖化防止シンポジウムの開催（於：三重県総合文化センター中ホール）
H16.3.18	○ごみ固形燃料発電所のボイラを点火し、試験調整運転を再開
H16.3.23	○「三重県生活環境の保全に関する条例」一部改正公布（土壌・地下水汚染対策関係）
H16.3.25	○「第2回日本環境経営大賞」受賞組織を決定・発表
H16.3.26	○三重県RDF焼却・発電施設整備事業の完成検査完了に伴い施設引渡し
H16.3.26	○三重県自然環境保全審議会が「三重県指定稀少野生動植物種の指定案」として20種を答申
H16.3.29	○自然に関する情報を掲載したホームページ「みえの自然楽校」をオープン
H16.3.30	○「三重県自然環境保全基本方針」を改正
H16.3.31	○県内のこどもエコクラブ会員数3年連続日本一

(資料)

資料編 目次

1. 環境行政組織と予算	
資料1-1 環境関係機構	
資料1-2 環境関係附属機関等	
資料1-3 協議会等	
資料1-4 三重県環境審議会委員	
資料1-5 三重県公害審査会委員	
資料1-6 三重県公害事前審査会委員	
資料1-7 三重県環境影響評価委員会委員	
資料1-8 三重県地盤沈下調査研究会会員	
資料1-9 三重県公害健康被害認定審査会委員	
資料1-10 三重県自然環境保全審議会委員	
資料1-11 三重県森林審議会委員	
資料1-12 自然公園指導員名簿	
資料1-13 鳥獣保護員及び三重県自然環境保全指導員	
資料1-14 三重県松くい虫被害対策連絡協議会委員	
資料1-15 環境関連予算 (平成16年度当初予算)	
2. 大気関係	
資料2-1 大気の汚染に係る環境基準	
資料2-2 二酸化硫黄測定結果	
資料2-3 二酸化硫黄月平均濃度	
資料2-4 二酸化硫黄濃度年平均値の推移	
資料2-5 二酸化窒素測定結果	
資料2-6 二酸化窒素月平均濃度	
資料2-7 二酸化窒素濃度年平均値の推移	
資料2-8 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果	
資料2-9 浮遊粒子状物質測定結果	
資料2-10 光化学オキシダント測定結果[昼間値]	
資料2-11 光化学スモッグ緊急時の措置発令状況	
資料2-12 一酸化炭素測定結果	
資料2-13 炭化水素測定結果	
資料2-14 有害大気汚染物質調査地点と調査物質	
資料2-15 有害大気汚染物質 調査物質	
資料2-16 有害大気汚染物質の調査結果 (ダイオキシン類を除く)	
資料2-17 ダイオキシン類環境調査結果	
資料2-18 月別硫黄酸化物測定結果 (市町村測定)	
資料2-19 月別二酸化窒素測定結果 (市町村測定)	
資料2-20 月別二酸化窒素測定結果 (四日市市測定)	
資料2-21 月別降下ばいじん測定結果 (市町村測定)	
資料2-22 降下ばいじん量の経年変化	
資料2-23 立入検査の状況	
資料2-24 光化学スモッグ緊急時の発令地域	
資料2-25 緊急時の措置の発令基準、措置内容	
資料2-26 ダイオキシン類の排出基準	
資料2-27 大気環境監視測定局設置場所及び測定項目	
資料2-28 大気環境監視測定局設置図	
資料2-29 大気環境監視測定局設置図 (四日市地域)	
資料2-30 大気発生源監視測定局設置図 (四日市地域)	
資料2-31 ばい煙発生施設の種別内訳	

- 資料 2-32 一般粉じん発生施設の種別内訳
- 資料 2-33 特定粉じん発生施設の種別内訳
- 資料 2-34 ばい煙に係る指定施設の種別内訳
- 資料 2-35 粉じんに係る指定施設の種別内訳
- 資料 2-36 炭化水素系物質に係る指定施設の種別内訳
- 資料 2-37 (大気関係) 総排出量等規制対象工場・事業場数

3. 水質関係

- 資料 3-1 人の健康の保護に関する環境基準
- 資料 3-2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)
- 資料 3-3 生活環境の保全に関する環境基準 (海域その1)
- 資料 3-4 生活環境の保全に関する環境基準 (海域その2)
- 資料 3-5 地下水に関する環境基準
- 資料 3-6 水質調査地点一覧 (河川)
- 資料 3-7 水質調査地点一覧 (海域)
- 資料 3-8 測定機関総括表
- 資料 3-9 環境基準達成状況の経年変化
- 資料 3-10 河川における類型別環境基準の達成状況 (BOD)
- 資料 3-11 環境基準点における河川水質ランキングベスト5 (BOD75%値)
- 資料 3-12 環境基準点における河川水質ランキングワースト5 (BOD75%値)
- 資料 3-13 水質測定結果一覧表 (河川)
- 資料 3-14 海域における類型別環境基準の達成状況 (COD)
- 資料 3-15 海域における類型別環境基準の達成状況 (全窒素・全燐)
- 資料 3-16 全窒素・全燐の指定水域別平均値
- 資料 3-17 水質測定結果一覧表 (海域)
- 資料 3-18 赤潮発生状況
- 資料 3-19 地域別地下水調査地点数
- 資料 3-20 地下水調査で環境基準を超過した地点
- 資料 3-21 水浴場水質調査結果
- 資料 3-22 水浴場水質判定基準
- 資料 3-23 立入検査の実施状況
- 資料 3-24 立入検査実施数の推移
- 資料 3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数
- 資料 3-26 公共下水道普及率
- 資料 3-27 三重県生活排水処理施設整備計画整備手法別目標
- 資料 3-28 合併処理浄化槽設置促進事業及び特定地域生活排水処理事業
- 資料 3-29 法定検査受検状況
- 資料 3-30 環境ホルモン水質調査結果
- 資料 3-31 環境ホルモン底質調査結果
- 資料 3-32 総量規制対象区域 (三重県分)
- 資料 3-33 水質監視測定局設置図

4. 騒音・振動関係

- 資料 4-1 騒音に係る環境基準
- 資料 4-2 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度 (要請限度)
- 資料 4-3 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度 (要請限度)
- 資料 4-4 環境騒音測定結果
- 資料 4-5 自動車交通騒音測定結果
- 資料 4-6 自動車交通振動実態調査結果
- 資料 4-7 騒音規制法に基づく特定工場等の状況
- 資料 4-8 振動規制法に基づく特定工場等の状況

- 資料4-9 騒音規制法に基づく特定建設作業の状況
- 資料4-10 振動規制法に基づく特定建設作業の状況
- 資料4-11 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく工場等（騒音関係）の状況
- 資料4-12 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく工場等（振動関係）の状況
- 資料4-13 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の状況

5. 土壌汚染関係

- 資料5-1 土壌の汚染に係る環境基準
- 資料5-2 ダイオキシン類環境調査結果（一般土壌）
- 資料5-3 有害特定事業場周辺環境（地下水）調査結果

6. 地盤沈下関係

- 資料6-1 地盤沈下面積の推移
- 資料6-2 地下水の採取の規制に関する指定地域と規制の概要
- 資料6-3 工業用水法による指定地域と規制の概要
- 資料6-4 三重県生活環境の保全に関する条例による指定地域と規制の概要
- 資料6-5 水準点成果一覧表
- 資料6-6 地盤沈下水準点位置図
- 資料6-7 北勢地域の3地点の水準測量結果

7. 廃棄物関係

- 資料7-1 ごみの発生と処理状況の推移
- 資料7-2 ごみ処理の状況
- 資料7-3 ごみ処理のフロー図
- 資料7-4 ごみ処理施設
- 資料7-5 粗大ごみ処理施設
- 資料7-6 埋立処分地
- 資料7-7 し尿処理状況の推移
- 資料7-8 し尿処理の状況
- 資料7-9 し尿処理のフロー図
- 資料7-10 し尿海洋投入量
- 資料7-11 し尿処理施設

8. 生活排水対策関係

- 資料8-1 浄化槽設置基数の推移
- 資料8-2 処理方式別浄化槽設置基数

9. 公害健康被害関係

- 資料9-1 被認定者数の推移（四日市市）
- 資料9-2 被認定者数の推移（楠町）
- 資料9-3 年齢階層別・疾病別被認定者（四日市市）
- 資料9-4 年齢階層別・疾病別被認定者（楠町）
- 資料9-5 疾病別被害認定者の推移（四日市市）
- 資料9-6 疾病別被害認定者の推移（楠町）
- 資料9-7 年齢階層別被害認定者の推移（四日市市）
- 資料9-8 年齢階層別被害認定者の推移（楠町）
- 資料9-9 補償給付支給実績の推移（四日市市）
- 資料9-10 補償給付支給実績の推移（楠町）
- 資料9-11 障害等級別被認定者数
- 資料9-12 市郡別公害苦情件数推移及び種類別件数
- 資料9-13 苦情処理件数

10. 自然環境・森林保全関係

- 資料10-1 温泉利用状況の推移
- 資料10-2 自然環境保全地域の指定状況
- 資料10-3 自然公園一覧表
- 資料10-4 自然公園等での行為許認可申請・届出件数
- 資料10-5 自然公園等施設整備事業
- 資料10-6 三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出件数
- 資料10-7 届出を要する開発行為に係る緑地の確保に関する基準
- 資料10-8 民有林人工林における林齢別面積（地域森林計画対象森林）
- 資料10-9 生活環境保全林の整備概況
- 資料10-10 生活環境保全林位置図
- 資料10-11 保安林の種類別面積
- 資料10-12 林内道路現状
- 資料10-13 森林の施業方法
- 資料10-14 育成単層林（人工造林）造林面積の実績
- 資料10-15 育成複層林（樹下植栽）造林面積の実績
- 資料10-16 三重県の間伐実績
- 資料10-17 間伐利用実績の推移
- 資料10-18 林地開発許可実績
- 資料10-19 森林病虫害等の防除内容
- 資料10-20 三重県内の松くい虫の被害量
- 資料10-21 自然環境保全アドバイザー登録者数及び養成フィールド一覧表
- 資料10-22 森林面積

11. その他

- 資料11-1 天然記念物指定による野生生物の保護状況
- 資料11-2 国指定文化財への保護対策
- 資料11-3 県指定文化財への保護対策
- 資料11-4 史跡等の整備と公有化
- 資料11-5 住宅用地・工業用地開発面積の推移
- 資料11-6 地域別ゴルフ場開発状況
- 資料11-7 ゴルフ場位置図
- 資料11-8 風致地区一覧表
- 資料11-9 都市公園市町村別開設状況
- 資料11-10 現在の地区計画の策定状況
- 資料11-11 生活創造圏づくり推進事業により支援した環境保全対策
- 資料11-12 I S O 14001認証取得支援事業・審査登録助成事業
- 資料11-13 市町村等 I S O 14001認証取得支援事業費補助金
- 資料11-14 公益法人等 I S O 14001認証取得支援事業費補助金
- 資料11-15 第2回日本環境経営大賞受賞組織
- 資料11-16 研修・技術指導事業（国内受入研修）
- 資料11-17 研修・技術指導事業（国内受入研修・短期）
- 資料11-18 研修・技術指導事業（海外研修・セミナー）
- 資料11-19 研究開発事業
- 資料11-20 調査・情報提供事業
- 資料11-21 第1種指定化学物質（P R T R）届出内訳

お問い合わせ先(電話番号)

環境森林部				
経営企画分野	環境森林総務室	環境企画グループ	059-224-2314	
		環境情報グループ	059-224-2318	
		経営予算グループ	059-224-2308	
	環境経営室		059-224-2312	
	環境活動室		059-224-2316	
	組織運営室		059-224-2367	
循環型社会構築分野	資源循環室	資源循環グループ	059-224-2385	
		安全技術対策グループ	059-224-2830	
		ごみゼロ推進室		059-224-3126
		廃棄物対策室		059-224-2475
		廃棄物監視・指導室	監視・指導グループ	059-224-2388
			適正処理グループ	059-224-2483
地球環境・生活環境分野	地球温暖化対策室	地球温暖化対策グループ	059-224-2368	
		大気保全グループ	059-224-2380	
		水質改善室		059-224-2382
			水質・土壌安全グループ	059-224-3145
森林・林業分野	森林振興室		059-224-2564	
	森林保全室	森林整備グループ	059-224-2574	
		治山グループ	059-224-2575	
		林業経営室	林業担い手グループ	059-224-2563
			木材利用グループ	059-224-2565
		自然環境室	自然共生グループ	059-224-2627
			野生生物グループ	059-224-2578
地域機関				
北勢県民局生活環境森林部	環境室	環境グループ	0593-52-0593	
		桑名環境グループ	0594-24-3624	
		鈴鹿環境グループ	0593-82-8675	
	森林・林業室	林業振興グループ	0593-52-0655	
		森林保全グループ	0593-52-0652	
津地方県民局生活環境森林部	生活環境室	環境グループ	059-223-5083	
	森林・林業室	林業振興グループ	059-223-5091	
		森林保全グループ	059-223-5085	
松阪地方県民局生活環境森林部	生活環境室	環境グループ	0598-50-0530	
	森林・林業室	林業振興グループ	0598-50-0568	
		森林保全グループ	0598-50-0567	
南勢志摩県民局生活環境森林部	生活環境室	環境グループ	0596-27-5405	
	森林・林業室	林業振興グループ	0596-27-5265	
		森林保全グループ	0596-27-5183	
伊賀県民局生活環境森林部	生活環境室	環境グループ	0595-24-8078	
	森林・林業室	林業振興グループ	0595-24-8142	
		森林保全グループ	0595-24-8143	
紀北県民局生活環境森林部	生活環境室	環境グループ	0597-23-3469	
	森林・林業室	林業振興グループ	0597-23-3504	
		森林保全グループ	0597-23-3503	
紀南県民局生活環境森林部	生活環境室	環境グループ	0597-89-6937	
	森林・林業室	林業振興グループ	0597-89-6134	
		森林保全グループ	0597-89-6134	
環境関連施設				
環境学習情報センター			0593-29-2000	
科学技術振興センター	総合研究企画部		0593-29-3609	
	保健環境研究部		0593-29-3800	
	工業研究部		059-234-4036	
	農業研究部		0598-42-6354	
	畜産研究部		0598-42-2027	
	林業研究部		059-262-0110	
	水産研究部		0599-53-0016	

平成16(2004)年版 環境白書

編集発行 三重県環境森林部 環境森林総務室 環境企画グループ

TEL 059-224-2314・FAX 059-224-3024

<http://www.eco.pref.mie.jp>

三重県森林GIS(地理情報システム)

GIS(地理情報システム)とは、位置を手がかりに、そこに含まれる情報(属性データ)を、管理・加工し、表示する技術です。

【今までは】
地図と情報(属性)は紙で別に管理していました。



【これからは】
地図と情報(属性)はパソコンで一緒に管理します。

三重県森林GISは、主として、貴重な森林資源を管理するために、導入しています。

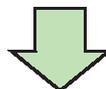
三重県 環境森林部
森林振興室

TEL:
059-224-2564
FAX:
059-224-2070
Email:
shinso@pref.mie.jp



こんなことができます

- 地図と航空写真の重ね合せ
- 情報(属性データ)の表示
- 距離などの計測



立体的に表示することができます



インターネットはこちらから

三重県森林GIS <http://www.forest-gis.pref.mie.jp/>

三重の環境 <http://www.eco.pref.mie.jp/> 「空から見た三重」から

毎日更新！HP「三重の環境」

ホームページをご覧ください

<http://www.eco.pref.mie.jp/>

平成15年度の実績は月101万ページビューです



この人にインタビュー

環境保全活動などに熱心に
取り組むみなさんを紹介

日本環境経営大賞

全国の環境経営に取り組む
先進事業所を表彰

今日のニュース

毎日更新！
スピード感ある情報を提供

条例要綱、環境データ

三重県の環境に関する条例や
環境調査データなどを網羅

事業者のみなさんへ

事業者のみなさんの取組を紹介
お役立ち情報が満載！



環境学習の部屋・相談コーナー

環境学習推進員の4人がみなさんと
対話しながら楽しく環境学習

三重県環境森林部環境森林総務室
TEL 059-224-2318 FAX 059-224-3024
電子メール: kankyo@pref.mie.jp



古紙配合率100%
白色度70(以下)%再生紙を使用しています。